

登別市地域防災計画

登別市防災会議

令和6年5月

本計画で使用する用語等は、次による。

標 記	説 明
基本法	災害対策基本法（昭和 36 年 11 月 15 日法律第 223 号）
救助法	災害救助法（昭和 22 年 10 月 18 日法律第 118 号）
道基本条例	北海道防災対策基本条例（平成 21 年 3 月 31 日北海道条例第 8 号）
市防災会議	登別市防災会議
市本部（長）	登別市災害対策本部（長）
市防災計画	登別市地域防災計画
道防災計画	北海道地域防災計画
防災関係機関	登別市防災会議条例（昭和 37 年 12 月 19 日条例第 29 号）第 3 条第 5 項に定める委員の属する機関
要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児その他の災害時に特に配慮を要する者
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者

目 次

第1編 総則・防災組織

第1章 総 則

第 1 節	計画の目的	1
第 2 節	計画の構成	1
第 3 節	計画推進にあたっての基本となる事項	1
第 4 節	計画の修正要領	2
第 5 節	防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	2
第 6 節	市民及び事業所の基本的責務等	6

第2章 登別市の概況

第 1 節	位置と地勢	9
第 2 節	気象及び気象災害の概況	9

第3章 防災組織

第 1 節	防災会議	10
第 2 節	災害対策本部	12
第 3 節	非常配備体制	23
第 4 節	住民組織等の活用	42

第2編 風水害防災計画

第1章 情報通信計画

第 1 節	気象情報等の伝達計画	45
第 2 節	災害通信計画	56
第 3 節	災害情報等の収集・伝達計画	59

第2章 災害予防計画

第 1 節	風水害に強いまちづくり計画	61
第 2 節	水害予防計画	61
第 3 節	雪害・融雪災害予防計画	63
第 4 節	積雪・寒冷対策計画	63
第 5 節	土砂災害予防計画	65
第 6 節	建築物災害予防計画	66
第 7 節	消防計画	66
第 8 節	救援物資等の備蓄、調達計画及び防災資機材等の整備計画	67
第 9 節	避難体制整備計画	68
第10節	避難行動要支援者等の要配慮者に関する対策計画	73
第11節	自主防災組織育成等の計画	77
第12節	防災知識の普及・啓発計画	78
第13節	防災訓練計画	80
第14節	幌別ダム災害予防計画	81

第3章 災害応急対策計画

第1節	応急活動計画	90
第2節	職員動員計画	90
第3節	広報・広聴計画	91
第4節	避難対策計画	92
第5節	救助救出計画	98
第6節	食料供給計画	99
第7節	衣料・生活必需品等物資供給計画	100
第8節	石油類燃料供給計画	101
第9節	給水計画	101
第10節	下水道施設対策計画	103
第11節	医療救護計画	104
第12節	防疫計画	105
第13節	廃棄物等処理及び清掃計画	106
第14節	家庭動物対策計画	109
第15節	交通対策計画	109
第16節	災害警備計画	112
第17節	輸送計画	113
第18節	障害物除去計画	115
第19節	行方不明者の捜索及び遺体の処理・埋葬計画	116
第20節	文教対策計画	118
第21節	労務供給計画	121
第22節	住宅対策計画	122
第23節	ライフライン施設応急対策計画	123
第24節	広域応援要請計画	124
第25節	自衛隊災害派遣要請計画	126
第26節	災害ボランティアとの連携計画	130
第27節	災害救助法適用計画	131
第28節	義援金、義援品募集・配分計画	133

第4章 災害復旧・被災者援護計画

第1節	基本方針	135
第2節	公共施設等災害復旧計画	135
第3節	被災者援護計画	136

第3編 地震・津波防災計画

第1章 地震・津波の想定

第1節	計画で想定する地震と津波	139
-----	--------------	-----

第2章 災害通信計画

第1節	地震・津波情報等の伝達計画	143
第2節	災害通信計画	152
第3節	災害情報等の収集・伝達計画	152

第3章 災害予防計画

第1節	地震に強いまちづくりの推進計画	153
第2節	津波災害予防計画	155
第3節	土砂災害予防計画	155
第4節	消防計画	156
第5節	救援物資等の備蓄、調達計画及び防災資機材等の整備計画	156
第6節	避難体制整備計画	156
第7節	避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画	156
第8節	自主防災組織育成等の計画	156
第9節	防災知識の普及・啓発計画	157
第10節	防災訓練計画	157
第11節	業務継続計画	158
第12節	防災拠点機能の整備に関する計画	159

第4章 災害応急対策計画

第1節	応急活動計画	160
第2節	職員動員計画	161
第3節	広報・広聴計画	161
第4節	避難対策計画	162
第5節	救助救出計画	164
第6節	食料供給計画	164
第7節	衣料・生活必需品等物資供給計画	165
第8節	石油類燃料供給計画	165
第9節	給水計画	165
第10節	下水道施設対策計画	165
第11節	医療救護計画	165
第12節	防疫計画	165
第13節	廃棄物等処理及び清掃計画	165
第14節	家庭動物対策計画	166
第15節	交通対策計画	166
第16節	災害警備計画	166
第17節	輸送計画	166
第18節	障害物除去計画	166
第19節	行方不明者の捜索及び遺体の処理・埋葬計画	167
第20節	文教対策計画	167
第21節	労務供給計画	170
第22節	住宅対策計画	170
第23節	被災建築物安全対策計画	170
第24節	ライフライン施設応急対策計画	172
第25節	広域応援要請計画	173
第26節	自衛隊災害派遣要請計画	173
第27節	災害ボランティアとの連携計画	173
第28節	災害救助法適用計画	173

第29節	義援金、義援品募集・配分計画	173
第5章	災害復旧計画	174
第6章	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画	
第1節	総則	175
第2節	地震防災上、緊急に整備すべき施設等に関する事項	175
第3節	津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	177
第4節	関係者との連携協力の確保に関する事項	185
第5節	後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項	187
第6節	防災訓練に関する事項	188
第7節	地震防災上、必要な教育及び広報に関する事項	189
第8節	津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項	190
第4編	特殊災害対策計画	
第1章	火山噴火災害対策計画	
第1節	倶多楽の概要	191
第2節	情報通信計画	191
第3節	災害予防計画	199
第4節	災害応急対策計画	201
第5節	災害復旧計画	204
第2章	海上災害対策計画	
第1節	海難対策計画	205
第2節	流出油等対策計画	207
第3章	鉄道災害対策計画	209
第4章	道路災害対策計画	211
第5章	危険物等災害対策計画	215
第6章	大規模な火事災害対策計画	218
第7章	林野火災対策計画	220
第8章	航空災害対策計画	222

第1編 総則・防災組織

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、基本法第42条の規定に基づき、市防災会議が作成する計画であり、本市の地域において、予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するにあたり、防災関係機関がその機能の全てあげて市民の生命、身体及び財産を災害等から保護するため、次の事項を定め、本市における防災の万全を期することを目的とする。

- 1 登別市の区域を管轄し、若しくは、区域内に所在する指定地方行政機関、北海道、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱に関すること。
- 2 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下、「災害時」という。）に必要な防災の組織に関すること。
- 3 災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の新設及び改善等災害予防に関すること。
- 4 災害が発生した場合の給水、防疫、食料供給等災害応急対策に関すること。
- 5 災害復旧に関すること。
- 6 防災訓練に関すること。
- 7 防災思想の普及に関すること。

なお、本計画は、「持続可能な開発目標（SDGs）」の主にゴール11、13、17の達成に資するものである。



※持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）

2015年9月に国連サミットで採択された、2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の開発目標であり、17のゴール（目標）と、それぞれの下により具体的な169ターゲットがある。全ての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むもの。

第2節 計画の構成

市地域防災計画は、次の各編から構成する。

- 第1編 総則・防災組織
- 第2編 風水害防災計画
- 第3編 地震・津波防災計画
- 第4編 特殊災害対策計画
- 資料編

第3節 計画推進にあたっての基本となる事項

本計画は、道基本条例第3条の基本理念及び登別市防災基本条例第3条の基本理念等を踏まえ、次の事項を基本として推進する（登別市防災基本条例は資料編に掲載）。

- 1 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

- 2 自助（市民及び事業者が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（市民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（道、市及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、防災対策の主体の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。
- 3 災害時は市民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、「自らの命は自ら守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、災害教訓の伝承や防災教育の推進、住民主体の取組の支援・強化により、社会全体としての防災意識の向上を図らなければならない。
- 4 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する施策・方針決定過程等における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。
- 5 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。

第4節 計画の修正要領

市防災会議は、基本法第42条に定めるところにより市防災計画に随時検討を加え、おおむね次に掲げる事項について必要があると認めるときは、これを修正する。

ただし、軽微な修正については、会長が修正し、次回の市防災会議に報告するものとする。

- 1 社会、経済の発展に伴い、計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき。
- 2 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき。
- 3 新たな計画を必要とするとき。
- 4 防災基本計画の修正が行われたとき。
- 5 その他市防災会議会長が必要と認めたとき。

市防災会議は、市防災計画を修正した場合、北海道知事（胆振総合振興局を經由）に報告するとともに、修正要旨を公表するものとする。

第5節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

市防災会議の構成機関等及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする（防災関係機関等の連絡先は資料編に掲載）。

1 指定地方行政機関

関係機関名	事務又は業務の大綱
室蘭開発建設部	<ol style="list-style-type: none"> 1 国道の整備、管理及び防災工事等の実施並びに災害復旧に関すること。 2 その所管に係る漁港施設の整備、防災工事等の実施並びに災害復旧に関すること。 3 災害情報の収集・伝達、防災・減災の取り組みに対する支援に関すること。
後志森林管理署	<ol style="list-style-type: none"> 1 国有林野の治山事業の実施、並びに保安施設等の保全に関すること。 2 国有林野についての林野火災対策に関すること。

室蘭地方気象台	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象、地象、地動及び水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
室蘭海上保安部	<ol style="list-style-type: none"> 1 船舶に対する情報等の伝達に関すること。 2 被災状況の調査に関すること。 3 海上災害の防止活動及び同災害の対応に関すること。 4 船舶交通の安全確保に関すること。 5 要請に基づき、又は独自判断による人員及び物資の輸送に関するのこと。

2 陸上自衛隊

関係機関名	事務又は業務の大綱
第71戦車連隊	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報収集又は派遣準備等を行うこと。 2 災害派遣部隊による人命の救助、消防、水防、救援物資の輸送、道路の応急啓開、応急医療、防疫、給水及び通信等の支援活動に関すること。
第13施設群	<ol style="list-style-type: none"> 3 防災訓練への協力に関すること。

3 北海道警察

関係機関名	事務又は業務の大綱
札幌方面 室蘭警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における住民の避難誘導、救出救助、交通規制及び広報に関すること。 2 災害時における警戒、警備及び犯罪の予防に関すること。 3 災害情報の収集に関すること。 4 行方不明者の捜索、検視に関すること。 5 警察相談に関すること。

4 北海道

関係機関名	事務又は業務の大綱
胆振総合振興局 地域創生部 危機対策室	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合振興局内非常配備体制の確認及び災害応急措置等の連絡調整に関すること。 2 市長の実施する応急措置の調整等に関すること。 3 指定公共機関の出先の長等に対する応急措置の実施要請等に関すること。 4 自衛隊の災害派遣要請に関すること。

胆振総合振興局 保健環境部 保健行政室	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における防疫活動の実施に関すること。 2 市長の実施する応急措置の調整等に関すること。 3 救助法の救助実施の指導に関すること。
胆振総合振興局 室蘭建設管理部	<ol style="list-style-type: none"> 1 所轄する道路、河川、海岸、急傾斜地の整備、管理及び防災工事等の実施並びに災害復旧に関すること。 2 土砂災害警戒情報の発表に関すること。
室蘭地区工業用 水道管理事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 所轄のダム施設等の防災管理に関すること。 2 ダムの放流に関し関係機関との連絡調整に関すること。

5 登別市

関係機関名	事務又は業務の大綱
登別市 (消防及び消防 団含む)	<ol style="list-style-type: none"> 1 市防災会議に関する事務を行うこと。 2 市本部の設置並びに組織の運営に関すること。 3 防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄等、地域内の災害予防応急対策の総合調整を講ずること。 4 自主防災組織の充実を図ること。 5 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動を支援すること。 6 市の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を行うこと。
登別市教育委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童、生徒、教職員の災害時の安全対策及び防災に関する教育の推進に関すること。 2 避難等に係る教育施設の使用に関すること。 3 教育施設及び文化財の保全対策に関すること。 4 災害時における応急教育の実施に関すること。

6 指定公共機関

関係機関名	事務又は業務の大綱
東日本電信電話 (株)北海道南支店 苫小牧営業支店	<ol style="list-style-type: none"> 1 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
日本放送協会 室蘭放送局	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災に係る知識の普及に関すること。 2 予報(注意報を含む)、特別警報・警報、並びに情報等及び被害状況・安否情報等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。
北海道旅客鉄道 (株)登別駅	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における鉄道の輸送の確保に関すること。 2 災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送に係る関係機関への支援に関すること。
北海道電力ネッ トワーク(株) 室蘭支店	<ol style="list-style-type: none"> 1 電力施設の保守、保安に関すること。 2 災害時における電力供給の確保に関すること。
日本郵便(株) 登別郵便局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における郵便輸送の確保と郵便業務運営の確保に関すること。 2 郵便の非常取り扱いに関すること。 3 郵便局のネットワークを活用した広報活動に関すること。

7 指定地方公共機関

関係機関名	事務又は業務の大綱
(公社)室蘭市 医師会	1 災害時における医療関係機関との連絡調整及び応急医療、助産その他救助の実施に関すること。
(一社)室蘭歯 科医師会	1 災害時における歯科医療機関との連絡調整及び応急歯科医療の実施に関すること
(一社)室蘭地 区トラック協会	1 災害時における貨物自動車(トラック等)による救助物資及び避難者の輸送に関すること。

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

関係機関名	事務又は業務の大綱
登別商工会議所	1 災害時における物価の安定及び救援物資・復旧資材の確保について協力すること。 2 被災商工業者の経営指導及び融資斡旋を行うこと。
伊達市農業協同 組合	1 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策を行うこと。 2 被災組合員に対する融資の斡旋、協力、生活物資確保に関すること。
いぶり中央漁業 協同組合	1 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策を行うこと。 2 被災組合員に対する融資の斡旋、協力、生活物資確保に関すること。
危険物関係施設 の管理者	1 災害時における危険物の保守及び保安に関すること。

9 その他の機関

関係機関名	事務又は業務の大綱
登別市連合町内会	1 災害時における住民の安否確認及び避難者の把握に関すること。 2 自主防災組織の設置促進に関すること。 3 各町内会への防災意識の啓発に関すること。
(福)登別市社 会福祉協議会	1 高齢者、心身障がい者の保護の協力に関すること。 2 被災者に対する生活維持のための援助の協力に関すること。 3 ボランティアの受け入れ及び派遣に関すること。
室蘭まちづくり 放送(株)	1 気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。
登別ガス協同組合	1 ガス供給施設の防災対策に関すること。 2 災害時におけるガス供給の確保に関すること。
のぼりべつ女性 防災ネットワーク	1 女性の視点・男女共同参画の視点を取り入れた防災対策に関すること。

第6節 市民及び事業所の基本的責務等

いつでもどこでも起こり得る災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取組を推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、市民一人ひとりや事業者等が自ら取り組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて住民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要となることから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に熟知し、その実践を促進する市民運動を展開するものとする。

1 市民の責務

市民は、「自らの身の安全は自らが守る」ことを防災の基本とし、平常時から、災害に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需品の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しながら、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努めるものとする。

また、災害時には、まず、自らの身を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、市及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努めるものとする。

(1) 平常時の備え

ア 家庭において

- (ア) 防災マップを活用し、災害の危険性の把握、避難方法（避難路、指定緊急避難場所等）及び家族との連絡方法などを確認しておく。
- (イ) 地震・津波、風水害に備え、住宅の点検と補修及び家具の固定などに努める。
- (ウ) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトイレットペーパー、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池、携帯電話充電器等）の準備、自動車への小まめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保に努める。
- (エ) 寝室等には、住宅用火災警報器を設置する。
- (オ) 火気器具の点検及び火気周辺に可燃物を置かない等の注意をするとともに、消火器を備えるよう努める。
- (カ) 行政や地域が行う防災訓練や防災学習会などに進んで参加する。
- (キ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを行う。

イ 地域（町会・町内会・自治会等）において

- (ア) 近隣住民と災害時における集団避難・安否確認等の相互協力について確認しておく。
- (イ) 自主防災組織を結成し又は町会、町内会、自治会等において、次の活動を行う。
 - a 防災マップ等を活用した防災訓練、防災学習会などの企画、実施。
 - b 土砂災害予想区域、洪水・津波浸水予想区域、身近な危険箇所等、地域の災害要因の把握。
 - c 避難行動要支援者の把握と支援体制づくり。

(2) 災害時の対応

ア 家庭において

- (ア) 地震が発生した場合は、まずは我が身と家族の安全を確保した後、火の始末をする。
- (イ) 津波注意報又は警報が発表された時や強い揺れを感じたら、直ちに海岸及び川岸から離れ安全な所に避難する。
- (ウ) 火災が発生した場合、119番通報と近所に知らせるとともに初期消火に努め、天井に火が燃え移る等、身に危険を感じたら避難する。
- (エ) 台風や大雨の場合は、テレビ、ラジオ等で気象情報を確認する。
- (オ) 避難行動は徒歩で行い、持ち物を少なくする。
- (カ) 近隣の人と助け合って行動し、安否の確認や応急救護に努める。

イ 地域（町会・町内会・自治会・自主防災組織等）において

- (ア) 地域の被災状況を把握して消防又は警察に通報するとともに、地域住民に伝達して

避難の誘導を行う。

- (イ) 地域の負傷者、避難行動要支援者等の救助と、避難の支援を行う。
- (ウ) 火災が発生した場合、初期消火に努める。
- (エ) 避難所での自主的な活動等、防災機関の応急対策に協力する。
- (オ) 防災ボランティア活動への参加又は支援等、地域の活動に貢献する。

2 事業者の責務

災害応急対策や災害復旧に必要なもの、食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関するものをはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、市、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献、地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための業務継続計画（BCP）を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの取り組みを通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

(1) 平常時の備え

- ア 災害時の行動マニュアル及び業務継続計画（BCP）を策定する。
- イ 防災体制の整備を行う。
- ウ 事業所の耐震化・耐浪化の促進に努める。
- エ 予想被害からの復旧計画を策定する。
- オ 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育を行う。
- カ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応を行う。
- キ 取引先とのサプライチェーンを確保する。

(2) 災害時の対応

- ア 事業所の被災状況を把握する。
- イ 従業員及び来客、施設利用者に対して災害情報を提供する。
- ウ 来客、施設利用者の避難誘導及び救助活動を実施する。
- エ 事業所又は近所で火災が発生した場合は、初期消火に努め又は消火活動に協力する。
- オ 事業の継続又は早期再開・復旧に努める。
- カ 防災ボランティア活動への参加又は支援など、地域社会への貢献及び防災関係機関の活動に協力する。

3 市民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- (1) 市内の一定の地区内の居住者及び当該地区内に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者を含む。）（以下「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努める。
- (2) 地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市との連携に努めるものとする。
- (3) 市防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて市防災計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めるときは、市防災計画に地区防災計画を定める。
- (4) 市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

- (5) 市は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、住民一人一人が自ら行う防災活動の促進により、当該市町村における地域社会の防災体制の充実を図るものとする。

第2章 登別市の概況

第1節 位置と地勢

本市は、北海道の南西部にあって東は東経141度11分22秒、西は東経140度58分15秒、南は北緯42度20分59秒、北は北緯42度33分13秒に位置し、東西18.5km、南北22.6kmでほぼ菱形をなし面積は212.21k㎡で東南は太平洋に面し東は白老郡、西北は来馬岳、オロフレ山を経て有珠郡に境し、西南は室蘭市に接し、北に高く、南に低く大別して内陸地帯と海岸地帯に分けられ、平坦地は海岸線に沿った部分で他は丘陵起伏をなした山岳地帯となっている。

第2節 気象及び気象災害の概況

本市の気候は、年間を通じて温暖なる海岸性気候を呈しており、冬季は北海道でも最も積雪量の少ない地域にある。

4月に入ると季節風も弱まり5月にかけて好天が続くことがあるが、雨天が長く融雪水と重なって排水溝、その他小河川の流れを活発にして一挙に出水することがある。

5月下旬から6月にかけて海霧が発生し停滞するため日照が少なく、6月になるとオホーツク海高気圧の影響で日照の少ない日が7月中旬頃まで続き、農作物などの発育に悪い影響を与える。

7月末頃からは、北太平洋高気圧の圏内に入り夏となるが、暑い期間は短く、9月には大陸からの移動性高気圧が本地方をおおうため、晴天が続き、朝夕の気温が下がってくる。

台風の発生は、30年間（平成3年～令和2年）の統計によると、日本に接近する台風は年約12回、そのうち北海道に接近するものは年約2回であり、北海道に影響するものは8月、9月に多い。

冬季は大陸に蓄積された寒冷な気団が北西の季節風となって運ばれ、11月頃から冷たい季節風が吹きはじめ、12月、1月、2月を最盛期として、3月頃までこの状態が続く。

この期間中は、天気の変動が少ないが海岸部では発達した低気圧の通過後、北西の強い風が雪を伴って吹き続くことがある。

※ 本市の災害記録は、資料編に掲載

第3章 防災組織

第1節 防災会議

市防災会議は、市長を会長とし、登別市防災会議条例（昭和37年12月19日条例第29号）第3条第5項に定める機関の職員等を委員として組織するものであり、その所掌事務は、本市の地域防災計画を作成し、その実施を図るとともに、市の地域に係る防災に関する重要事項を審議するほか、法の規定に基づきその権限に属する事項を処理するものである（登別市防災会議条例は資料編に掲載）。

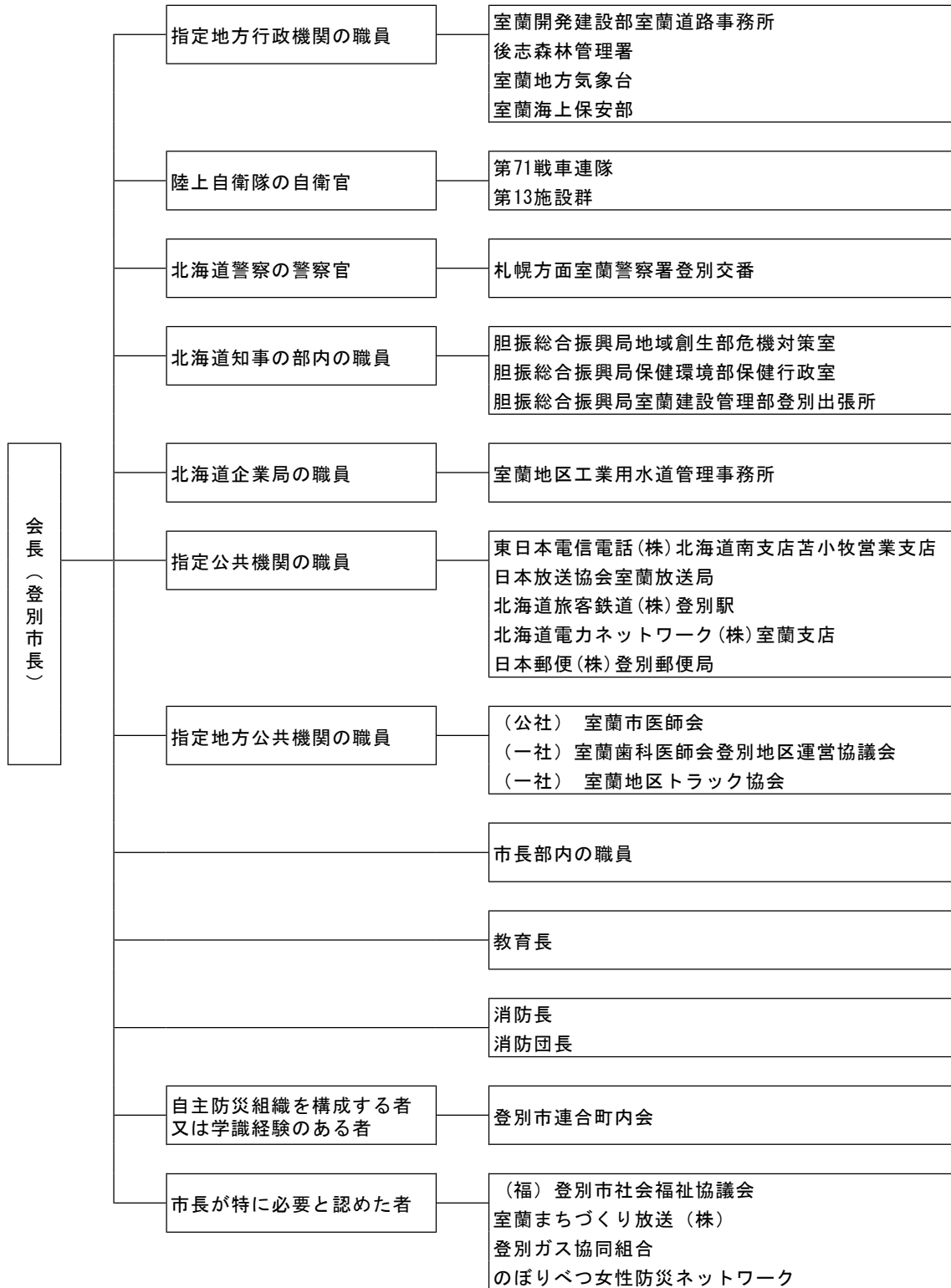
1 市防災会議の組織

市防災会議の組織は、市防災会議の組織図のとおりである。

2 市防災会議の運営

登別市防災会議条例及び登別市防災会議運営規程の定めるところによる（登別市防災会議運営規程、登別市防災会議委員名簿は資料編に掲載）。

市防災会議の組織図



第2節 災害対策本部

市長は、災害時、防災の推進を図るため必要があると認めるとき、基本法第23条の2の規定に基づき市防災計画の定めるところにより市本部を設置することができる。

市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、適切な対応がとれるよう務めるとともに、市本部の機能の充実・強化に努める。

また、その組織及び運営は登別市災害対策本部条例及び次に定めるところによる（登別市災害対策本部条例は資料編に掲載）。

1 市本部の組織

別表1のとおり

2 市本部の運営

(1) 本部会議

本部会議は、本部長、副本部長、本部員で組織し、災害対策の基本的な事項について協議するものとする。

(2) 本部員会議の開催

ア 本部員会議は本部長（市長）が必要に応じ開催するものとする。

イ 本部員は、それぞれ所管事項について必要な資料を提出しなければならない。

3 市本部の設置基準

市本部は、災害・事故等が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合において、次の基準に該当し、市長が必要と認めるときに設置する。

なお、火山災害の基準については、第4編第1章火山噴火災害対策計画に記載する。

(1) 風水害・雪害

ア 特別警報（大雨・暴風・高潮・波浪・暴風雪・大雪）が発表されたとき。

イ 胆振幌別川、来馬川、登別川、鷲別川、富岸川、岡志別川のいずれかが、氾濫危険水位に到達、又は到達するおそれがあるとき。

ウ 土砂災害警戒情報が発表されたとき。

エ 記録的短時間大雨情報が発表されたとき。

オ 多くの家屋や人的被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害の拡大が予想されるとき。

カ 多くの地域で孤立集落、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。

キ 多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。

(2) 地震・津波

- ア 震度5弱以上の地震が発生したとき。
- イ 市沿岸（北海道太平洋沿岸西部）に大津波警報又は、津波警報が発表されたとき。
- ウ 地震・津波による大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。

(3) その他（大事故災害）

- ア 大規模な被害が予想されるとき、又は発生が予想されるとき。
- イ 人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。

4 市本部の設置

市本部を登別市役所内（2階第2委員会室）に置く。併せて、直ちに本部員、本部各部所属職員及び関係機関に通知するとともに、本部標識を、本部庁舎正面玄関及び本部室前に掲示する。

なお、本庁舎に設置することが困難な場合、市民会館2階小会議室に設置する。

5 本部長（市長）の代理

災害対策本部条例第2条第2項に基づき、本部長に事故あるときは、副本部長（副市長）がその職務を代理する。

6 市本部の廃止

市長は、市内において災害の危険が解消したと認められたとき、若しくは災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、市本部を廃止する。

また、市本部を廃止したときは、それぞれの関係機関に通知する。

7 市本部の所掌事務

- (1) 市本部各班の所掌事務は別表2のとおりとする。
- (2) 各班長は、班内の所掌事務を処理するため、あらかじめ担当の班員を定め体制を整備しておくものとする。

8 市本部の配備体制

非常配備の基準は次のとおりとする。

- (1) 市本部は被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ、強力な推進を図るため非常配備の体制をとるものとする。ただし、市本部が設置されない場合にあっても市として非常配備に関する基準により配備の体制

をとることがあるものとする。

(2) 非常配備体制の種類と基準については、第3節非常配備体制のとおりとする。

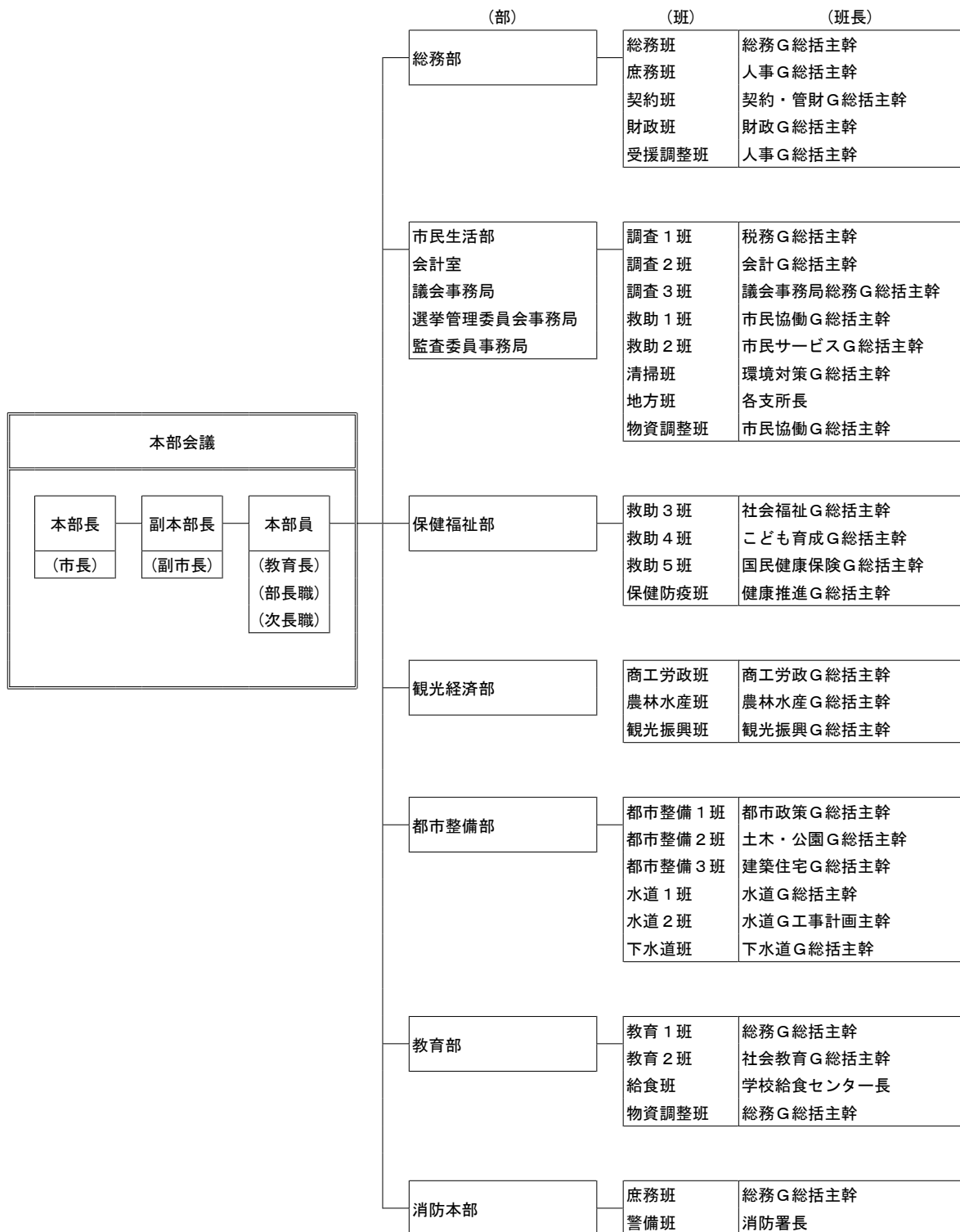
(3) 各班長は所掌事務に基づき、班内の配備基準を定めてこれを班員に徹底しておくものとする。

9 現地災害対策本部

被災地において対策を講ずる必要のあるときは、登別市災害対策本部条例第4条により設置する。

別表 1

市本部の組織図



※「G」はグループの略。

別表2

本部の所掌事務

部	班 (班長・担当課)	所 掌 事 務
総 務 部	総務班 (班長) 総務G総括主幹 (担当課) ○総務G ○秘書広報G ○企画調整G	1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2 災害視察者、見舞者等の応接及び義援(見舞)金の受付に関すること。 3 本部長及び副本部長の災害地視察に関すること。 4 各部との連絡調整に関すること。 5 庁舎の電気及び電話通信の管理及び確保に関すること。 6 電話連絡の受信に関すること。 7 国、道に対する要請及び陳情並びに各関係機関との連絡調整に関すること。 8 被害情報及び災害対策の記録に関すること。 9 本部の設営に関すること。 10 本部会議に関すること。 11 本部長の指揮命令の伝達に関すること。 12 災害情報、気象情報の収集伝達に関すること。 13 自衛隊の派遣要請に関すること。 14 被害地の実地調査(人的、住家被害)の取りまとめに関すること。 15 被害状況の取りまとめ、記録に関すること。 16 国、道に対する災害報告に関すること。 17 災害広報及び報道機関との連絡に関すること。 18 災害広報資料及び災害写真の収集に関すること。 19 住民に対する災害情報、避難勧告等の伝達に関すること。 20 その他本部の総括に関すること。 21 部の災害対策費のとりまとめに関すること。 22 庁用車の運行計画及び実施に関すること。 23 避難者の輸送計画及び実施に関すること。 24 応急物資の輸送にかかる車輛の配備並びに配備記録に関すること。 25 救援物資及び避難者の輸送にかかる車輛の配備並びに配備記録に関すること。 26 他の部及び部内の所管に属しないこと。 27 その他特命事項に関すること。
	庶務班 (班長) 人事G総括主幹 (担当課) ○人事G ○DX推進G ○本庁舎整備推進G	1 動員職員及び派遣隊員等の食糧調達供給に関すること。 2 動員職員の出勤状況の記録に関すること。 3 職員のり災者調査に関すること。 4 災害対策従事者の公務災害補償に関すること。 5 動員職員の職員手当等及び旅費の予算及び支給に関すること。 6 部内及び各部の応援に関すること。

部	班 (班長・担当課)	所 掌 事 務
総務部	契約班 (班長) 契約・管財G 総括主幹 (担当課) ○契約・管財G	1 災害時における工事等の契約に関する事。 2 部内及び各部の応援に関する事。 3 災害時における市有財産の管理に関する事。 4 災害時における緊急資材置場及び応急施設用地の確保に関する事。 5 市有財産(教育施設を除く)の被害調査に関する事。
	財政班 (班長) 財政G総括主幹 (担当課) ○財政G	1 災害対策の予算措置に関する事。 2 災害時における支払資金の調達に関する事。 3 起債申請等に係る被害写真の撮影に関する事。 4 部内の災害対策経費のとりまとめに関する事。 5 部内の応援に関する事。
	受援調整班 (班長) 人事G総括主幹 (担当課) ○人事G ○DX推進G ○本庁舎整備推進G ○契約・管財G	1 市全体の人員配置状況の把握・調整に関する事。 2 外部への支援要請に関する事。 3 外部からの人員支援の申し入れに関する事。
市民生活部等	調査1班 (班長) 税務G総括主幹 (担当課) ○税務G	1 被害地の実地調査(人的、住家被害)に関する事。 2 災害による市税の減収見込額等の把握に関する事。 3 被災者の市税減免に関する事。 4 部内の庶務に関する事。 5 部内の他班の所管に属さない事。 6 部内及び各部の応援に関する事。
	調査2班 (班長) 会計G総括主幹 (担当課) ○会計G	1 災害時における現金の出納及び保管に関する事。 2 災害時における用品の受払いに関する事。 3 被害地の実施調査(人的、住家被害)に関する事。 4 部内の応援に関する事。
	調査3班 (班長) 議会事務局総務G 総括主幹 (担当課) ○議会事務局総務G ○選管委員会 事務局総務G ○監査委員 事務局総務G	1 被害地の実施調査(人的、住家被害)に関する事。 2 部内及び各部の応援に関する事。
部	班 (班長・担当課)	所 掌 事 務

市民生活部等	<p>救助1班 (班長) 市民協働G総括主幹</p> <p>(担当課) ○市民協働G</p>	<p>1 部内の庶務に関すること。 2 り災者の避難誘導に関すること。 3 り災者の収容避難所の開設、廃止及び記録に関すること。 4 市連合町内会及び町内会との連絡調整に関すること。</p>
	<p>救助2班 (班長) 市民サービスG総括主幹</p> <p>(担当課) ○市民サービスG</p>	<p>1 り災者の救援活動に関すること。 2 部内及び各部の応援協力に関すること。 3 り災証明に関すること。</p>
	<p>清掃班 (班長) 環境対策G総括主幹</p> <p>(担当課) ○環境対策G</p>	<p>1 災害時における廃棄物の処理に関すること。 2 災害時におけるし尿の処理に関すること。 3 災害時における汚染水の流出防止等に関すること。 4 清掃思想の広報に関すること。</p>
	<p>地方班 (班長・担当課) 各支所長</p>	<p>1 り災者の救援活動及び避難誘導に関すること。 2 管轄区域の被害状況の収集及び報告に関すること。</p>
	<p>物資調整班 (班長) 市民協働G総括主幹</p> <p>(担当課) ○市民協働G ○市民サービスG ○税務G</p>	<p>1 市全体の生活物資状況の把握・調整に関すること。 2 外部からの物資提供の申し入れに関すること。 3 支援物資集積所の開設・運営に関すること。 4 支援物資の配分・配送に関すること。</p>
保健福祉部	<p>救助3班 (班長) 社会福祉G総括主幹</p> <p>(担当課) ○社会福祉G ○高齢・介護G ○障がい福祉G</p>	<p>1 部内の庶務に関すること。 2 救助法に基づく救助の実施に関すること。 3 災害救助費の予算経理に関すること。 4 日本赤十字社との連絡調整に関すること。 5 救助(見舞)物資の受付、保管及び救助(見舞)金品の配分及び生活必需品の給与救助活動に関すること。 6 り災者の救出、行方不明者の捜索及び遺体の収容に関すること。 7 所管の施設に係る被害調査に関すること。 8 所管の施設の応急修理に関すること。 9 り災保育児の調査に関すること。 10 部内の他班の所管に属さないこと。 11 避難行動要支援者の避難支援に関すること。 12 り災者の避難所の開設、廃止及び記録に関すること。 13 福祉避難所に関すること</p>

部	班 (班長・担当課)	所 掌 事 務
保 健 福 祉 部	救助4班 (班長) こども育成G 総括主幹 (担当課) ○こども育成G ○こども家庭G	1 部内の庶務に関する事。 2 救助法に基づく救助の実施に関する事。 3 災害救助費の予算経理に関する事。 4 日本赤十字社との連絡調整に関する事。 5 救助(見舞)物資の受付、保管及び救助(見舞)金品の配分及び生活必需品の給与救助活動に関する事。 6 り災者の救出、行方不明者の捜索及び遺体の収容に関する事。 7 所管の施設に係る被害調査に関する事。 8 所管の施設の応急修理に関する事。 9 り災保育児の調査に関する事。 10 部内の他班の所管に属さない事。 11 避難行動要支援者の避難支援に関する事。 12 り災者の避難所の開設、廃止及び記録に関する事。 13 福祉避難所に関する事
	救助5班 (班長) 国民健康保険G 総括主幹 (担当課) ○国民健康保険G ○年金・長寿医療G ○健康長寿G	1 救助活動の記録に関する事。 2 り災者の避難所の開設、廃止及び記録に関する事。 3 避難所におけるり災者の介護に関する事。
	保健防疫班 (班長) 健康推進G総括主幹 (担当課) ○健康推進G	1 所管する施設に係る被害調査に関する事。 2 医薬品及び医療機器の確保に関する事。 3 災害時における医療機関との連絡調整に関する事。 4 保健所及び医療機関との連絡調整に関する事。 5 災害地区の防疫に関する事。
観 光 経 済 部	商工労政班 (班長) 商工労政G 総括主幹 (担当課) ○商工労政G	1 部内の庶務に関する事。 2 商工業者の被害調査、応急措置及び復旧対策に関する事。 3 被災商工業者の金融相談に関する事。 4 応急対策に必要な労務供給に関する事。 5 部内の他班の所管に属さない事。

部	班 (班長・担当課)	所 掌 事 務
観光 経 済 部	農林水産班 (班長) 農林水産G総括主幹 (担当課) ○農林水産G	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林水産の被害調査、応急措置、及び復旧対策に関すること。 2 被害農作物の病虫害防除に関すること。 3 家畜飼料の確保に関すること。
	観光振興班 (班長) 観光振興G総括主幹 (担当課) ○観光振興G	<ol style="list-style-type: none"> 1 観光施設及び所管する施設の被害調査、応急措置及び復旧対策に関すること。 2 登別国際観光コンベンション協会との連絡調整に関すること。
都 市 整 備 部	都市整備1班 (班長) 都市政策G総括主幹 (担当課) ○都市政策G	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の庶務に関すること。 2 河川の水位の情報収集及び報告に関すること。 3 部内の他班の所管に属さないこと。 4 被災地の区画整理に関すること。 5 被災地の復旧に伴う都市計画の立案及び実施に関すること。
	都市整備2班 (班長) 土木・公園G 総括主幹 (担当課) ○土木・公園G	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急作業従事者の応援要請に関すること。 2 応急作業に必要な資機材の確保及び輸送に関すること。 3 道路、河川等の排水作業及び流木、土砂等の除去作業に関すること。 4 道路の通行禁止及び制限の措置の総合調整及び放置車両対策に関すること。 5 危険水防区域の警戒巡視に関すること。 6 道路、橋梁、河川等の応急措置及び被害調査並びに被害金額の算定に関すること。 7 その他災害の復旧作業に関すること。
	都市整備3班 (班長) 建築住宅G総括主幹 (担当課) ○建築住宅G	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管する施設の被害調査及び応急措置に関すること。 2 応急作業従事者の応援要請に関すること。 3 応急作業に必要な資器材の確保に関すること。 4 応急仮設住宅の設営に関すること。 5 被災住宅の応急措置に関すること。 6 その他災害の復旧作業に関すること。
	水道1班 (班長) 水道G総括主幹 (担当課) ○水道G	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管する施設の被害調査及び災害写真の撮影に関すること。 2 災害時の飲料水確保に関すること。 3 水道施設の応急修理及び復旧作業に関すること。 4 応急作業に必要な資器材の確保及び輸送に関すること。 5 応急作業従事者の応援要請に関すること。 6 簡易水道施設の復旧作業及び家畜用水の確保に関すること。

部	班 (班長・担当課)	所 掌 事 務
都 市 整 備 部	水道2班 (班長) 水道G工事計画主幹 (担当課) ○水道G	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急給水、断水等の周知に関する事 2 収容避難所及び断水地区の給水に関する事 3 所管する施設の災害対策費のとりまとめに関する事 4 日本水道協会との協定に基づく災害相互応援に関する事
	下水道班 (班長) 下水道G総括主幹 (担当課) ○下水道G	<ol style="list-style-type: none"> 1 下水道施設の被害調査及び応急対策に関する事 2 所管する施設の被害調査及び応急対策に関する事 3 部内及び各部の応援に関する事 4 その他、災害の復旧作業に関する事
教 育 部	教育1班 (班長) 総務G総括主幹 (担当課) ○総務G ○学校教育G	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管する施設に係る被害調査及び応急措置並びに復旧対策に関する事 2 部内の庶務に関する事 3 避難所のうち所管する施設の管理調整に関する事 4 教育施設の応急修理に関する事 5 り災者及び本部職員、救援活動協力者の給食、炊き出しの応援に関する事 6 学校等との連絡調整に関する事 7 り災児童、生徒の収容に関する事 8 児童、生徒に対する被害調査及び学用品等の供与に関する事 9 補助申請等に係る被害写真の撮影に関する事 10 部内の災害対策経費のとりまとめに関する事 11 被害地の実地調査(人的、住宅被害)の応援に関する事 12 部内の他班の所管に属さない事 13 部内及び各部の応援に関する事
	教育2班 (班長) 社会教育G総括主幹 (担当課) ○社会教育G ○図書館	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管する施設の被害調査及び管理に関する事 2 収容避難所のうち所管する施設の管理調整に関する事 3 被害地の実地調査(人的、住宅被害)の応援に関する事 4 文化財の保護及び被害調査に関する事 5 部内の各班の協力に関する事 6 部内及び各部の応援に関する事
	給食班 (班長) 学校給食センター長 (担当課) ○学校給食センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 り災者の給食、炊き出しに関する事 2 動員職員及び救援活動協力者の給食、炊き出しに関する事 3 り災者、被害地等への物資輸送の応援に関する事

部	班 (班長・担当課)	所 掌 事 務
教 育 部	物資調整班 (班長) 総務G総括主幹 (担当課) ○総務G ○学校教育G ○社会教育G ○図書館	1 市全体の生活物資状況の把握・調整に関する事 2 外部からの物資提供の申し入れに関する事 3 支援物資集積場の開設・運営に関する事 4 支援物資の配分・配送に関する事
消 防 本 部	庶務班 (班長) 総務G総括主幹 (担当課) ○総務G	1 部の施設に係る被害調査及び部の庶務に関する事 2 消防職員及び消防団員の招集に関する事 3 本部との連絡調整に関する事 4 部内の災害対策経費のとりまとめに関する事 5 消防資器材の確保及び輸送に関する事 6 消防情報(災害情報を含む)の収集及び気象予警報の 発表に伴う警戒広報に関する事 7 北海道広域消防相互応援協定に基づく応援要請に 関する事
	警備班 (班長) 消防署長 (担当課) ○警備G	1 被害地における応急作業に関する事 2 被害地における人命救助及び避難誘導に関する事 3 災害によるり災者の救出及び行方不明者の捜索に 関する事

※上記所掌事務によりがたい場合、本部長及び各部長は臨機応変の措置を講ずる。

※「G」はグループの略。

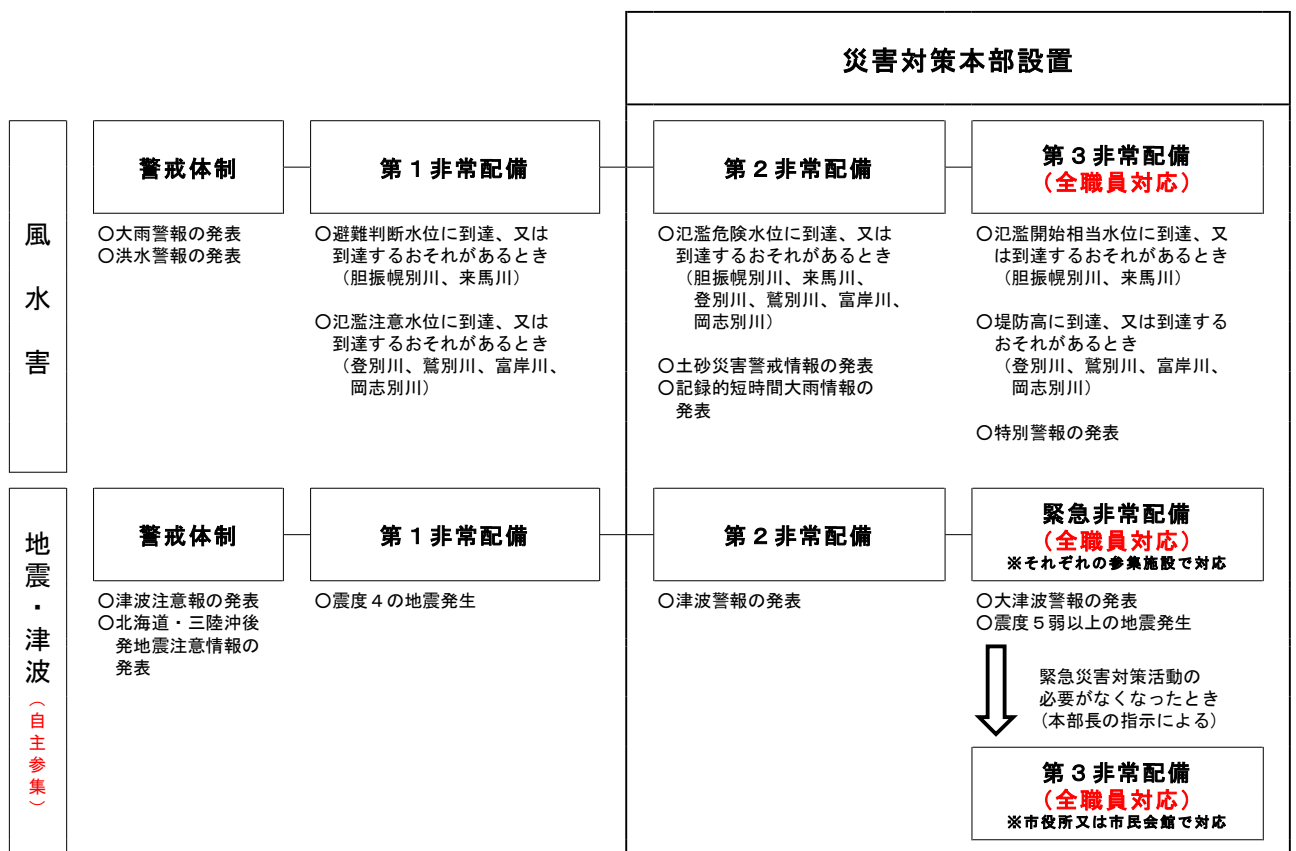
第3節 非常配備体制

1 非常配備体制の種類と基準

市長は、災害時に予防対策、応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じて種別を指定して非常配備体制を指令する。

(1) 非常配備区分

非常配備の種類、配備体制、活動内容に関する基準は、別記1 配備基準〈警戒体制・非常配備の種類と基準〉のとおり「風水害」と「地震・津波」の区分による。



(2) 非常配備編成計画書

各部長、各部の庶務担当総括主幹は、別記1の配備基準に基づき、各部各班の非常配備編成計画書（別記様式1-1、1-2、1-3）を作成するとともに、平常時から人員、車両及び資器材等の配備計画を立てておくものとする。

なお、非常配備編成計画書の作成にあたっては、市本部の所掌事務を勘案して行うものとする。

※非常配備編成計画書は、毎年4月末日までに、総務部総務グループ総括主幹に提出する。

(3) 職員非常招集連絡

各部の庶務担当総括主幹は、所属部職員の住所及び非常招集時の連絡系統を明らかにしておかなければならない。

2 配備体制確立の報告

非常配備の指示がなされたとき、又は各配備基準に該当した場合、各部長は直ちに所管に係る非常配備体制を整えるとともに、各部の災害情報連絡責任者を通じて速やかに体制確立状況を本部長（市本部を設置しない場合は総務部長）に報告するものとする。

※地震・津波に関する非常配備体制については、震度4以上の地震が発生した場合及び津波注意報、津波警報及び大津波警報が発表された場合には、配備体制の指示又は発令の有無にかかわらず、定められたそれぞれの配備体制が発令されたものとする。

3 非常配備体制の解除

各部における非常配備体制の解除は、本部長が指令する。

4 市本部を設置しない場合の準用

市長は、災害の程度が市本部設置に至らない小規模の災害については、「準災害応急対策実施要領」により災害対策を実施するものとする。

準災害応急対策実施要領

市長は、災害の程度が本部設置に至らない小規模の災害については、関係部グループによる災害対策部を編成、設置し、応急対策を実施する。

この場合、登別市災害対策本部条例を準用し、応急対策にあたるものとする。

1 小規模の災害とは災害の程度が極めて限定された範囲のものであり、かつ拡大のおそれがなく、次に掲げる基準に該当するものとする。

(1) 被害状況

ア 特定地域に限定され、他に拡大のおそれがない。

イ リ災者の救助、援護活動の必要がなく、かつ市民生活に著しい支障を及ぼさない。

(2) 災害情報

ア 災害発生後、気象警報等の発表が予測されない。

イ 他の二次災害を誘発するおそれがない。

(3) 応急対策

ア 短日間で対処でき、人員、車両、資器材について借り上げも含め担当部内で配備できる。

イ 他の部グループの支援、協力が少数で事前協議の範囲内である。

2 事前措置

準災害に対処するため、各部ごとにあらかじめ予測される災害に関し、災害対策要綱により、組織、非常配備、応急対策等必要事項等を定め、災害時において迅速かつ的確な応急対策を講じられる体制を確立しておくものとする。

なお、他の部グループの支援、協力を必要とする応急対策計画の立案にあたっては、人員、車両、資器材について関係各部グループと事前協議し、あらかじめ調整を済ませておくものとする。

3 災害対策部の設置

総務部長は、災害情報、被害状況について、市長、副市長に報告するとともに、応急対策の実施について各部長と協議調整の上、市長の指示を受けなければならない。

災害対策部による応急対策の実施は、市長の指示のもと、総務部長が直接指揮するものとし、災害情報等について総務部長は、市長、副市長に報告し、災害対策本部設置の不測の事態に備えるものとする。

5 職員の動員計画

災害時、災害応急対策を迅速、かつ的確に実施するための職員の動員計画である。

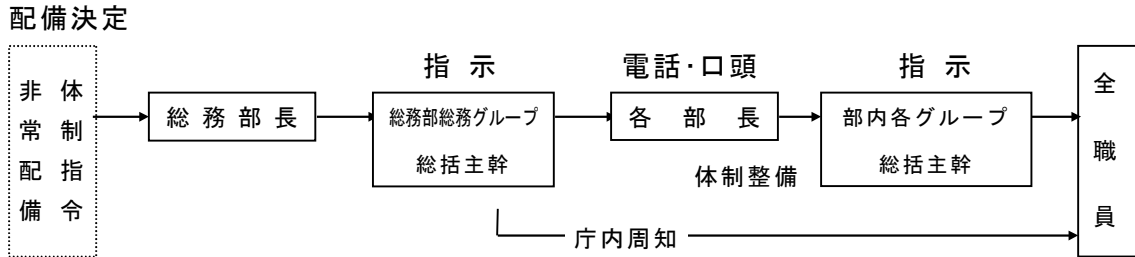
(1) 動員の配備、伝達系統及び伝達方法

ア 執務時間中の伝達系統及び伝達方法

(ア) 非常配備体制が指令された場合、又は市本部を設置した場合、市本部長（市長）の指示により、関係部長に対し通知するとともに職員に周知する。

(イ) 各部長は、速やかに所属職員の指揮監督を行い、災害情報の収集、伝達、調査その他の応急対策を実施する体制を整えるものとする。

＜非常配備等伝達系統図＞



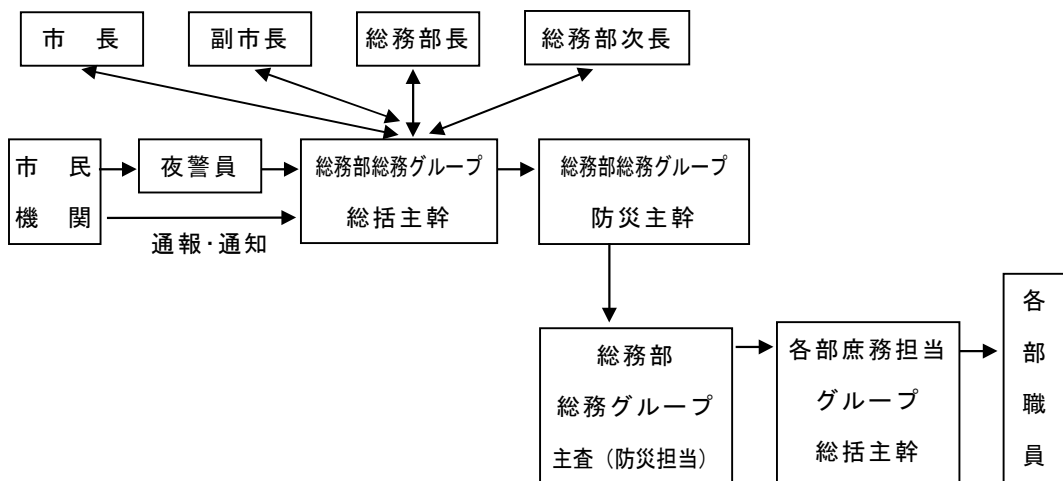
イ 執務時間外（夜間、休日等）の伝達

(ア) 夜警員による非常伝達

夜警員は、次に掲げる情報を察知したときは、総務部総務グループ総括主幹に連絡して指示を仰ぎ、必要に応じて関係部庶務担当グループ総括主幹に通知する。総務グループ総括主幹は、非常配備区分に基づき関係職員に連絡又は職員を招集するものとする。

- a 気象警報等災害関係の情報等が関係機関から通知された場合。
- b 災害が発生し、緊急に応急処置を実施する必要があると認められるとき。
- c 災害発生のおそれがある異常現象の通報があったとき。

＜夜警員による伝達系統＞



(イ) 職員への指示伝達体制の確保

各部長及び各庶務担当グループ総括主幹は、所属職員の住所、連絡方法を事前に把握しておき、通報を受領後、ただちに非常配備編成計画書の配備基準に基づき、関係職員の登庁、出勤の指示伝達ができるように措置しておくものとする。

(2) 職員の非常参集

職員は勤務時間外、休日等の参集の指示を受けたとき、又は非常配備基準に定められた気象警報等を察知したときは、それぞれの定めに基づき参集又は行動するものとする。

特に地震が発生した場合は、ただちにラジオ又はテレビ等で震度及び津波注意報・警報を確認し、特別の事情がある場合を除き、非常配備編成計画書の配備基準に基づき、ただちに指定された場所に参集するものとする。

6 災害情報連絡責任者

(1) 各部に災害情報連絡責任者（以下「情報連絡責任者」という）を置く。

(2) 情報連絡責任者は、各部の庶務担当グループ総括主幹とする。

(3) 情報連絡責任者の業務は次のとおりとする。

ア 部内の職員の動員、配備体制の状況掌握

イ 部に関係する災害、被害の状況の調査収集

ウ 応急対策の実施、活動状況の掌握

エ 応急災害対策実施に伴う応援など、必要な対策の要求

オ 部内の各班に係る災害に関する情報の取りまとめ

カ 市本部の総務班（又は総務部総務グループ）との情報伝達、及び部内の連絡調整

(4) 市本部が設置された場合は、情報連絡責任者の業務を補助するため、各部の職員からあらかじめ指名した部情報連絡員を市本部に常駐させるものとする。

7 地区防災総括者

(1) 地震・津波緊急非常配備において、各指定施設に地区防災総括者（以下「総括者」という）をおく。

(2) 総括者は、各指定施設に参集する職員の中から市長が指名する。

(3) 総括者の業務は、次のとおりとする。

ア 指定施設に参集した職員の動員、配備体制の状況掌握

イ 市本部との情報伝達、及び地区内の連絡調整

- ウ 参集した職員に対する緊急災害対策活動の指示（避難誘導、救出活動、避難所開設等）

8 記録及び様式

総務部長は、市本部設置にあたって次の事務を処理し、記録するものとする。

- (1) 気象情報（様式2）
- (2) 出動車両配備記録表（様式3）
- (2) 災害現象処理書（様式4）

別記1 配備基準〈警戒体制・非常配備の種類と基準〉

1 風水害

(1) 警戒体制

種別	警戒体制
配備基準	1 気象業務法に基づく、大雨警報、又は洪水警報が発表されたとき。 2 局地的に小規模な災害の発生が予想されるとき。
配備体制	警戒体制の要員として非常配備編成計画書（様式1-1）で指定する次のグループの職員は参集する。 1 総務部 総務グループ 2 都市整備部 都市政策グループ、土木・公園グループ、 建築住宅グループ 3 消防本部 総務グループ 4 消防署
活動内容	1 総務部総務グループ総括主幹は、気象、水象に関する情報及び災害状況の収集を図るとともに、道及び関係機関との情報連絡等の所掌事務を行う。 2 各主幹は、情報収集、巡回、応急処置等の所掌事務を行うとともに、入手した情報及び活動状況を災害情報連絡責任者を通じて、総務グループ総括主幹に報告する。

(2) 第1非常配備

種別	第1非常配備
配備基準	1 避難判断水位に到達、又は到達するおそれがあるとき（胆振幌別川、又は来馬川）。 2 氾濫注意水位に到達、又は到達するおそれがあるとき（登別川、鷲別川、富岸川、岡志別川）。 3 局地的に小規模な災害が発生し、初期の災害対策を実施する必要があるとき。
配備体制	1 総務部長は必要に応じて、各部長に状況を連絡し、第1非常配備の要員として非常配備編成計画書（様式1-1）で指定する所属の職員を招集させる。 2 事態の推移に伴い、速やかに第2非常配備に移行し得る体制とする。
活動内容	1 各部長は、所掌事務に関する情報収集及び連絡体制を強化する。 2 各部長は、次の措置をとり、その状況を災害情報連絡責任者を通じて総務部長に報告する。 （1）初期の災害対策活動にあたる。 （2）装備、物資、器材、設備、機械等を点検し、必要に応じて被災現地（又は被災予想地）へ配置する。 （3）災害対策に係る協力機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。

(3) 第2非常配備

種 別	第2非常配備
配備基準	1 氾濫危険水位に到達、又は到達するおそれがあるとき（胆振幌別川、来馬川、登別川、鷲別川、富岸川、岡志別川）。 2 土砂災害警戒情報が発表されたとき。 3 記録的短時間大雨情報が発表されたとき。 4 市内の一部地域に災害の発生が予想されるとき、又は災害が発生したとき。
配備体制	1 市本部を設置し、各部に指定された所掌事務により行動する。 2 本部長は、各部長を招集し、第2非常配備の要員として非常配備編成計画書（様式1-1）で指定する所属の職員を招集させる。 3 事態の推移に伴い、速やかに第3非常配備に移行できる体制とする。
活動内容	1 各部長は、所掌事務に関する情報収集及び連絡体制を強化する。 2 各部長は、次の措置をとり、その状況を災害情報連絡責任者を通じて本部長に報告する。 (1) 災害の現況について職員に周知させ、所要の人員を非常配備につかせる。 (2) 装備、物資、器材、設備、機械等を点検し、必要に応じて被災現地（又は被災予想地）へ配置する。 (3) 災害対策に係る協力機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。 3 各職員は、所属する部グループで待機する。

(4) 第3非常配備

種 別	第3非常配備（全職員対応）
配備基準	1 気象業務法に基づく、大雨等の特別警報が発表されたとき。 2 氾濫開始相当水位に到達、又は到達するおそれがあるとき（胆振幌別川、又は来馬川）。 3 堤防高に到達、又は到達するおそれがあるとき（登別川、鷲別川、富岸川、岡志別川）。 4 甚大な被害をもたらす災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
配備体制	1 市本部を設置し、各部に指定された所掌事務により行動する。 2 市本部長は、各部長を招集し、第3非常配備の要員として非常配備編成計画書（様式1-1）で指定する所属の職員を招集させる。 3 各部各班の全員をもって所掌する災害対策にあたる体制とする。
活動内容	1 各職員の待機場所は、所属する部グループとする。 2 各部各班は、災害対策に全力を傾注する。

2 地震・津波災害関係

(1) 警戒体制

種 別	警戒体制
配備基準	北海道太平洋沿岸西部に津波注意報が発表されたとき。
配備体制	警戒体制の要員として非常配備編成計画書(様式1-2)で指定する次のグループの職員は参集する。 1 総務部 総務グループ、秘書広報グループ、 企画調整グループ 2 観光経済部 農林水産グループ 3 都市整備部 都市政策グループ、土木・公園グループ 4 消防本部 総務グループ 5 消防署
活動内容	1 総務部総務グループ総括主幹は、津波情報の収集を図り、必要に応じ、関係グループに情報を伝達するとともに、道及び関係機関との連絡調整等の所掌事務を行う。 2 各主幹は、情報収集、巡回等の所掌事務を行うとともに入手した情報及び活動状況を総務部総務グループ総括主幹に報告する。

種 別	警戒体制
配備基準	北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき。
配備体制	警戒体制の要員として次のグループの職員は参集する。 総務部 総務グループ、 秘書広報グループ
活動内容	1 総務部総務グループ総括主幹は、道が発表する防災情報等の収集を図るとともに、道や関係機関との情報連絡等の所掌事務を行う。 2 各主幹は、情報収集や情報発信等の所掌事務を行うとともに、入手した情報及び活動状況を災害情報連絡責任者を通じて総務部総務グループ総括主幹に報告する。

(2) 第1非常配備

種 別	第1非常配備
配備基準	震度4の地震が発生したとき。
配備体制	<p>各部長等及び第1非常配備の要員として非常配備編成計画書(様式1-2)で指定する次のグループの職員は参集する。</p> <p>1 総務部 総務グループ、秘書広報グループ、財政グループ 企画調整グループ、</p> <p>2 市民生活部 市民協働グループ、市民サービスグループ</p> <p>3 保健福祉部 社会福祉グループ</p> <p>4 観光経済部 商工労政グループ</p> <p>5 都市整備部 都市政策グループ、土木・公園グループ、 建築住宅グループ、水道グループ、下水道グループ</p> <p>6 教育委員会 総務グループ、学校教育グループ</p> <p>7 消防本部 総務グループ</p> <p>8 消防署</p>
活動内容	<p>1 総務部長は、地震に関する情報の収集を図るなど、所掌事務を行うとともに、必要に応じ、各災害情報連絡責任者に情報を伝達する。</p> <p>2 各部長は、関係者、機関との連絡調整を行い、関係施設の被害状況の収集にあたりるとともに、所属職員を情報収集、巡回、応急処置等の所掌事務にあたらせ、入手した情報等を災害情報連絡責任者を通じて総務部長に報告する。</p> <p>3 各部長は、被害の状況に応じ、定められた以外の所属職員を招集するとともに、状況等に変化があった場合は、災害情報連絡責任者を通じて総務部長に報告する。</p>

(3) 第2非常配備

種 別	第2非常配備
配備基準	北海道太平洋沿岸西部に津波警報が発表されたとき。
配備体制	<p>市本部を設置するとともに、本部員及び緊急非常配備の要員として非常配備編成計画書(様式1-2)で指定する次のグループの職員は参集する。</p> <p>1 総務部 総務グループ、秘書広報グループ、財政グループ 企画調整グループ</p> <p>2 市民生活部 市民協働グループ、市民サービスグループ、 登別支所、鷺別支所</p> <p>3 保健福祉部 社会福祉グループ、高齢・介護グループ、 障がい福祉グループ、国民健康保険グループ、 年金・長寿医療グループ、健康長寿グループ</p> <p>4 観光経済部 商工労政グループ、農林水産グループ</p> <p>5 都市整備部 都市政策グループ、土木・公園グループ 建築住宅グループ、水道グループ、下水道グループ</p> <p>6 教育委員会 総務グループ、学校教育グループ</p> <p>7 消防本部 総務グループ</p> <p>8 消防署</p>
活動内容	<p>1 総務部長は、津波情報の収集を図り、必要に応じ、各災害情報連絡責任者に情報を伝達するとともに、関係機関との情報収集・連絡等の所掌事務を行う。</p> <p>2 各部長は、所掌事務を迅速に行うとともに、その活動状況及び入手した情報を災害情報連絡責任者を通じて総務部長に報告する。</p>

(4) 緊急非常配備

種 別	緊急非常配備（全職員対応） ※それぞれの参集施設で対応	
配備基準	1 北海道太平洋沿岸西部に「大津波警報」が発表されたとき。 2 震度5弱以上の地震が発生したとき。	
配備体制	市本部を設置するとともに、本部員及び緊急非常配備の要員として非常配備編成計画書（様式1-2）で指定する所属の職員は、市民会館に参集する。 他の職員は、非常配備編成計画書（様式1-3）に基づき、指定施設に参集する。	
活動内容	1 指定施設に参集した職員は、地区防災総括者に所属・氏名・到着時間を報告し、その場で指示を待つ。 2 市本部長は、地区防災総括者に地震・津波に関する情報を伝達するとともに、住民の避難誘導、救出活動、避難所開設など、迅速な対応を必要とする緊急災害対策活動にあたるよう指示する。 3 指定施設に参集した職員は、地区防災総括者の指示を受けた後、緊急災害対策活動にあたる。 4 緊急災害対策活動（避難所開設を除く）を終了した職員は、指定施設に戻り、被災状況等を地区防災総括者に報告し待機する。 5 地区防災総括者は、被害状況等を本部長に報告する。 6 市本部長は、緊急災害対策活動の必要がなくなったと判断したときには、地区防災総括者に連絡し、指定施設に待機している職員を市役所又は市民会館に参集させ、第3非常配備の体制を整える。 7 緊急災害対策活動後、市役所又は市民会館に参集した職員は、所属部の災害情報連絡責任者に氏名・到着時間を報告のうえ、所属する部グループで待機する。	
配備範囲	指定施設に参集する職員の居住範囲は、原則として次のとおりとする。	
	No.	指定施設名
	1	のぼりべつ文化交流館 カント・レラ
	2	登別小学校
	3	緑陽中学校
	4	美園児童センター
5	市民会館	
	参集する職員の居住範囲	
	カルルス町、上登別町、登別温泉町、中登別町	
	登別東町、登別本町、登別港町、富浦町、白老町、苫小牧市	
	新生町、富岸町、若山町	
	鷺別町、栄町、美園町、若草町、上鷺別町、室蘭市、伊達市	
	上記以外の地区	
指定施設	次の施設を指定施設とする。	
	No.	指定施設名
	1	のぼりべつ文化交流館 カント・レラ
	2	登別小学校
	3	緑陽中学校
	4	美園児童センター
5	市民会館	
	所在地・電話番号	
	登別温泉町 123	TEL 84-2069
	登別本町 3-25-2	TEL 83-1014
	富岸町 1-11-1	TEL 86-5409
	美園町 5-36-4	TEL 86-4591
	富士町 7-33-1	TEL 88-1139

(5) 第3非常配備

種 別	第3非常配備（全職員対応） ※市役所又は市民会館で対応
配備基準	緊急非常配備後、緊急災害対策活動の必要がなくなつたと判断したとき、本部長が指示する。
配備体制	第3非常配備に移行後、各部各班の全員をもって、所掌する災害対策にあたる。
活動内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 各部各班は、速やかに市内全域における所管業務関係の被害状況調査・収集、連絡活動及び応急対策にあたる。 2 各部長は、所掌事務に関する情報収集及び連絡体制を強化する。 3 各部長は、次の措置をとり、その状況を本部長に報告する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害の現況について職員に周知させ、所要の人員を非常配備につかせる。 (2) 装備、物資、器材、設備、機械等を点検し、必要に応じて被災現地（又は被災予想地）へ配置する。 (3) 災害対策に係る協力機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。 4 各職員は、所属する部グループで待機する。 5 各部各班は、災害対策に全力を傾注する。

※警戒体制・非常配備において、消防職員は消防の定めにより行動するものとする。

様式1-1

年度 非常配備編成計画書

風水害

(月 日現在)

内容 配備 区分	●●部 ●●班					
	災害情報連絡責任者 職氏名					
	部 情報連絡員 職氏名				班員総数 名	
	グループ名	職氏名	電話番号	車種(番号)又は資器材名(数量)		
警戒体制						
計				グループ名	職氏名	電話番号
第1 非常配備						
計						
第2 非常配備						
計						
第3 非常配備 (全職員対応)						
計						

様式1-2

年度 非常配備編成計画書

地震・津波

(月 日現在)

内容 配備 区分	●●部 ●●班					
	災害情報連絡責任者 職氏名					
	部 情報連絡員 職氏名				班員総数 名	
	グループ名	職氏名	電話番号	車種(番号)又は資器材名(数量)		
警戒体制						
計				グループ名	職氏名	電話番号
第1 非常配備						
計						
第2 非常配備						
計						
緊急 非常配備 (全職員対応)						
計						

様式1-3

年度 非常配備編成計画書

地震・津波（緊急非常配備における指定施設別）

（ 月 日現在）

施設	●●部 ●●班			
	グループ名	職氏名	住 所	電話番号
のぼりべつ文化 交流館 (カント・レラ)				
計				
登別小学校				
計				
緑陽中学校				
計				
美園児童センター				
計				
市民会館				
計				

様式2

気象情報

No.

受信年月日	年 月 日 () 午前・午後 時 分		
受信者			
発信者(所属)		氏名	
予警報	特別警報・発表解除	時 分・	特別警報・発表解除 時 分
	警報・発表解除	時 分・	警報・発表解除 時 分
	注意報・発表解除	時 分・	注意報・発表解除 時 分
内容			
処理			

様式3

出 動 車 両 配 備 記 録 表

車番号	運転手(職氏名)	同乗者(職氏名)	行先	出発日時	帰庁日時
				／ ：	／ ：
				／ ：	／ ：
				／ ：	／ ：
				／ ：	／ ：
				／ ：	／ ：
				／ ：	／ ：
				／ ：	／ ：
				／ ：	／ ：
				／ ：	／ ：
				／ ：	／ ：
				／ ：	／ ：
				／ ：	／ ：
				／ ：	／ ：
				／ ：	／ ：
				／ ：	／ ：
				／ ：	／ ：
				／ ：	／ ：
				／ ：	／ ：
				／ ：	／ ：
				／ ：	／ ：
				／ ：	／ ：
				／ ：	／ ：
				／ ：	／ ：

様式4

災 害 現 象 処 理 書

発 信 者	住所	登別市	町	丁目	番地			
	氏名	TEL						
受信者氏名				受信月日 時 刻	月	日	時	分
被 害 内 容	災害箇所				棟 数	世帯 数	人 員	
対 処 内 容	回 付 先				受 付 者			

第4節 住民組織等の活用

災害時における被害状況の調査、被災者の救出、炊き出し等住民組織の活用については、この計画に定めるところによる。

1 担当部、班

住民組織活動についての担当部、班は協力を求める種別によって関係の部、班が担当するものとする。

2 住民組織の名称、所在地等

(1) 防災協力員

防災協力員は、登別市防災協力員設置要綱（昭和52年5月1日施行）により市長が委嘱する（登別市防災協力員設置要綱は資料編に掲載）。

防災協力員は、気象情報等に十分注意し、地域内の災害時には、その状況を速やかに市長又は消防署に通報し、その指示を仰ぐものとする。

また、防災協力員は市長の要請に応じて、次に掲げる事項に協力するものとする。

ア 予想される災害危険箇所等の点検

イ 地域住民に対する災害危険箇所等の状況、避難場所、避難経路等の周知

なお、防災協力員は、その性格から各町内会（長）、地域住民等と連絡を密にし、災害、気象及び避難所等の情報の伝達周知に努めるものとする。

(2) 町内会等（町会・町内会・自治会）

災害時における被災者や避難行動要支援者に対する援助、炊き出し、避難時の協力、町内の清掃等について責任者と連絡をとり協力を求めるものとする。

(3) 登別国際観光コンベンション協会

観光客に対する災害情報の伝達及び状況の周知について協力を求めるものとする。

また、救援活動の協力及び避難救助等についても協力を求めるものとする。

(4) 登別建設協会

災害時における応急対策、復旧工事に必要な作業と資機材の確保について協力を求めるものとする。

(5) 登別商工会議所

災害時における商工業者の被害状況の把握及び応急物資の調達についての協力を求めるものとする。

(6) いぶり中央漁業協同組合

漁船、漁具及び漁業施設等の被害の把握及び融資の斡旋並びに船舶の遭難、その他水難における人命救助の協力を求めるものとする。

(7) 伊達市農業協同組合

災害時における農地、農作物、営農施設等の被害の把握及び融資の斡旋について協力を求めるものとする。

(8) 登別オロフレクラブ

災害時におけるアマチュア無線の無線通信による災害情報の収集及び伝達についての協力を求めるものとする。

(9) その他の組織

必要の都度、責任者と連絡をとり、協力を求めるものとする。

3 自主防災組織の育成と役割

地震、火災、風水害等の災害に有効に対処し、地域社会の安全を確保するため、災害の状況により、市及び各関係機関の活動だけでは災害対策が非常に困難な場合が予想されるので、地域住民とともに防災体制の確立を図ることを目的として、自主防災組織の育成を積極的に行い、各町内会等に結成の協力を求めるものとする。

(1) 役割

平常時においては、防災知識の普及、避難行動要支援者等の把握と支援体制、防災訓練の実施及び防災資機材の整備を行う。

また、災害時においては、情報の収集伝達、出火防止、初期消火、負傷者等の救出救護、住民の避難誘導及び給水給食の活動を行い、地域社会の安全を確保するものとする。

(2) 自主防災組織の設置状況

自主防災組織一覧のとおり（自主防災組織一覧は資料編に記載）。

4 住民等に対する緊急従事指示及び災害補償

市長は、災害時、応急措置を実施するため緊急の必要があるときは、市内の住民又は当該応急措置を実施する現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

このとき、業務に協力した住民等がそのため負傷し、死亡し、若しくは疾病にかかり又は障がいの状態となった場合は「市町村消防団員等公務災害補償条例」により補償する。

第2編 風水害防災計画

第1章 情報通信計画

災害予防対策及び災害応急対策等の実施のため、必要な災害情報の収集及び伝達等については、この計画の定めるところによる。

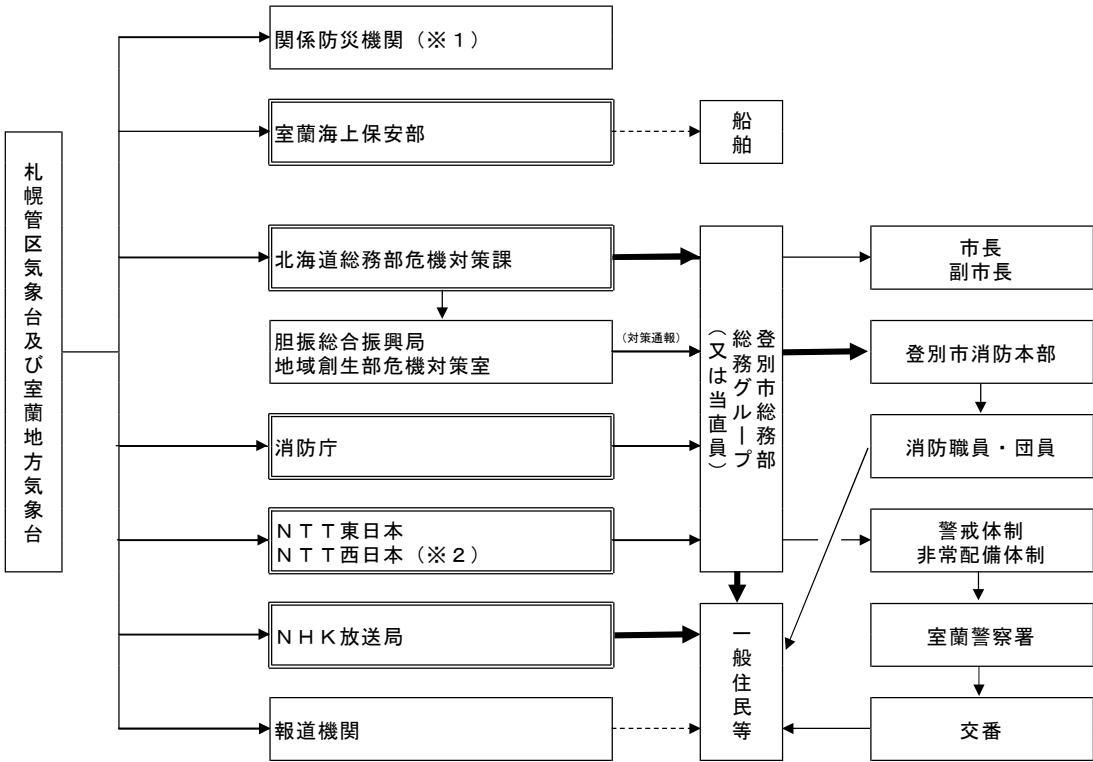
第1節 気象情報等の伝達計画

1 気象情報の伝達系統及び方法

気象台の発する気象、水防等に関する予警報の伝達方法は、予警報伝達系統図に基づき最も有効な方法により通報し、又は伝達するものとする。

- (1) 気象特別警報・警報・注意報は、通常の勤務時間中は、総務部総務グループが受理するものとする。
- (2) 気象特別警報・警報・注意報を受理した場合は、ただちに総務部長に連絡し、指示を受け、必要に応じて関係部長等に連絡するとともに、関係機関等に連絡しなければならない。ただし、状況により連絡の必要がないと判断されたときは、情報の全部又は一部について連絡を省略できるものとする。
- (3) 当直員は、次に掲げる予警報を受理した場合には、総務部総務グループ総括主幹に連絡するものとする。
 - ア 気象特別警報・警報・注意報
暴風、暴風雪、大雨、高潮、波浪及び大雪
 - イ その他、特に重要と認められる各種注意報

気象予警報伝達系統図



- (二重線) で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく気象等の特別警報・警報通知先
- (太線) は、特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路
- (点線) は、放送・無線
- (※1) 北海道開発局、陸上自衛隊北部方面総監部(情報部資料課)、北海道警察本部、北海道運輸局、北海道電力(株) 等
- (※2) NTT東日本、西日本には、特別警報及び警報のみ伝達

2 気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報

(1) 予報区と担当官署

予報区は、予報及び警報・注意報の対象とする区域であり、わが国全域を対象とする全国予報区（気象庁本庁担当）と地方予報区、地方予報区を分割した府県予報区から成っている。

北海道においては、全域を対象とする北海道地方予報区（札幌管区気象台担当）と7つの府県予報区に分かれている。

本市を担当する府県予報区と担当気象官署並びに府県天気予報及び特別警報・警報・注意報に用いる細分区域名は次のとおり。

また、大雨や洪水等の警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村をまとめた地域の名称を用いる場合がある。



府県予報区 (担当気象官署)	一次細分区域名	市町村を まとめた 区域	二次細分区域名
胆振・日高地方 (室蘭地方気象台)	胆振地方	胆振西部	伊達市伊達、伊達市大滝、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町
		胆振中部	室蘭市、苫小牧市、登別市、白老町
		胆振東部	安平町、厚真町、むかわ町
	日高地方	日高西部	日高町日高、日高町門別、平取町
		日高中部	新冠町、新ひだか町
		日高東部	浦河町、様似町、えりも町

(2) 気象特別警報の種類と概要

予想される現象が特に異常であるため重大な災害が起こる恐れが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。発表は市町村単位で発表される。

種 類	概 要
暴 風	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
暴 風 雪	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
波 浪	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
高 潮	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
大 雨	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。 大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
大 雪	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。

※ 土砂崩れの特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

(3) 気象警報の種類と概要

種 類	概 要
暴 風 (平均風速)	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ・ 陸上 18 m/s ・ 海上 25 m/s
暴 風 雪 (平均風速)	雪に伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについて警戒を呼びかける。 ・ 陸上 18 m/s 雪による視程障害を伴う ・ 海上 25 m/s 雪による視程障害を伴う
波 浪 (有義波高)	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ・ 6.0m (ただし、西～北西の風の場合は5.0m)

高潮 (潮位)	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u> ・1.3m
大雨 (表面雨量指数基準・土壌雨量指数基準)	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・表面雨量指数基準（浸水害） 21 ・土壌雨量指数基準（土砂災害） 158
洪水 (流域雨量指数基準)	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。 <u>高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。</u> (流域雨量指数基準) 鷲別川流域=9.6、ポンアヨロ川流域=8.4、登別川流域=15.8、岡志別川流域=7.6、胆振幌別川流域=24.9、富岸川流域=8.9、サト岡志別川流域=6.9、来馬川流域=11.8 (複合基準) 来馬川流域=(8.0、8.5) ※複合基準とは、表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値
大雪 (12時間降雪の深さ)	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ・平地 40 cm ・山間部 50 cm

※ 土砂崩れ及び浸水警報は、その警報事項を気象警報に含めて発表される。

(4) 気象注意報の種類と概要

種類	概要
強風 (平均風速)	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ・陸上 12 m/s ・海上 15 m/s
風雪 (平均風速)	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。 ・陸上 12 m/s ・海上 15 m/s

<p>波 浪 (有義波高)</p>	<p>高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ・ 3.0m</p>
<p>高 潮 (潮 位)</p>	<p>台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 高潮警戒に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・ 1.1m</p>
<p>大 雨 (表面雨量指数 基準・土壌雨量 指 数 基 準)</p>	<p>大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 ・ 表面雨量指数基準 (浸水害) 10 ・ 土壌雨量指数基準 (土砂災害) 82</p>
<p>洪 水 (流域雨量 指数基準)</p>	<p>河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 (流域雨量指数基準) 鷲別川流域=7.6、ポンアヨロ川流域=6.7、登別川流域=12.6、 岡志別川流域=6.0、胆振幌別川流域=19.9、 富岸川流域=7.1、サト岡志別川流域=5.5、来馬川流域=9.4 (複合基準) 登別川流域=(8.0、10.1)、岡志別川流域=(5.0、5.2) 胆振幌別川流域=(5.0、19.9)、来馬川流域=(5.0、7.7)</p>
<p>大 雪 (12時間降雪の深さ)</p>	<p>大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ・ 平地 20 cm ・ 山間部 30 cm</p>
<p>雷</p>	<p>落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。 急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。</p>
<p>乾 燥</p>	<p>空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。 ・ 最小湿度 35% ・ 実効湿度 65%</p>
<p>濃 霧 (視 程)</p>	<p>濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ・ 陸上 200m ・ 海上 500m</p>

霜 (最低気温)	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。 ・ 3℃以下
なだれ	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ・ 24時間降雪の深さ 30 cm以上 ・ 積雪の深さ 40 cm以上で日平均気温 5℃以上
低温 (通年)	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるとときに発表される。 ※平均気温が平年より 5℃以上低い日が 2 日以上継続
着雪	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれがあるとときに発表される ※気温 0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続
着氷	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれがあるとときに発表される ※北海道では、着氷注意報を「船体着氷」を指して行うことが多い ・ 船体着氷 水温 4℃以下、気温 - 5℃以下で風速 8 m/s以上
融雪 (融雪量・雨量)	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとときに発表される ・ 24 時間雨量と融雪量（相当水量）の合計が 60 mm以上

※ 土砂崩れ及び浸水注意報は、その注意報事項を気象注意報に含めて発表される。

(5) 防災気象情報と警戒レベル・警戒レベル相当情報との関係

警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	行動を促す情報(避難情報等)	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報				
				洪水等に関する情報			土砂災害に関する情報 <small>(下段:土砂災害の危険度分布)</small>	高潮に関する情報
				水位情報がある場合 <small>(下段:国管理河川の洪水の危険度分布等)</small>	水位情報がない場合 <small>(下段:洪水警報の危険度分布)</small>	内水氾濫に関する情報		
5相当	災害発生又は切迫	命の危険直ちに安全確保!	緊急安全確保(必ず実施されるものではない)	氾濫発生情報 <small>(危険度分布:黒(氾濫している可能性))</small>	大雨特別警報(浸水害) ^{※2} <small>危険度分布:黒(浸水)</small>	大雨特別警報(土砂災害) <small>危険度分布:黒(浸水)</small>	高潮発生情報 ^{※3}	
4相当	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示(令和3年の貸付法改正以前の避難勧告のタイミングで発令)	氾濫危険情報 <small>(危険度分布:紫(氾濫危険水位超過相当))</small>	危険度分布:紫(危険)	内水氾濫危険情報(水位階下水道において発せられる情報)	土砂災害警戒情報 <small>危険度分布:紫(危険)</small>	高潮特別警報 ^{※4} 高潮警報 ^{※4}
3相当	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難 [※]	高齢者等避難	氾濫警戒情報 <small>(危険度分布:赤(避難判断水位超過相当))</small>	洪水警報 <small>危険度分布:赤(警戒)</small>	大雨警報(土砂災害) <small>危険度分布:赤(警戒)</small>	高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報	
2相当	気象状況悪化	自らの避難行動を確認する	洪水、大雨、高潮注意報	氾濫注意情報 <small>(危険度分布:黄(氾濫注意水位超過))</small>	危険度分布:黄(注意)	危険度分布:黄(注意)		
1相当	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報					

市町村は、警戒レベル相当情報の他、暴風や日没の時刻、堤防や欄干等の施設に関する情報なども参考に、総合的に避難指示等の発令を判断する

上段太字: 危険性が高まるなど、特定の条件となった際に発表される情報(市町村に対し関係機関からブッシュ型で提供される情報)
下段細字: 常時、地図上での色表示などにより状況が提供されている情報(市町村が自ら確認する必要がある情報)

※高齢者等以外の人も、必要に応じ、普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり、自主的に避難

(6) 土砂災害警戒情報

大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長が避難情報の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、胆振総合振興局と室蘭地方気象台から共同で発表される。

危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認することができる。

危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(7) 早期注意情報(警報級の可能性)

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。

当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(胆振地方)で2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(胆振・日高地方)で発表される。

大雨と高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(8) 地方気象情報、府県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する情報。

(9) 台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報。

(10) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（登別市：1時間雨量100mm）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつキキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

土砂キキクル（危険度分布） <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>

浸水キキクル（危険度分布） <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund>

洪水キキクル（危険度分布） <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood>

(11) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に発表する情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については、竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生する恐れが非常に高まっている旨を発表する。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

雨雲の動き（降水・雷・竜巻ナウキャスト） <https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/>

(12) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等の種類と概要

種 類	概 要
土砂キキクル (大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	<p>大雨による土砂災害発表の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。</p> <p>2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	<p>短時間強雨による浸水害発表の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。</p> <p>1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。</p> <p>3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数 の予測値	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p>

3 異常現象を発見した者の措置等

(1) 通報業務（基本法第54条第1項及び2項）

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその状況を市長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。何人もこの通報が最も迅速に到着

するよう協力しなければならない。

(2) 警察官等の通報（基本法第54条第3項）

異常現象発見者から通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨をすみやかに市長に通報しなければならない。

(3) 市町村長の通報（基本法第54条第4項）

異常現象に関する通報を受けた市長は、室蘭地方気象台に通報する。

※室蘭地方気象台

室蘭市山手町 2-6-8 0143-22-3227（観測予報）、0143-22-4249（防災）

第2節 災害通信計画

風水害による災害情報の収集・伝達及び被害報告等の通信方法は、次のとおりとする。

1 通信・連絡手段

災害対策本部、警戒体制及び非常配備体制の各関係機関との通信・連絡手段は、次の系統により行う。

各関係機関との通信・連絡手段

関係機関	通信・連絡手段
市本部内等	<ol style="list-style-type: none"> 1 内線 2 電話（電報を含む）※災害時優先電話 3 携帯電話（衛星携帯電話を含む） 4 F A X 5 電子メール 6 庁内イントラ 7 防災行政無線 8 人的伝達（車両・自転車・徒歩）
胆振総合振興局	<ol style="list-style-type: none"> 1 北海道総合行政情報ネットワーク 2 電話（電報を含む）※災害時優先電話 3 携帯電話（衛星携帯電話を含む） 4 I P 電話 5 F A X 6 電子メール 7 人的伝達（車両）
その他の防災関係機関	<ol style="list-style-type: none"> 1 電話（電報を含む）※災害時優先電話 2 携帯電話（衛星携帯電話を含む） 3 F A X 4 電子メール 5 防災行政無線 6 人的伝達（車両・自転車・徒歩）

2 災害時通信確保

(1) 公衆通信施設の利用

災害時における通信連絡は、公衆通信設備を主通信系統とする。

(2) 非常及び緊急通話

電話接続が困難な場合は、東日本電信電話株式会社北海道事業部から非常及び緊急通話の承諾を受けた、加入電話（災害時優先電話）から、関係機関等に通報するものとする（災害時優先電話一覧は資料編に掲載）。

(3) 電報による通信

非常及び緊急を要する電報を発信する場合は、115番（局番なし）へ非常及び緊急の電報である旨を告げて、申し込むものとする。

(4) 警察電話等による通信

市内警察機関の専用又は無線電話により、通信相手機関に最も近い警察機関を経て行う。

(5) 防災関係機関等による通信

市内防災関係機関の専用又は無線電話により、通信相手機関に最も近い防災関係機関を経て行う。

(6) アマチュア無線基地局による通信

登別市防災協力員無線基地局に関する協定及び登別市防災協力員無線基地局設置要綱に基づき、アマチュア無線局に協力を求め通信を行う（登別市防災協力員無線基地局設置要綱は資料編に掲載）。

3 情報伝達体制の整備

市防災会議構成機関は、災害予測・予知や災害研究を推進するため、それぞれの機関が所有する計測・観測データや危険情報などの災害予測に資する情報を必要とする機関に提供するほか、これらの情報の多角的な活用に向け、関係機関は情報を共有化するため、通信ネットワークのデジタル化を推進するとともに、全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備に対応したシステムの構築に努めるものとする。

また、市は災害応急対策の実施のため、災害情報、被害状況の収集・通報等の通信体制及び災害情報の住民や被災者への情報伝達体制の整備を次のとおり図る。

- (1) 停電時に備え、災害対策本部の設置される庁舎等の非常用電源の確保と情報機器の普及に対応した通信容量の増大が必要である。
- (2) 携帯電話からも避難場所や防災情報が入手できるようSNS等を活用する。
- (3) コミュニティFMを活用した災害情報や緊急情報の放送を行う。
- (4) 高齢者、障がい者等の要配慮者にも配慮した分かりやすい情報伝達ができるよう体制の整備を図る。

4 通信途絶時等における措置

(1) 北海道総合通信局の対応

北海道総合通信局は、防災関係機関から、1から2までに掲げる各通信系をもって通信を行うことができない又は著しく困難である旨の連絡を受けたときは、通信の確保を図るため、速やかに次の措置を構ずるものとする。

ア 貸与要請者あて、移動通信機器の貸し出し

イ 無線局の免許等の臨機の措置（無線局の免許等に必要な申請手続き及び当該申請に係る処分について、口頭又は電話等迅速な方法で行い、所定の様式による手続きは、後刻可及的速やかに遡及処理する措置）

(2) 防災関係機関の対応

防災関係機関は、(1)の措置を希望する場合は、次に掲げる事項を北海道総合通信局に連絡するものとする。

ア 移動通信機器の借り受けを希望する場合

(ア) 借り受け申請者の氏名又は名称及び住所

(イ) 借り受け希望機種及び台数

(ウ) 使用場所

(エ) 引き渡し場所及び返納場所

(オ) 借り受け希望日及び期間

イ 臨機の措置による手続きを希望する場合

(ア) 早急に免許又は許可等を必要とする理由

(イ) (ア)に係る申請内容

(3) 連絡先

北海道総合通信局防災対策推進室

電話：011-747-6451（直通）

第3節 災害情報等の収集・伝達計画

風水害等による災害情報等の収集、伝達及び被害状況等の報告については、次に定めるところによる。

また、災害時の重要通信の確保のため、情報収集・伝達体制について訓練等を通じ、実効性の確保に留意するものとする。

1 被害等の情報の収集及び報告

(1) 収集すべき情報の内容と報告

災害発生後、人的、建物、公共施設、産業及び電気・ガス等の生活関連施設について、速やかに被災情報を収集するものとする。

(2) 情報収集実施者

被害区分に応じて次のとおり防災関係機関が実施する。

被害区分	情報収集実施者	情報収集内容
人的被害	1 市 2 消防本部 3 室蘭警察署 4 室蘭市医師会	避難場所等における調査、救助活動及び救急活動における調査、救出・救護活動における調査、医療機関における応急医療状況
建物及び公共施設等の被害	1 市 2 消防本部	所管する建物及び施設の被害状況及び職務に関連する民間の建物、施設及び宅地の被害状況の調査
	1 北海道の各部局 2 室蘭警察署	所管する建物及び施設の被害状況及び法令に基づき指定された危険区域等の被害状況の調査
	1 指定（地方）行政機関 2 指定（地方）公共機関	所管する住家（公宅・社宅）の被害状況の調査
産業被害	1 市 2 北海道の各部局 3 指定（地方）行政機関	職務に関連する産業の被害状況の調査
その他	1 各事業者	被害、応急対策及び復旧見込み等の調査

(3) 被害状況判断基準

被害状況の判断基準は、道計画に定める災害情報等報告取扱要領別表4 被害状況判断基準によるものとする（災害情報等報告取扱要領は資料編に掲載）。

2 災害情報及び被害状況の報告

総務部は、災害時、道計画に定める災害情報等報告取扱要領に基づき報告するものとする。

(1) 報告先

報告先	報告基準
① 胆振総合振興局 (地域創生部危機対策室)	災害が発生し、又は発生するおそれのある場合
② 北海道 (危機対策局危機対策課)	上記①へ報告することができない状態が生じた場合
③ 国 (総務省消防庁)	上記①及び②へ報告することができない状態が生じた場合 「直接即報基準」に該当する火災・災害等を覚知した場合 消防庁長官から要請があった場合の第1報後の報告

(2) 胆振総合振興局、北海道、国への連絡先及び通信手段

ア 胆振総合振興局 (地域創生部地域政策課)

回線	平日	休日・夜間
NTT回線	24-9570 22-5170 (FAX)	24-9900 (コールセンター)
IP専用電話	77-6750-9100	—
北海道総合行政情報 ネットワーク	77-6-750-2191	—

イ 北海道 (危機対策局危機対策課)

回線	平日	休日・夜間
NTT回線	011-204-5008 011-231-4314 (FAX)	011-231-3398 (当直室) 011-231-3402 (FAX)
IP専用電話	77-6210-9100	—
北海道総合行政情報 ネットワーク	77-6-210-22-566	77-6-210-22-586

ウ 国 (総務省消防庁応急対策室)

回線	平日	休日・夜間 (危機管理センター)
NTT回線	03-5253-7527 03-5253-7537 (FAX)	03-5253-7777 03-5253-7553 (FAX)
北海道総合行政情報 ネットワーク	77-6-048-500-7527 77-6-048-500-7537 (FAX)	77-6-048-500-7782 77-6-048-500-7789 (FAX)

※ IP専用電話・道総合行政情報ネットワークに本庁舎の内線から発信する場合は、電話番号の頭に「77」を追加しダイヤルする。

第2章 災害予防計画

災害対策を計画的に推進するため、災害予防に必要な危険区域の設定及び施設の整備並びに訓練などの計画について、この計画の定めるところによる。

また、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとし、災害対応の検証を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

さらに、平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとり「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するとともに、訓練・研修等を通じて構築した関係を持続的なものとするよう努める。

第1節 風水害に強いまちづくり計画

風水害における道路・河川・急傾斜地等の災害の未然防止と迅速な対応を図るため、各防災関係機関が相互に協力し、風水害に強いまちづくりを促進する。

第2節 水害予防計画

洪水等による災害発生を未然に防止し、又は災害による被害を軽減するための予防計画は、次のとおりである。

1 現況

市内には、2級河川が10河川、準用河川・普通河川が43河川、計53河川があり、水防法第14条第1項及び第2項に基づき、ポンアヨロ川、登別川、クスリサンベツ川、岡志別川、胆振幌別川、来馬川、富岸川、西富岸川、鷺別川、鷺別富岸川については、想定し得る最大規模の降雨により、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定されている。

また、登別港町から鷺別町にかけて太平洋に面した海岸と二つの漁港を有しており、津波や高潮の危険性が想定されている。

2 予防対策

(1) 市は、次のとおり予防対策を実施する。

ア 特に水防上警戒を要する区域などについて、河川や海岸の監視を随時実施するなど管理に万全を期するとともに、危険区域の周知に努めるものとする。

イ 予警報及び各種情報等を迅速に住民に伝達するため、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話等を用いた伝達手段の多重化を図るとともに、水防上警戒を要する区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図るもの

とする。

(2) 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

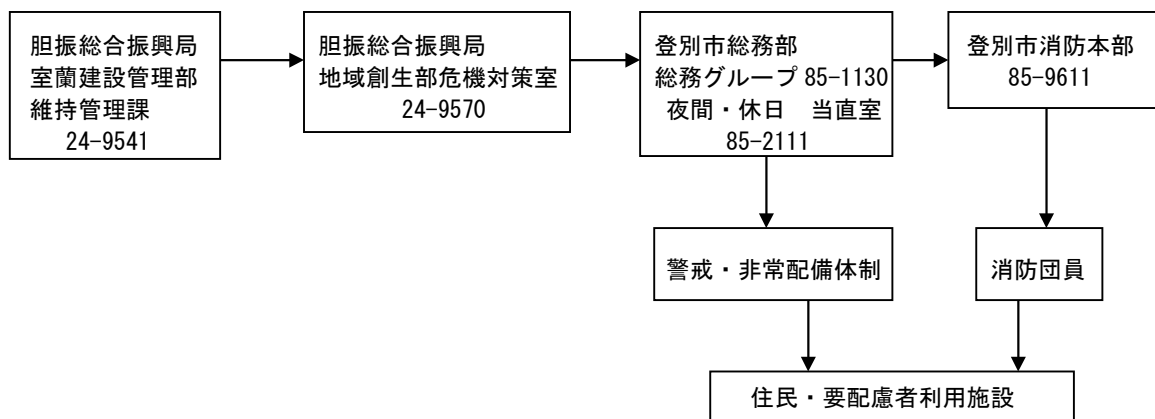
ア 洪水浸水想定区域

水系名	河川名	指定年月日	洪水浸水想定区域
胆振幌別川	胆振幌別川 (水位周知河川)	令和元年7月23日	資料編に掲載
	来馬川 (水位周知河川)		
ポニアヨロ川	ポニアヨロ川	令和4年11月8日	
登別川	登別川		
	クスリサンベツ川		
岡志別川	岡志別川		
胆振幌別川	胆振幌別川(上流)		
	来馬川(上流)		
富岸川	富岸川		
	西富岸川		
鷺別川	鷺別川		
	鷺別富岸川		

イ 要配慮者が利用する施設に対する洪水予報等の伝達

市は、洪水浸水想定区域内の要配慮者が利用する施設について、洪水時に円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等を、電話、FAX、広報車により施設管理者に伝達し、避難誘導等を実施する。

水防警報等の伝達系統図



ウ 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保

避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保については、第3章災害応急対策

計画第4節避難対策計画によるものとする。

エ ハザードマップの作成

市は、胆振幌別川及び来馬川が氾濫した場合に予想される浸水の範囲と想定される水深、指定緊急避難場所、避難時の心得等を示したハザードマップを作成し、市民等へ周知するものとする。

オ 洪水浸水想定区域内等の特に防災上配慮を要する者が利用する施設

洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう施設管理者に洪水予報等を伝達するとともに避難誘導等を実施する。

3 水防計画

本計画とは別に水防法に基づく「水防計画」を定めるものとする。

第3節 雪害・融雪災害予防計画

雪害・融雪害に対処するための予防対策及び応急対策は、北海道が定める北海道雪害対策実施要綱及び北海道融雪災害対策実施要綱により、防災関係機関がそれぞれ相互連携のもとに実施する（北海道雪害対策実施要綱、北海道融雪災害対策実施要綱は資料編に掲載）とともに、必要な措置事項は次のとおりである。

1 気象情報の収集及び職員周知

市（防災担当部局）は、室蘭地方気象台の発表する雪害に関係のある警報等の情報を把握し、大雪等により市民生活への影響が予想される場合、各部署に気象情報や警戒が必要な内容について情報提供を行う。

2 警戒体制

市は、室蘭地方気象台の発表する大雪特別警報や大雪警報、融雪による河川の出水、なだれ等の災害が発生すると予想される場合、または現地情報を勘察し、必要と認める場合は、それぞれの定める警戒体制に入る。

なお、大規模な雪害が発生するおそれがあり、その対策を必要とするときや、雪害による交通渋滞等によって人命に関わる事態が発生したときは、市長は市本部を設置し、災害対策の基本的な事項について協議するものとする。

3 市道の交通確保（除雪等）

道路管理者は、積雪15cmを目途に除雪を行うこととしておりますが、降雪により交通障害が見込まれる時には幹線道路を優先的に行うよう努める。

第4節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期における災害対策は、北海道が定める積雪・寒冷対策計画に基づき、防災関係

機関がそれぞれ相互連携のもとに実施する（北海道地域防災計画抜粋（積雪・寒冷対策計画）は資料編に掲載）とともに、必要な措置事項は次のとおりである。

1 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的・長期的な積雪対策の推進により確立される。

このため、市及び防災関係機関は、相互に連携協力して実効ある積雪対策の確立と雪害の防止に努める。

2 道路交通の確保

災害時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の確保を図ることが重要である。

このため、道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

（1）除雪体制の強化

道路管理者は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の確保に努める。

（2）積雪寒冷地に適した道路整備の推進

道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路の整備を推進する。

3 雪に強いまちづくりの推進

（1）家屋倒壊の防止

市は、住宅の耐震性を確保し、屋根の積雪荷重の増大による地震時の家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守を指導する。

また、雪害等の自己防止策が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立に努める。

（2）積雪期における避難所、避難経路の確保

市及び防災関係機関は、積雪期における避難所、避難経路の確保を図る。

また、消防機関は積雪期の火災に備え、消防資機材の使用に支障が生じないように、常時点検、整備、除排雪等を行い、機材の使用、消防水利の確保を万全にする。

4 寒冷対策の推進

（1）避難所対策

市は、避難施設における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、スノーダンプ、スコップ等）の備蓄・調達体制の整備に努める。

（2）被災者及び避難者対策

市は、被災者及び避難者に対する防寒用品の備蓄・調達体制の整備に努める。

また、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難となることや避難生活が長期化することが予想されることから、被災者、避難者の生活確保のための長期対策を検討する。

第5節 土砂災害予防計画

土砂災害を予防するための計画は、次のとおりである。

1 現況

- (1) 土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）（平成12年法律第57号）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定箇所数は、次のとおりである（土砂災害予想区域図は資料編に掲載）。

(R5.4.1 現在)

区 分	土砂災害警戒区域	うち) 特別警戒区域
土石流危険溪流箇所	60	32
地すべり危険箇所	5	0
急傾斜地崩壊危険箇所	68	66

※指定状況、位置情報については、以下のホームページから確認することができる。
 （北海道土砂災害警戒情報システム・土砂災害警戒区域等の指定状況）
<https://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/> （HP版）
<https://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/sp/> （スマートフォン版）

2 予防対策

市は、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険溪流箇所及び地すべり危険箇所の周知を行うとともに、北海道と協力して危険区域の指定と整備を促進していく。

- (1) 特に、土砂災害等の警戒を要する区域の監視を随時実施するなど、管理に万全を期するとともに、住民に対し急傾斜地や河川の異常の報告や、住民自身による防災措置などの周知、啓発を図る。
- (2) 土砂災害防止法第7条及び第9条により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定があった場合は、当該区域ごとに警戒エリア、避難所、避難経路等に関する事項等を避難計画として整備するほか、次の事項を定めるとともに市民等へ周知するものとする。
- ア 土砂災害警戒情報等の伝達方法
- イ 警戒区域内に主として高齢者等の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合の伝達方法
- ウ 土砂災害警戒情報とは、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長が避難情報の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、胆振総合振興局と室蘭地方气象台が共同で発表する。
- 危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。

第6節 建築物災害予防計画

風水害、火災等の災害から建設物を防御するため必要な措置事項は次のとおりである。

1 現状

市街地には建築物が密集してお

り、火災の発生や延焼拡大のおそれが大きいため、都市計画法では集団的な防火に関する規制を行い、都市防火の効果を高めることを目的として、防火地域等が指定されている。

2 予防対策

- (1) 建築物の密度が高く火災危険度の高い市街地において、都市計画法に基づく防火地域・準防火地域を定め、地域内の建築物を建築基準法に基づく耐火構造、準耐火構造とし、不燃化対策を講ずる。
- (2) 北海道及び市は、建築基準法の遵守に努めるものとする。また、がけの崩壊で危険を及ぼすおそれがある地区において、建築物の建築制限を行うなど宅地の安全に努めるとともに、土砂災害防止法に基づく警戒区域を指定するなど、住民に対する危険箇所の周知、警戒避難体制の整備等を推進していくこととする。

第7節 消防計画

この計画は、風水害等が発生し又は発生するおそれがある場合において、消防機関がその機能を十分に発揮するため、平常時並びに非常時における消防体制、活動及び消防力の整備等について、大綱を定めるものであり、その運用等の内容については消防本部が別途定める。

1 消防体制の整備

消防体制の整備を図り、迅速な消火、救助及び救急体制を確立する。

(1) 火災防御対策

火災を警戒し、鎮圧するために各種消防事象に対する調査研究を行い、火災防御活動が最高度に発揮できるよう、非常招集計画、警防計画等を立て、その運用に万全を期するものとする。

(2) 火災予防対策

予防査察を計画的に実施し火災の未然防止を推進するとともに、各種予防行事を展開し、市民の防火意識の高揚と普及啓発に努める。

(3) 高度救急・救命体制の整備

高度な救急救命措置が行える救急救命士の育成、高規格救急車の整備及び地域医療機関との連携を図る。

2 消防力の整備

消防活動の万全を期するため、消防力の整備指針を参考に整備計画を作成し、実態に即応した消防施設並びに人員の整備充実を図るとともに、大規模・特殊災害に対応するための高度な

技術・資機材を有する救助隊の整備の推進、先端技術による高度な技術の開発に努める。

また、消防水利の基準に定める所要の水利の整備充実を図るとともに、常にこれを有効に使用できるよう管理する。

3 教育訓練

消防職員及び消防団員に対して、資質の向上、体力の練成と第一線防災活動の充実強化を図るため、教育訓練を計画的に実施する。

4 広域消防応援体制

火災及び不測の大規模災害の鎮圧に万全を期し、併せて住民の安全を図るため、北海道内の市町村、消防事務組合及び地方行政機関その他の企業・団体と消防応援協定を結び、相互の応援体制を確立する。

第8節 救援物資等の備蓄、調達計画及び防災資機材等の整備計画

災害時において、食料、飲料水、寝具及び衣料品等の生活必需品など市民の生活を守る救援物資等を迅速に確保し、応急対策活動を円滑に実施するためのビニールシート、土のう等の防災資機材の整備に努めるとともに備蓄量等の把握に努める。

また、平時から物資の備蓄状況や運送手段の確認を行いつつ、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続き等の確認に努める。

1 備蓄計画

(1) 食料その他の物資の確保

ア 市は、あらかじめ食料関係機関及び保有業者と食料調達に関する協定を締結するなど、食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品の備蓄・調達体制を整備し、災害時における食料その他の物資の確保に努める。

イ 市は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対して「最低3日間、推奨1週間」分の食料及び飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトーパー、ポータブルストーブ、マスク、消毒液等の備蓄に努めるよう啓発を行う。

物資の調達に関する基本方針

日 数	1 日	2 日	3 日以降
物資の調達に関する基本方針	<div style="border: 2px solid black; padding: 5px; text-align: center;">家庭内備蓄</div> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 10px;">協定業者等からの調達</div> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 10px;">全国からの救援物資</div> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 10px;">市による備蓄</div>		

2 事業所等との協定による調達計画

市内の事業所等との間に、災害時に必要な物資の調達や輸送に関する各種協定書を締結している。これにより災害時の迅速な確保を図ることとする（協定書関係は資料編に掲載）。

3 他市町との協定による調達

室蘭市・伊達市・豊浦町・壮瞥町・洞爺湖町との間の「6市町防災協定」、宮城県白石市・神奈川県海老名市との間の「危機発生時における相互応援に関する協定」、白老町との間の「災害時における相互応援に関する協定」、ようてい・西いぶり広域連携会議構成市区町村との間の「災害時におけるようてい・西いぶり広域連携会議構成市区町村の相互応援に関する協定」、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定」において、食料及び救助物資の提供、幹旋を定めている。

4 防災資機材の整備

市は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、非常用発電機の整備のほか積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具・燃料等の整備に努める。

5 給水資機材の整備

市（水道室）は、応急給水のための運搬用給水タンク、ポリ容器及びポリ袋等の整備（備蓄）に努め、復旧用資機材についても備蓄及び早期調達等の対策を講じておくものとする。

6 北海道に対する要請

上記に定める備蓄、調達計画によってもなお不足する場合、又は被害の状況により市内での調達が出来ない場合は、知事（胆振総合振興局長）に対して幹旋又は調達の要請を行うものとする。

7 備蓄倉庫等の整備

市は、市内の地域特性を踏まえ、防災資機材倉庫の整備を行うものとする。

第9節 避難体制整備計画

災害から住民の生命・身体を保護するための避難路、指定緊急避難場所、指定避難所の確保及び整備等については、本計画の定めるところによる。

1 避難誘導體制の構築

- (1) 市は、大規模火災、津波等の災害から、住民の安全を確保するために必要な避難路をあらかじめ指定し、その整備を図るとともに、避難経路や指定緊急避難場所、指定避難所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努める。
- (2) 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保できる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難

時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努める。

- (3) 市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるとともに、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努める。
- (4) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備え、平常時から北海道との連携の下、自宅療養者等の避難先、避難方法等を事前に検討し、災害時における自宅療養者等からの連絡に対して説明するよう努める。
- (5) 市は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。
- (6) 市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設間と市との連絡・連携体制の構築に努める。

2 指定緊急避難場所の確保等

- (1) 災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、次の異常な現象の種類ごとの基準に適合し、災害時に迅速に開設することが可能な管理体制を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得たうえで、指定緊急避難場所として指定する。その際は、地域特性や要配慮者の利用等についても考慮するとともに、災害想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難所を近隣市町村に設けるものとする。また、指定緊急避難場所については、災害の種別に応じて指定していること及び避難の際には発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める（指定避難所、指定緊急避難場所及び関係機関連絡先一覧は資料編に掲載）。

基準		異常な現象	崖崩れ・土石流・地滑り	大規模な火事	洪水	高潮	内水氾濫(※1)	噴火に伴い発生する火山現象(※2)	津波	地震
		管理の基準		居住者等に解放され、居住者等受入用部分等(*)について物品の設置又は地震による落下、転倒、移動等の事由により避難上の支障を生じさせないもの (* 下記a2の場合、居住者等受入用部分等には、当該部分までの避難上有効な階段等の経路が含まれる)						
施設の構造の基準 又は 立地の基準 (A)・(B)いずれに該当	構造(A)	想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等受入用部分が配置され、かつ、当該居住者等受入用部分までの避難上有効な階段等の経路がある(a2)							施設が地震に対して安全な構造のものとして地震に対する安全性に係る建築基準法等(※3)に適合するもの(a3)	
	《例》津波はa1、a2、a3を満たす	異常な現象による水圧、波力、振動、衝撃等が作用する力によつて、施設の構造耐力上支障のある事態(損壊、転倒、滑動、沈下等)を生じない構造のもの(a1)								
立地(B)	安全区域内(人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域内)にある							当該場所又はその周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物・工作物等がない		

※1 一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道等の排水施設又は河川等の公共の水域に雨水を排水できないことによる浸水

※2 火砕流、溶岩流、噴石、泥流等

※3 建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定

- (2) 学校を指定緊急避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局と調整を図る。
- (3) 指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、市長に届け出なければならない。
- (4) 当該指定緊急避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消すものとする。
- (5) 市長は指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示する。

3 避難所の確保等

- (1) 災害時に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設をあらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定するとともに、住民等への周知徹底を図るものとする（指定避難所、指定緊急避難場所及び関係機関連絡先一覧は資料編に掲載）。

規模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。
構造	速やかに、被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備を有すること。
立地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。
交通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

- (2) 主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあたっては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定福祉避難所として指定する。

ア 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。

イ 災害時において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されていること。

ウ 災害時において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されていること。

エ 要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めていること。

- (3) 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

- (4) 指定避難所の指定にあたっては、次の事項について努めるものとする。

ア 老人福祉施設や障害者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努める。

イ 学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局と調整を図る。

ウ 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備等の整備を進めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

エ 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

- (5) 指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、市長に届け出なければならない。

- (6) 当該指定避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときには、指定避難所の指定を取り消すものとする。

(7) 市長は、指定避難所を指定し又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示する。

4 建物（避難所）の機能強化の推進

避難所については、冬期間の暖房対策のため、暖房器具の借り上げなど必要な対策を図るものとする。

5 避難指示等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知

市長は、適時・適切に避難指示等を発令するため、あらかじめ避難指示等の具体的な判断基準（発令基準）を策定する。

また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難指示等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難指示等の判断基準（発令基準）について、日頃から住民等への周知に努める。

そして、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内体制の構築に努めるものとする。

6 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び住民等への周知

住民等の円滑な避難を確保するため、洪水浸水想定区域など、災害時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努める。

また、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

市は、市民に対する周知の徹底を図るため、次の措置を講じているが、今後とも町内会・自主防災組織の活動、地域防災訓練の実施等を通して周知に努める。

- (1) 洪水浸水想定区域や土砂災害（特別）警戒区域、指定緊急避難場所、指定避難所等を視覚的に表した防災マップを作成し、町内会加入世帯及び転入者に配布するとともに、各公共施設に設置するほか、ウェブ版防災マップ（電子地図、英語・中国語対応）を公開
- (2) 建物に避難所表示プレートの設置
- (3) 避難所表示標識の設置

7 被災者の把握

避難所における避難者の登録等による被災者の把握について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図り、避難状況の把握に努める。登録した情報には個人の情報などが含まれているため、取扱いに十分注意する必要がある。

また、避難者台帳（名簿）を速やかに作成するため、あらかじめ様式を定め印刷の上、各避難所に保管するよう努める。

第10節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する対策計画

災害時における要配慮者の安全確保に関する計画は次のとおりであり、別に定める「避難行動要支援者避難支援プラン」により、その支援体制の整備を図る。

1 安全対策

災害時には、高齢者、障がい者等の要配慮者が被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合が見られることから、市及び社会福祉施設の管理者は、避難行動要支援者の安全の確保を図るため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

2 市の対策

市は、防災担当部局と福祉担当部局をはじめとする関係部局とが連携し、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成するよう努めるものとする。名簿等は、定期的に更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても要配慮者の安全の確保等に支障が生じないように、電子媒体と紙媒体の両方で保管するほか、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を積極的に検討する等、名簿情報及び個別避難計画情報の適切な管理に努める。

また、防災関係機関及び平時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報共有、避難行動要支援者に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進するものとする。

(1) 避難行動要支援者名簿の作成、更新、情報提供

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は以下の要件とするが、具体的には避難行動要支援者避難支援プランに定める。

ア 名簿に掲載する者の範囲

- (ア) 要介護3以上の認定を受けている者
- (イ) 重度の障がい者、難病患者等
- (ウ) 本人等から申し出のあった人で市長が避難支援等の必要を認めた者
- (エ) 上記以外で市長が必要と認めた者

※原則として、在宅で自力避難ができない者、避難に時間を要する者で家族などの支援が望めない者等を対象とする。

イ 避難行動要支援者名簿情報

市は、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日
- (ウ) 性別
- (エ) 住所又は居所
- (オ) 電話番号その他の連絡先

(カ) 避難支援等を必要とする事由

(キ) 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

ウ 名簿に掲載する個人情報の入手

市は、名簿を作成するにあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、関係部局等で把握している情報を集約するよう努めるものとする。

エ 名簿の更新

市は、住民の転入・転出、介護認定、身体障害者手帳等の事務を通じて避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、名簿情報を最新の情報に保つものとする。

オ 避難支援等関係者

市は、次に掲げる避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿情報を提供するものとする。

ただし、市条例に特別の定めがある場合を除き、平常時から名簿情報を提供することについて、本人の同意が得られていない場合は、この限りでない。

(ア) 消防機関

(イ) 警察機関

(ウ) 民生委員、児童委員

(エ) 社会福祉協議会

(オ) 自主防災組織

(カ) その他避難行動要支援者避難支援プランに定める団体等

(2) 名簿情報の提供先と地域ぐるみの支援体制

市は、災害時に地域ぐるみで避難行動要支援者の安全を図るため、避難行動要支援者本人の同意を得て、平常時より避難支援等関係者に名簿を提供し、協力を得ながら、避難支援等の体制づくりを進める。

(3) 名簿情報の提供における情報の管理

市は、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

ア 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供するものとする。

イ 災対法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを説明するものとする。

ウ 避難行動要支援者名簿については、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重なる保管を行うよう指導するものとする。

エ 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導するものとする。

オ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導するものとする。

カ 名簿情報の情報漏洩防止措置等の取扱状況を報告させるものとする。

(4) 避難支援等関係者の安全確保

避難行動要支援者に対する支援は、避難支援等関係者の安全の確保を前提とし、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で実施するものとする。

(5) 個別避難計画の作成

市は、庁内の防災・福祉・保健・医療・地域づくりなどの関係する部署、これらの部署による横断的な組織のほか、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

(6) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画の提供

市は、避難支援等関係者が避難行動要支援者の災害時における避難方法や避難支援の内容等を事前に把握・検討し、個々の要支援者ごとに個別避難計画の実効性を高めるため、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に提供する。ただし、条例に特別の定めがある場合を除き、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は提供しない。

また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

(7) 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施できるよう、災害時にどのように避難支援等を実施するかを計画し、避難支援等関係者に事前に人数やおおよその居住地を連絡するなどして備え、災害時には事前に計画した内容に基づき避難支援等関係者等に名簿情報を提供し、避難支援等を実施する。

(8) 防災教育・訓練の充実

市は、避難行動要支援者が自らの対応能力を高めるために、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

(9) 福祉避難所の指定等

市は、老人福祉施設や障害者支援施設、保健センター等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定又は、上記施設等と協定を締結し体制を整備する。

3 社会福祉施設等の対策

(1) 防災設備等の整備

施設管理者は、社会福祉施設等の利用者や入所者が、寝たきりの高齢者や障がい者等の要配慮者であるため、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、施設管理者は、電気、水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活

維持に必要な食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

特に、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう務めるものとする。

(2) 組織体制の整備

施設管理者は、災害時において迅速かつ的確に対処するため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、平常時から施設入所者、通所者及び職員と地域住民や福祉ボランティア等との交流に努め、災害時に支援協力が得られるような体制づくりを進める。

(3) 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段及び方法を確立するとともに、市の指導のもとに緊急連絡体制を整える。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的実施する。

また、施設の職員や入所者が災害時においても適切な行動がとれるよう、各施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

特に自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的実施するよう努める。

市及び消防本部は、施設の実施する防災教育・防災訓練に対して、講師の派遣や教育訓練資機材の貸与等、積極的に支援・指導するものとする。

(5) 避難確保計画の作成等

要配慮者利用施設（社会福祉施設、教育施設、医療施設）が浸水想定区域、土砂災害（特別）警戒区域及び津波災害警戒区域にあり、登別市地域防災計画において指定された要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律及び津波防災地域づくりに関する法律の定めに基づき、当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施並びに市町村への報告を行うものとする（要配慮者利用施設一覧は資料編に掲載）。

4 外国人に対する対策

市は、言語、生活習慣及び防災意識の異なる外国人について、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような対策に努める。

(1) 多言語による広報の充実

(2) 外国人を含めた防災訓練及び防災教育の実施

第11節 自主防災組織育成等の計画

災害時においては、公的機関による防災活動のみならず、地域住民及び事業所等による自主的な初動対応が被害の防止、軽減に大きな役割を果たすことから、これらの組織化を図ることが極めて重要である。

このため市は、次に定めるところにより住民の連帯意識に基づく自主防災組織の結成の促進及び事業所の自衛消防組織の拡大に努めるものとする。

また、その際、女性の参画の推進に努めるものとする。

1 地域住民による自主防災組織の育成

(1) 育成の主体

市は、基本法第5条の規定により、自主防災組織の育成主体として位置づけられていることから、本市においては、町会・町内会・自治会等を対象として組織化を図ることとし、指導、助言を積極的に行って、実効ある自主防災活動の推進と育成に努めるものとする（自主防災組織一覧は資料編に掲載）。

また、消防団と連携を行い、初期消火活動や救出・救護活動の実施、避難行動要支援者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図るものとする。

なお、自主防災組織の普及については、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努めるものとする。

(2) 自主防災組織の編成及び活動班

自主防災組織は町内会や自治会など適正な規模で編成される。一般的な活動班の編成と役割は次のとおりである。

- ア 庶務班（防災知識の普及啓発、防災訓練など）
- イ 情報班（情報の収集、伝達）
- ウ 消火班（出火防止と初期消火活動）
- エ 救出救護班（負傷者の救出救護）
- オ 避難誘導班（住民の避難場所・避難所誘導と避難行動要支援者対策）
- カ 給食給水班（食料・飲料水の提供）

(3) 自主防災組織に対する市の支援

市は、自主防災組織を育成するため次の対策を講じるものとする。

ア 資機材購入費の補助

市は、登別市防災資機材購入整備費補助事業実施要綱に基づき、活動のための資機材購入費に対し、補助金を交付する（登別市防災資機材購入整備費補助事業実施要綱は資料編に掲載）。

イ 活動の指導・助言

(ア) 組織が実施する防災訓練に対して、消防職員、防災担当職員及び車両等を派遣して指導するとともに、訓練用資機材を支給又は貸与すること。

(イ) 組織が実施する防災に関する研修会、学習会等に対して、消防職員又は防災担当職員を講師として派遣すること。

(ウ) 組織の活動に寄与する情報を提供すること。

2 自主防災組織の活動内容

(1) 平常時の活動

災害のための備品整備	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災資機材の整備 2 備蓄品の管理
地域の危険箇所の把握	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域の危険箇所の把握 2 地域の避難路、避難場所・避難所の把握 3 避難行動要支援者の支援協力
災害時の活動習得	<ol style="list-style-type: none"> 1 消火訓練 2 避難訓練 3 給食給水訓練 4 災害図上訓練
普及啓発活動・広報紙の発行	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報紙の発行 2 火気を使用する器具の点検・整備の呼びかけ

(2) 非常時及び災害時の活動

情報収集・伝達活動	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害情報・救援情報の収集と伝達 2 防災機関との連絡
初期消火活動	<ol style="list-style-type: none"> 1 消火器などの消火活動
避難誘導活動	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民を避難場所・避難所へ誘導 2 住民の安否確認 3 避難指示等が発令された場合の周知徹底、誘導 4 避難行動要支援者の誘導、避難協力
救出救護活動	<ol style="list-style-type: none"> 1 負傷者の救出救護
給食給水活動	<ol style="list-style-type: none"> 1 食料、飲料水の調達と炊き出し 2 市が実施する救援物資の配布活動の協力

3 事業所等の自衛消防組織

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務づけられている一定の事業所については、消防関係法令の周知徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努める。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。

第12節 防災知識の普及・啓発計画

災害時の被害の軽減を図るためには、災害に関する正しい知識と行動力を養うことが不可欠であり、防災機関のみならず、住民や事業所等がこのことを十分理解し、防災意識の普及・高揚によって社会全体としての防災能力の向上を図ることが必要である。

1 市職員に対する防災教育

市職員は、災害時には応急対策の第一線に立って対応することが求められており、特に夜間・休日においては、初期段階において参集者も限定され、防災の責任者や担当者が不在であったりするなど、限られた人員で対処せざるを得ない状況も予想される。

このような状況下においては、各職員は、所属する災害対策本部の部・班の業務範囲以外の任務を行うことも想定されるため、平素から本計画に関する十分な知識を習得し、これらの知識に基づく適切な判断力及び行動力が要求される。

(1) 職員が習得すべき知識・技能

- ア 災害についての一般的知識に関すること
- イ 災害に関する情報に対する理解の促進に関すること
- ウ 市の災害対策の現状と課題に関すること
- エ 市計画の内容に関すること
- オ 初期消火及び応急救護の技術習得に関すること

(2) 教育の実施方法

- ア 職員研修の中に防災に関することを含めて実施
- イ 職員を対象とした、初期消火訓練及び応急救護講習会等の実施
- ウ 市が実施する総合防災訓練への参加

2 市民に対する防災知識の普及・啓発

大規模な災害の発生頻度は一般に低く、全国で発生している災害とその教訓も、時の経過とともに風化しやすい傾向にある。他方、大規模災害の発生時には、出火防止、初期消火、救出・応急救護、避難誘導など広範な応急対策が必要となるが、特に夜間・休日の場合には防災機関の初期対応も極めて困難となることが予想される。

このため、配布した防災マップや専門家の知見を活用し、市民に対してそれぞれの地域の災害危険箇所や避難所及び各災害に応じた予防対策を周知するとともに、水防月間、土砂災害防止月間及び山地災害防止キャンペーン等の広報による地域防災能力の向上に努める。

(1) 啓発内容

- ア 災害に対する心得
- イ 災害に関する一般知識
- ウ 非常用食料、飲料水、身の回り品等の非常持出品や医薬品の準備
- エ 建物の不燃化対策
- オ 災害情報の正確な入手方法
- カ 出火の防止及び初期消火の心得
- キ ビル街、百貨店、地下街等外出時における対処方法
- ク 自動車運転時の心得
- ケ 救助・救護に関する知識
- コ 避難場所・避難所、避難路及び避難方法等避難対策に関する知識
- サ 水道、電気、ガス、電話等のライフラインに関する災害時の心得
- シ 要配慮者への配慮と救援

ス 各防災機関が行う防災対策の内容

(2) 普及方法

- ア テレビ、ラジオ及び新聞の活用
- イ インターネット、SNS、広報紙の活用
- ウ 映画、スライド、ビデオ等による普及
- エ パンフレット等の配布
- オ 研修会、講演会等の開催及び防災訓練の実施
- カ 町内会・自治会、老人クラブ、女性団体等の会合や各種研究会等の機会の利用

3 児童・生徒、教職員に対する防災教育の推進

(1) 小・中学校、高等学校の対応

- ア 児童・生徒に対し、地域の災害リスクに基づいた予防対策等の知識の向上及び防災の実践活動（災害時における避難、身を守る措置等）の習得を積極的に推進する。
- イ 防災教育は、学校の種別、立地条件及び児童生徒の発達段階などの実態に応じた内容のものとして実施することとし、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

(2) 市及び教育委員会の対応

- ア 市は、学校が実施する防災教育への防災マップ等資料の提供や児童・生徒、教職員を対象として、市が備蓄している非常用食糧を試食する機会を設けるなど積極的に支援する。
- イ 教育委員会は、児童・生徒に対する防災教育の充実を図るため、教職員に対する防災に関する研修機会等の充実等に努める。

第13節 防災訓練計画

災害応急対策活動の迅速かつ円滑な実施を図るため、各防災機関が防災上の責務の遂行に必要な技術・技能の向上と、住民の防災知識の普及・啓発を図ることを目的とした体系的な防災訓練を計画的に実施する。

1 総合防災訓練

市及び防災関係機関は、大規模な災害を想定し、体制の確立、情報伝達及び応急対策等の総合的な訓練を地域住民などの協力を得て実施することで実践的な技能の向上を図る。

2 地域防災訓練

地域住民が主体となり訓練を行うことで地域、町内会・自治会等の防災能力の向上を図る。

市は、積極的に参加し、指導、助言を行う。

訓練は、町内会・自治会ごとに随時実施し、訓練の項目はおおむね次のとおりとする。

なお、訓練の細目については、その都度実施要領を作成するものとする。

(1) 119番通報訓練

(2) 広報活動訓練

- (3) 避難誘導訓練
- (4) 応急手当訓練
- (5) 救出救護訓練
- (6) 炊き出し訓練
- (7) 初期消火訓練

3 その他の訓練

その他次のような訓練を、総合防災訓練・地域防災訓練に合わせ、又は単独で実施する。

- (1) 職員非常招集訓練
- (2) 情報伝達訓練
- (3) 避難訓練
- (4) 避難所開設運営訓練

4 その他の機関・団体が実施する訓練に対する支援

市及び消防は、防災関係機関、自主防災組織（町内会・自治会）、防災上重要な施設の管理者、教育機関、その他公共的団体等が独自に企画実施する防災訓練に対して、指導・助言・講師派遣を行う等積極的に支援する。

第14節 幌別ダム災害予防計画

ダムからの放流による下流の災害を予防するための計画である。

1 幌別ダムの管理

ダムの管理者（北海道企業局室蘭地区工業用水道管理事務所）は、洪水吐ゲートの操作にあたっては、常時上下流一帯の水利関係に障害を及ぼさないことはもちろん、洪水時においても河川の自然流量を増大させないことを原則とし、幌別ダム操作規程に定めるゲート操作を行うものとする。

2 ダムからの放流

ダムからの放流は、次の場合に限りすることができるものとする。

- (1) 下流における他の河川の使用のため河川の流量を確保する必要があるとき。
- (2) 4月1日から9月30日までの期間は貯水池の制限水位（標高26.90m）、10月1日から翌年3月31日までの期間は貯水池の常時満水位（標高27.40m）を守る必要があるとき。
- (3) 洪水警戒時及び洪水時の場合。
- (4) ダム等の点検又は整備のため必要があるとき。
- (5) その他やむを得ない必要があるとき。

3 事前放流

国土交通省が気象庁の予測を基に提示する24時間予測降雨量が311mmを超える場合、その

降雨量を超える範囲によって見込まれる流入量分の容量を洪水調整可能容量として確保することとしている。

なお、事前放流は190万 m^3 （貯水位25.70m～27.40m）の範囲内で実施する。

4 放流の際の関係機関に対する通知

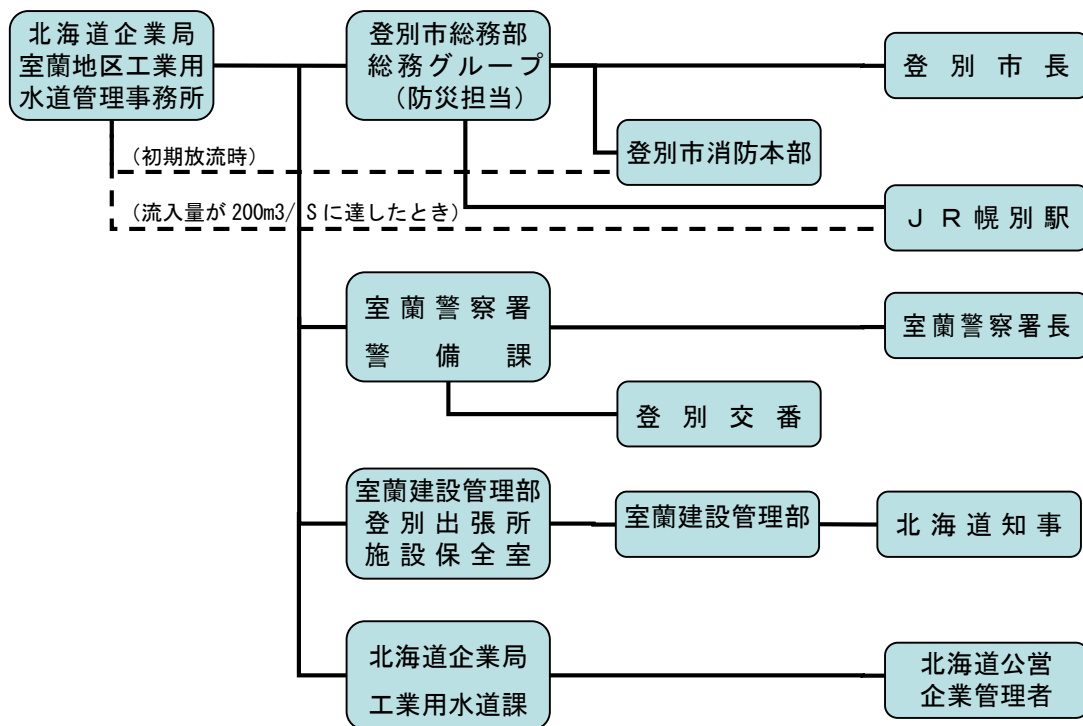
- (1) ダムの放流による影響は極めて大きいため、ダムの管理者は予防措置に万全を期すため、次の区分により北海道、室蘭警察署、登別市等の関係機関に対して通知するものとする。

通知時期	様式及び区分	通知先						摘要
		室 建 管 理 部	登 別 市	室 蘭 警 察 署	企 業 局	登 別 消 防 署	J R 幌 別 駅	
事前放流体制を発動したとき	幌別ダムの放流に関する通知 1 警戒体制※1	○	—	—	○	—	—	事前放流体制
予備警戒体制を発動したとき	幌別ダムの放流に関する通知 1 警戒体制※1	○	—	—	○	—	—	予備警戒体制
洪水警戒体制を発動したとき	幌別ダムの放流に関する通知 1 警戒体制※1	○	—	—	○	—	—	洪水警戒体制
ゲート放流を開始するとき	幌別ダムの放流に関する通知 2 初期放流 (1) 放流通知	○	○	○	○	○	—	放流開始1時間前までに終了
ゲート又は維持用水放流を開始したとき	幌別ダムの放流に関する通知 2 初期放流 (2) 放流開始通知※2	○	○	○	○	—	—	初期放流
事前放流を開始するとき	幌別ダムの放流に関する通知 3 事前放流 (1) 事前放流開始通知	○	○	○	○	—	—	事前放流
放流量が100m ³ /sに達したとき	幌別ダムの放流に関する通知 4 放流情報	○	○	○	○	—	—	
放流量が200m ³ /sに達したとき	幌別ダムの放流に関する通知 4 放流情報	○	○	○	○	—	○	
流入量が300m ³ /sに達したとき	[室蘭建設管理部] 出水時における ダム管理状況(一般) 様式ダー1(a) [その他の機関] 幌別ダムの放流に 関する通知 5 洪水時 (1) 洪水開始	○	○	○	○	—	—	洪水時体制
流入量が計画洪水量の50%に達したとき (以後、毎正時に報告)	[室蘭建設管理部] 出水時における ダム管理状況(一般) 様式ダー1(b) [その他の機関] 幌別ダムの放流に 関する通知 5 洪水時 (2) 洪水時情報	○	○	○	○	—	—	
時間速報(毎正時)	[室蘭建設管理部] 出水時における ダム管理状況(特別) 様式ダー2 [その他の機関] 幌別ダム状況速報	○	○	○	○	—	—	
洪水時流入量が最大に達したとき	[室蘭建設管理部] 出水時における ダム管理状況(一般) 様式ダー1(c) [その他の機関] 幌別ダムの放流に 関する通知 5 洪水時 (2) 洪水時情報	○	○	○	○	—	—	
流入量が計画洪水量の50%以下になった とき(毎正時報告終了)	[室蘭建設管理部] 及び [その他の機関] 幌別ダム状況速報	○	○	○	○	—	—	
流入量が300m ³ /s以下になったとき	[室蘭建設管理部] 出水時における ダム管理状況(一般) 様式ダー1(f) [その他の機関] 幌別ダムの放流に 関する通知 6 洪水終了	○	○	○	○	—	—	洪水警戒体制
必要があると認められるとき	幌別ダム状況速報	○	○	○	○	—	○	随時通報
事前放流を中止するとき	幌別ダムの放流に関する通知 3 事前放流中止	○	○	○	○	—	—	
ゲート又は維持用水放流を停止したとき	幌別ダムの放流に関する通知 7 放流停止※2	○	○	○	○	—	—	

※1 通知はFAX送信のみとする(加入電話による通知内容の確認は行わない)。

※2 ゲート放流中における維持用水の放流開始、停止の通知は行わない。

(2) 通知連絡系統図



5 放流の際の一般への周知

ダムからの放流による災害を防止するため、ダムの管理者は警報車の拡声機及びサイレン、スピーカーによって、警告又は周知を行うものとする。

(1) 警報車による警告及び巡視

警報車による警告及び巡視は、次の区分により行うものとする。

区 分	警告及び巡視時期	警報区間	警 告	巡 視
初期放流時	放流を開始するとき	ダム地点から 河口までの 胆振幌別川	○	○
放流量増加時	放流量がそれぞれ 100、200、300m ³ /s に達する とき		○	○
洪水時	必要と認められるとき		○	○

(2) サイレン及びスピーカーによる警報

サイレン及びスピーカーによる警報は次の区分により行うものとする。

区 分	警報種別及び時期	警報区間	サイレン	スピーカー
初期放流時	○サイレン ・ダム警報局 放流開始約 20 分前に約 10 分間吹鳴 ○スピーカー ・ダム警報局 放流開始約 10 分前に約 10 分間放送 ・1号～4号警報局 当該地点の河川水位が上昇開始する約 15 分前に約 15 分間放送	ダム地点から 河口までの 胆振幌別川	○	○
放流量増加時	○全局スピーカー 放流量がそれぞれ 100、200、300m ³ /s に達するとき 当該地点の河川水位が上昇開始する約 15 分前に約 15 分間放送		－	○
洪水時	○全局スピーカー 必要と認められるとき		－	○

(3) スピーカーの放送内容

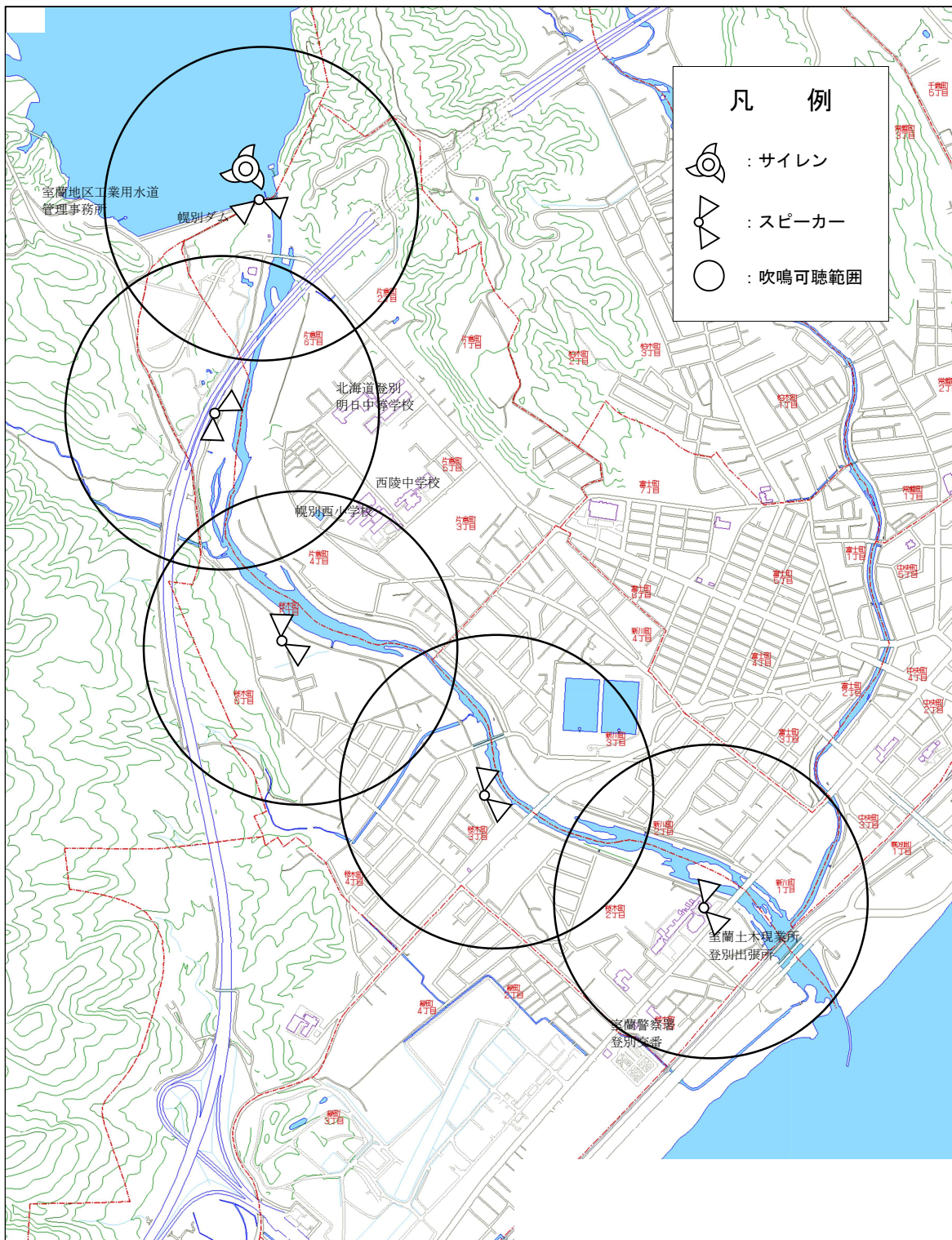
ア 初期放流時

- ・チャイム 4 打
- ・「こちらは企業局幌別ダムです。幌別ダムより皆様にお知らせします。ただいま川の水が増えてきましたのでダムから水を放流します。川の中や川のそばにいる人は急いで安全な場所にお戻り下さい」
- ・チャイム 4 打

イ 100m³/s、200m³/s、300m³/s、任意放流時

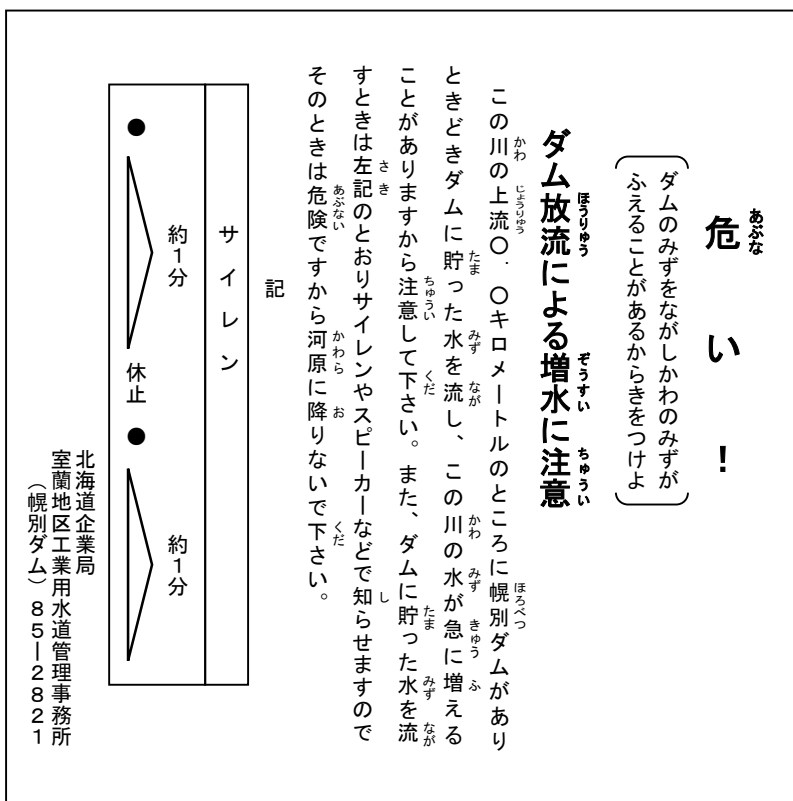
- ・チャイム 4 打
- ・「こちらは企業局幌別ダムです。幌別ダムより皆様にお知らせします。ただいまからダム放流を増加いたします。河原は水位が高くなり危険な状態となりますので、河原の中には絶対に入らぬようお願いいたします」
- ・チャイム 4 打

(4) サイレン、スピーカーの位置及び吹鳴可聴範囲



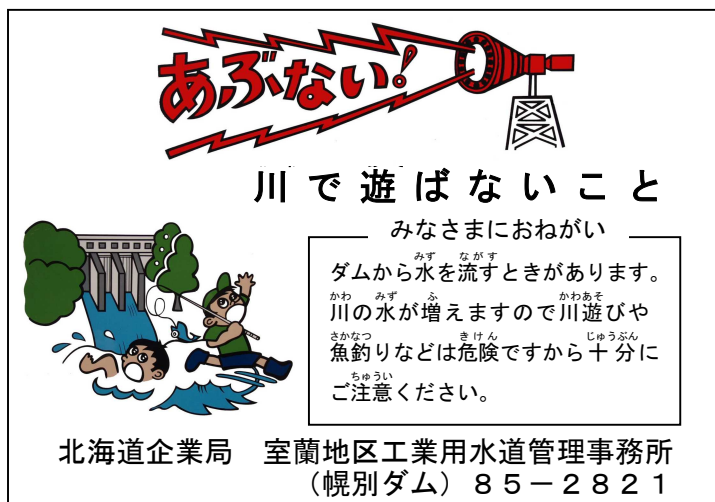
(5) 警告看板の設置

ア 河川沿いに11箇所



(1500×1500)

イ 河川沿いに8箇所



(900×600)

6 ダム放流記録

幌別ダム（北海道企業局室蘭地区工業用水道管理事務所）からの放流等の通知があった場合は、次により記録しておくものとする。

(1) 幌別ダムの放流に関する通知（様式1）

幌別ダムの放流に関する通知

No. _____				
水象・気象	期 日	年 月 日 時 分現在		
	天 候	晴 ・ 曇 ・ 小雨 ・ 雨 ・ 大雨 ・ その他 ()		
	流入量	m ³ /s (イ 増えている・ロ 減っている・ハ 変わらない)		
	放流量	m ³ /s (うち維持放流量 m ³ /s)		
	貯水位	EL m		
	雨 量	幌別ダム	mm	雨の降り始め時刻
	幌別鉦山	mm	月 日 時 分	EL m
放流の理由	イ 降雨出水のため・ロ 融雪のため・ハ 事前放流のため・ニ その他 ()			
1 警戒体制				
(1) 幌別ダムでは、 日 時 分から予備警戒時の体制に入りました。				
(2) 幌別ダムでは、 日 時 分から洪水警戒時の体制に入りました。				
2 初期放流 (1) 放流通知 (2) 放流開始通知				
幌別ダムでは、 日 時 分 (イ 余水吐ゲート・ロ 放流管バルブ) から m ³ /s の放流を開始 (イ します。・ロ しました。)				
ダムへの流入量に応じ、放流量を増やすことがありますので十分注意して下さい。				
3 事前放流 (1) 事前放流開始 (2) 事前放流中止				
(1) 近日中に大雨が降る恐れがあるため、幌別ダムでは、 日 時 分から洪水調節のための空容量を確保するため、事前放流を開始します。				
今後、放流量を増やすことがありますので十分注意してください。				
(2) 日 時 分、予測雨量が変化し大雨が降る恐れがなくなったため、幌別ダムでは、事前放流を中止しました。				
4 放流情報				
日 時 分、幌別ダムからの放流量が m ³ /sに達しました。				
今後も流入量の増加に伴い、放流量を増やす予定です。このため、下流河川の水位は上昇しますので十分注意してください。				
5 洪水時 (流入量300m ³ /s以上) (1) 洪水開始通知 (2) 洪水時情報				
日 時 分、幌別ダムへの流入量が m ³ /sとなり (イ 洪水量・ロ 設計洪水量の50%・ハ 最大流入量)に達しました。				
6 洪水終了				
日 時 分、幌別ダムへの流入量が m ³ /sとなり、洪水は終了しました。				
7 放流停止				
幌別ダムでは、 日 時 分 (イ 余水吐ゲート・ロ 放流管バルブ) からの放流を停止しました。				
送 信 者	北海道企業局室蘭地区工業用水道管理事務所 TEL 0143-85-2821 FAX 0143-88-0988			
	受 信 者	電 話 番 号	氏 名	受 信 時 刻
	室蘭建設管理部登別出張所施設保全室(管理)	85-2311		時 分
	登別市総務部総務グループ(防災担当)	57-1080		時 分
	北海道札幌方面室蘭警察署警備課	46-0110		時 分
	北海道企業局工業用水道課工水管理係	011-204-5677		時 分
	登別市消防本部(初期放流サイレン吹鳴時のみ)	85-2551		時 分
	JR幌別駅(放流量200m ³ /s以上)	85-2209		時 分
備 考	-----			

(2) 幌別ダム状況速報 (様式2)

室蘭建設管理部登別出張所施設保全室

登別市総務部総務グループ防災担当

様

北海道札幌方面室蘭警察署警備課

北海道企業局工業用水道課工水管理係

北海道旅客鉄道(株)幌別駅

北海道企業局室蘭地区工業用水道管理事務所

幌 別 ダ ム 状 況 速 報

第 報 令和 年(20 年) 月 日 時 分現在

出水の原因		低気圧 ・ 台風 号の影響による ・ その他 ()				
降雨量	ダム	累計	mm	時間	mm	雨の降り始め時刻: 月 日 時
	鉱山	累計	mm	時間	mm	
ダム流入量			m^3/s	増えている ・ 減っている ・ 変わらない		
河川放流量			m^3/s	内、維持流量 m^3/s		
貯水池水位			m	常時満水位: 27.40m		制限水位: 26.90m
連絡事項						発信者:

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動計画

気象予報（注意報を含む）、特別警報、警報並びに情報等が発表され、又は風水害等の災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合の市本部等の応急活動計画は次のとおりとする。

市本部等の活動内容

組織区分	活動内容
市本部	登別市災害対策本部条例に規定する業務を実施する。
非常配備体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 各部・班が管理している施設の巡回点検を行う。 2 被害が発生した場合は、本計画に定める必要な応急措置を行うとともに、市民生活に影響がある場合はその対策を実施する。 3 市民から被害の通報があった場合には、調査のうえ、必要な応急措置又は対策を実施する。 4 被害が発生するおそれがある場合は、道路及び急傾斜地危険区域を巡回して、防水シートを張るなどの応急措置を実施し、災害が発生した場合には本計画に定める必要な応急措置を実施する。 5 気象台等の発表する情報、報道機関の情報等を参考に、洪水浸水想定区域及び土砂災害（特別）警戒区域周辺の住民に対する避難指示等の発令を決定する。 6 避難指示等を発令した場合は速やかに次の措置を実施する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 対象地区住民に伝達する広報活動 (2) 必要に応じて避難所の開設 (3) 胆振総合振興局、室蘭警察署、NHK室蘭放送局、民間放送局並びにその他の報道機関に対する通報又は報道依頼
警戒体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報を収集する。 2 住民等に対する情報を伝達する。 3 住民に対して警戒並びに避難準備を呼びかける広報活動を行う。

第2節 職員動員計画

災害時、災害応急対策を迅速、かつ的確に実施するための職員の動員計画は、第1編総則・防災組織第3章防災組織第3節非常配備体制5職員の動員計画の規定による。

第3節 広報・広聴計画

大雨、暴風等により被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災関係機関と連絡を密にし、迅速かつ的確に気象情報、災害情報等を広報し、警戒体制の呼びかけ等を行って被害の拡大防止に努めるとともに、災害の状況が沈静化しはじめた段階において、速やかに、広聴活動を展開し、被災住民の動向と要望事項の把握に努めるものとする。

1 広報事項

- (1) 気象予報（注意報を含む）、特別警報、警報等の気象情報
- (2) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保、避難場所・避難所等の避難情報
- (3) 被害の区域・状況、二次災害の危険性及び応急対策
- (4) 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報
- (5) ライフラインや公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者支援に関する情報

2 広報活動の方法

市は、あらゆる広報媒体を活用し、必要に応じて他の団体等の応援を求めて広報活動を実施する。

特に、要配慮者に対する情報伝達には配慮するものとする。

(1) 広報車の利用

防災マップの洪水浸水想定区域及び土砂災害（特別）警戒区域を重点に、必要な地域へ消防車や広報車等を出動させ防災関連情報等の広報を実施する。

(2) 町内会や自主防災組織等の連絡網の利用

町内会や自主防災組織、民生委員等の連絡網を活用して気象警報等の防災関連情報等の広報を実施する。

(3) 放送による広報

市民に対する周知のため、テレビ・コミュニティFMを含むラジオによる放送を要請する。

(4) 報道機関への発表

報道機関に対しては、災害の状況が把握され次第発表するとともに、引き続き災害に関する各種情報を定期的又は必要に応じて発表する。

(5) 印刷物等の配付

必要に応じて広報のほりべつの臨時号を発行するほか、印刷物等を作成して被災現地において配付、又は避難所、駅、郵便局、バス停等に掲示する。

(6) ICT機器による広報

緊急速報メール、登録制メール、インターネットや携帯電話等のICT機器を活用して、防災関連情報の広報を実施する。

このほか、北海道防災情報システムのメールサービスやLアラート（災害情報共有システム）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を活用することにより、効果的な情報提供を実施する。

(7) 防災行政無線（同報系）による広報

市内に設置されているサイレン遠隔吹鳴装置を活用して、防災関連情報の住民伝達を図る（登別市防災行政無線配置一覧は資料編に掲載）。

3 災害関連情報の収集

市は、住民等からの大雨による土砂災害や洪水等の前兆となる異常現象や被災情報等を積極的に収集する。

収集した情報は、総務部総務班で集約するとともに、市本部や非常配備体制、警戒体制の部署に報告する。

4 一般住民、被災者からの広聴活動

市は、被災者の不安を解消するため要望を把握し、災害の状況が鎮静化し始めた段階において、速やかに広聴体制の確立を図り防災関係機関、行政機関、公共機関及び弁護士、司法書士、土地家屋調査士、建築士等の専門家の協力を得て、広聴活動を実施するものとする。

(1) 相談窓口の設置

市は、災害の状況により必要と認めるときは、被災者のための関係機関及び専門家による合同相談窓口を公共施設又は庁舎内に開設し、次の事項について相談に応ずる。

- ア 生活問題に関すること。
- イ 被災者に対する税の減免等に関すること。
- ウ 災害復旧に係る制度融資に関すること。
- エ 被災建築物の改築、修繕及び宅地の安全・保全に関すること。
- オ 土地・建物の登記、借地・借家問題等に関すること。
- カ リ災証明に関すること。
- キ 法律問題に関すること。
- ク その他行政機関等に対する要望に関すること。

(2) 要望等の処理

相談窓口において聴取した要望等については、関係部又は関係機関に連絡し、必要に応じて調整を行い適切な処理に努めるものとする。

第4節 避難対策計画

大雨、暴風等により河川の氾濫や火災の拡大のおそれがあるとき、又は、浸水、崖崩れ等の切迫した危険から、住民の安全を守るための避難対策計画は次に定めるところによる。

1 避難指示等の発令者

(1) 市長又は市長の命を受けた市の職員

ア 市長は災害時、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために必要があると認めるときは、直ちに必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、次の指示を行う。

(ア) 避難のための立退きの指示

(イ) 必要に応じて行う立退先としての指定緊急避難場所等の指示

(ウ) 緊急安全確保措置の指示

イ 市長は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うことができない場合は、警察官又は海上保安官にその指示を求める。

ウ 市長は、上記の指示を行ったときは、その旨を速やかに胆振総合振興局長を通じて知事に報告する（これらの指示を解除した場合も同様とする）。

(2) 警察官・海上保安官

ア 警察官又は海上保安官は、(1)のイにより市長から要求があったとき、又は市長が指示できないと認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うものとし、避難のための立退きを指示する場合には、必要があると認めるときには、その立退先について指示することができる。その場合、直ちに、その旨を市長に通知するものとする。

イ 警察官は、災害による危険が急迫したときは、その場の危害を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。この場合は所属の公安委員会にその旨報告するものとする。

(3) 知事又は知事の命を受けた道の職員

ア 知事（胆振総合振興局長）又は知事の命を受けた職員は、洪水若しくは高潮の氾濫若しくは地滑りにより著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のため立退きが必要であると認められる区域の居住者に対し立退きの指示をすることができる。また、知事（胆振総合振興局長）は洪水、高潮、地滑り以外の災害の場合においても、市長が行う避難、立退きの指示について必要な指示を行うことができる。救助法が適用された場合、避難所の開設、避難者の受入れ等については市長に委任する。

イ 知事は、災害発生により市長が避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示に関する措置ができない場合は市長に代わって実施する。また、市長から遠距離、その他の理由により必要な輸送手段の確保の要請があった場合は、第3章第17節「輸送計画」の定めるところにより関係機関に協力要請する。

(4) 自衛官

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長等、警察官及び海上保安官がその場にいないときに限り、次の措置を取ることができる。

この場合、当該措置をとったときは、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

ア 住民等の避難等の措置

イ 他人の土地等への立ち入り

ウ 警戒区域の設定等

エ 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等

オ 住民等への応急措置業務従事命令

2 避難指示等の基準

避難のための立退き指示等の発令基準は、原則として次のような場合とし、必要があると認められるときは、室蘭地方気象台、河川事務所等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の助言を求める。

- (1) 土砂災害警戒情報等が発令され、土砂崩れ等の兆候があり、土砂災害の発生のおそれがあると認められるとき。
- (2) 高潮、洪水により浸水が発生し、若しくは発生する兆候があると認められるとき。
- (3) 火災が発生し、延焼拡大のおそれがあると判断したとき。
- (4) その他の災害時で、住民の生命又は身体を保護するため必要と判断したとき。

3 早めの避難等

市長は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するため、避難行動要支援者等、避難行動に時間を要する者に対して早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して普段の行動を見合せ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を発令し、早めの避難を促すものとする。

また、避難行動要支援者に対しては、消防本部、警察署等の関係機関及び自主防災組織、町内会、民生委員等の協力を得るものとする。

なお、避難指示等を夜間や暴風警報発表時に発令する可能性がある場合は、避難行動のとりやすい時間帯の発令に努める。

4 避難指示等の伝達方法等

市長は、避難指示等の避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、避難指示等の発令に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるように避難指示等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動について、住民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮し、あらゆる伝達手段の特徴を踏まえた複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速な伝達に努め、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。

(1) 伝達方法

本章第3節2広報活動の方法の規定による。

(2) 伝達内容

- ア 避難指示等の理由及び内容
- イ 避難場所等及び経路
- ウ 火災、盗難の予防措置等
- エ 携行品等その他の注意事項

(3) 知事への報告

市長が避難指示等が発令したとき、又は警察官、海上保安官、自衛官から避難を指示した旨の通知を受けたときに、知事（胆振総合振興局長）に報告する次項は次のとおり。

- ア 発令者
- イ 発令の理由及び避難指示等の別

- ウ 対象区域
- エ 避難対象者（世帯数及び人数）
- オ 避難先

警戒レベル	住民がとるべき行動	住民に行動を促す情報
		避難情報等
警戒レベル5	指定緊急避難場所等へ立ち退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。	緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない。
警戒レベル4	危険な場所から全員避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。	避難指示
警戒レベル3	・高齢者等は危険な場所から全員避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	高齢者等避難
警戒レベル2	災害に備え自らの避難行動を確認する。	大雨・洪水・高潮注意報
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報

5 避難の方法

住民の避難誘導に際しては、災害の規模、道路・橋梁の被災状況、火災発生の有無及び延焼拡大の方向等を勘案し、市本部及び警察署、道路管理者等の防災関係機関が緊密な連携のもとに行うものとする。

ただし、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、近隣の安全な場所への避難や屋内安全確保といった適切な避難行動を住民がとれるよう努めるものとする。

- (1) 避難道路の主要拠点については、必要に応じて市職員、消防職員、消防団員、警察官及び協力団体等の誘導員を配置し、迅速、安全な避難者の誘導に当たるものとする。また、その際は避難誘導にあたる者の安全の確保に努めるものとする。
- (2) 市本部及び警察署、道路管理者等の防災関係機関は、住民の安全な避難を行うために必要な情報の提供、道路障害物の除去等の対策を実施するほか、避難所を開設する場合には職員の派遣を行う等、避難者の安全収容体制を図るものとする。
- (3) 町内会、自主防災組織等は、地域住民の集団避難及び地域内の避難行動要支援者に対する支援を行うなど、人的被害の軽減に協力するものとする。

6 避難所の指定

市は、災害の規模、要避難者数、対策の効率化等を勘案して、要避難地区の最寄りの指定緊急避難場所又は指定避難所の中から指定する。

7 指定避難所の開設及び運営

市は、災害時、必要に応じて、避難指示等の発令と併せて、指定避難所を開設するとともに、住民に対し周知徹底を図る。

また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に道に報告する。

(1) 開設

ア 指定避難所の開設は、市本部又は市警戒体制の指示により、原則として市担当職員又は施設管理者が行う。

イ 開設にあたっては、施設の被害の有無を確認し、洪水、高潮、土砂災害等の危険性を十分考慮するとともに、施設の構造や立地場所などの安全性を確保し避難所を開設する。

ウ 避難所が不足する場合は、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。また、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として活用する等、可能な限り多くの避難所の確保に努めるものとする。さらに、必要に応じ可能な場合は避難者に対して親せきや友人宅等への避難を促す。

エ 市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

オ 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

(2) 運営

ア 各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難場所における情報の伝達、食料等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、町内会及び避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。

また、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確にし、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意するものとする。

イ 避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期に把握するとともに、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努め、国等への報告を行うものとする。

ウ 避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、避難所の良好な生活環境を継続的な確保のために、関係機関と連携して、段ボールベッドの早期導入や衛生面において優れたトイレの配備等を行うとともに、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活

支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

エ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

オ 必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

カ 避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品等の女性による配布、巡回警備等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

キ やむを得ず、避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

また、車中泊による避難者に対してもトイレの確保やエコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒への予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策など健康への配慮に努める。

ク 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促し、特に要配慮者に対しては、あらかじめ「災害時における避難所としての施設利用に関する協定」を締結し、その施設を活用するなど良好な生活環境に努めるものとする。

ケ 災害の規模等に鑑みて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

コ 要配慮者の避難に配慮した福祉避難所を設置するものとする。

サ 市は、指定避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、十分なスペースを確保し、定期的に換気を行うなど避難所の衛生環境を確保するよう努めるものとする。

シ 避難所において感染症が発生又はその疑いがある場合の対応については、感染者の隔離や病院への搬送方法など、事前に防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、適切な対応を検討しておくものとし、感染者又は感染が疑われる者が現れた場合は、専用スペースを確保し、ほかの避難者とは区画と動線を分けるなど必要な措置を講じる。

8 広域避難

(1) 広域避難の協議等

市は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、登別市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、広域避難に係る協議等を行うことができる。

(2) 道内における広域避難

市は、道内の他の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、当該市町村に対して直接協議を行う。

(3) 道外への広域避難

ア 市は、他の都府県の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、道に対し、当該他の都府県との協議を求めるものとする。

イ 道は、市からの協議の求めがあった場合、他の都府県と協議を行うものとする。

ウ 道は、市から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとする。

エ 市は、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、アによらず、知事に報告した上で、自ら他の市町村に協議することができる。

(4) 避難者の受入れ

市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

(5) 関係機関と連携

市は、道及び運送事業者等の関係機関と連携し、広域避難を実施するよう努める。

第5節 救助救出計画

災害によって生命、又は身体に危険な状態が及んでいる者等の救助救出については、次のとおりである。

市をはじめ救助機関は迅速な救助活動を実施するとともに活動にあたっては各機関相互の情報交換、担当区域の役割など円滑な連携のもとに実施する。

また、被災地の住民や自主防災組織等は可能な限り救助活動に参加し被災者の救出に努める。

1 救助救出実施者

市（救助法を適用された場合を含む）は、災害により生命又は身体に危険が及んでいる者等をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関、又は日本赤十字社北海道支部の救護所に収容する。

また、市は救助力が不足すると判断した場合には、近隣市町、北海道等の応援を求めるとともに、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

2 救助救出活動

市及び警察は緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を要するものを発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

第6節 食料供給計画

災害時における被災者及び災害応急作業従事者等に対する食料の供給については、次に定めるところによる。

1 実施責任者

救助法が適用された場合は、知事の委任を受けた市長が実施し、救助法適用に至らない災害の場合は、救助法の規定に準じて市長の責任において実施するが、市において調達が困難な場合、市長はその確保について胆振総合振興局を通じて知事に要請する。

なお、米穀については、必要に応じ、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領第4章I第11の規定により、農林水産省農産局長に直接、又は胆振総合振興局長を通じて知事に対し、政府所有米穀の緊急の引渡しを要請する。

2 食料供給の対象者

食料を供給すべき被災対象者は、次のとおりとする。

- (1) 避難所に收容された者
- (2) 住宅の被害が全壊（焼）、半壊（焼）、又は床上浸水等であって炊事のできない者

3 供給する食料

供給品目は、米飯、生パン、牛乳、缶詰、インスタント食品等とし、人工栄養を必要とする乳児は粉ミルク等とする。

4 供給食料の調達先

- (1) 市備蓄食糧の放出
- (2) 各種の協定に基づき調達を行う（本編第2章第8節救援物資等の備蓄、調達計画及び防災資機材等の整備計画）。
- (3) その他製パン業者等に対する委託製造

5 炊き出し

炊き出しは、食料を供給すべき期間が、ある程度長期にわたることが予想される場合に、実施する。

(1) 炊き出し施設

原則として学校給食センター及び調理施設のある公共施設において実施する。

また、施設において炊き出しが困難な場合は、自衛隊の炊事車の災害派遣を求めるなどにより、避難所において実施する。

(2) 炊き出し従事者

市職員、町内会、自主防災組織及びボランティア等の協力を得て確保する。

(3) 炊き出しが困難等の場合の措置

市において直接炊き出しすることが困難な状態で、米飯仕出し業者等に注文することが実情に即すると認められるときは、内容及び経費の基準を明示して注文し、これを購入して供給することができる。

6 供給の期間

原則として発災日から7日間以内とし、この期間内に供給を打ち切ることが困難な状況である場合は、知事（内閣総理大臣）に期間の延長を申請するものとする。

7 費用の限度

救助法に定める基準による。

第7節 衣料・生活必需品等物資供給計画

災害時における被災者に対する寝具、衣料及び生活必需品の給与又は貸与の計画は、次に定めるところによる。

1 実施責任者

救助法が適用された場合は、知事の委任を受けた市長が実施し、救助法適用に至らない災害の場合は、救助法の規定に準じて市長の責任で実施する。

2 給（貸）与の対象者

災害により住宅が全壊（焼）、流失、半壊（焼）及び床上浸水した者、かつ被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財等を喪失した者で、直ちに日常生活を営むことが困難である者とする（給（貸）与は、世帯単位で行う）。

3 給（貸）与物資の調達先

- (1) 市備蓄物資の放出
- (2) 各種の協定に基づく調達
- (3) 災害義援物資として提供を受けたもの

4 給（貸）与対象世帯の把握等

市本部の担当部・班は、世帯別の被害状況を把握し、配分計画を立てて、発災日から遅くとも10日以内に給（貸）与を完了するものとする。

5 給（貸）与物資の種類及び品目

原則、次の8種類とし、個々の品目は例示であり実態に応じて他の品目でも差支えない。

給（貸）与物資の種類及び品目

種 類	品 目
寝 具	就寝に必要なタオルケット、毛布、布団、枕等
外 衣	洋服、作業衣、子供服等（既製品に限る。）
肌 着	シャツ、パンツ等の下着類
身の回り品	タオル、靴下、サンダル、傘等の類
炊事道具	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等の類

食器	茶碗、皿、箸等の類
日用品	石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き粉、生理用品、紙おむつ、バケツ、トイレトペーパー等の類
光熱材料	マッチ、ロウソク、プロパンガス等の類

6 要配慮者への配慮

紙おむつ、介護用衣類、スプーン、哺乳瓶など要配慮者に配慮した物品を確保し優先的に配布する。また、避難所における日常生活用具の配置に際しても要配慮者の利用を十分考慮する。

7 給（貸）与費用の限度

救助法に定める基準による。

第8節 石油類燃料供給計画

災害時における石油類燃料（LPGを含む）の供給についての計画は、次に定めるところによる。

1 実施責任者

市長は、市が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保及び災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設における暖房用燃料の確保に努めるものとする。

- (1) 市内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握する。
- (2) 市内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。
- (3) 地域の卸売組合、協同組合、主要業者と事前に協定を締結しておく等、石油類燃料を迅速に調達できる方法を定めることとする。
- (4) LPGについては、北海道エルピーガス災害対策協議会と迅速に調達できるよう連絡調整を行う。

また、都市ガスの供給が停止された場合は、LPGの供給を確保する必要があるので取り扱い等については弾力的な運用を図るものとする。

2 石油類燃料の確保

市は、石油類燃料の確保を図るものとし、卸売組合、協同組合、主要業者に対し協力を要請し、又は斡旋を求めるものとする。

第9節 給水計画

災害により、水道施設が著しく損傷し、住民に対する飲料水の供給が困難になった場合は、最小限の飲料水を供給するための応急給水とあわせ、応急復旧作業を効率よく推進し、水道機能の早期復旧を図るものとする。

1 実施責任者

被害地の飲料水の応急供給の実施は、市長（水道室）が行うものとする。
なお、救助法が適用された場合は、市長が知事の委任を受けて実施する。

2 給水対策

市長は、台風や豪雨により災害が発生したときは、水源、浄水場、ポンプ場及び配水池等の施設のうち無人の施設について、直ちに職員を派遣して被害の状況を点検させるものとし、導水管、送水管及び配水管等の被害状況を勘案して、必要な措置をとるものとする。

また、派遣する職員は、施設ごとにあらかじめ別に定めておくものとする。

3 応急給水

災害のため断水したとき、市（水道室）は、現有機器材、職員の総力をあげ給水業務に従事するとともに、必要に応じて関係機関の応援を得て、応急給水業務に万全を期する。

（1）給水対象者

災害のため、現に飲料水を得ることができないもの。

（2）給水方法

市民及び施設等への給水は、次の方法による。

ア 運搬給水

運搬用給水タンクを車両に積載したもので給水を行う。

イ 拠点給水

運搬給水等で給水が十分でないときは、地区単位に拠点を設け、仮設管敷設等により給水を行う。

ウ 医療機関・避難場所・避難所等への給水

市内医療機関、公共施設又は避難所等への給水は、施設の受水槽へ給水車で行くほか、必要に応じて仮設管を敷設して行う。

（3）市民に対する周知

応急給水を実施するにあたっては、給水拠点到看板の設置、広報車の巡回、地元町会・自治会等への文書配布等により、次の内容を地域住民に周知する。

ア 運搬給水車で給水する旨、又は給水拠点の設置場所及び応急給水方法

イ 水道施設の被害の状況及び復旧見込み

ウ 給水以外の水を利用する場合の注意事項、その他必要な事項

4 応急復旧

災害により水道施設が破壊された場合は、その緊急度、復旧工法及び所要時間を勘案し、かつ効果的に応急復旧を行う。

5 水質の保全

災害時は、衛生的環境が悪化するおそれがあるので、水道水についても関係官庁の協力のもとに水質検査を強化するとともに、必要に応じ塩素の注入量を増加するなど水質の保全に万全を期する。

なお、次の事項については、特に遺漏のないよう留意する。

- (1) 運搬給水用具
運搬給水にあたり、運搬用具の洗浄消毒を行う。
- (2) 応急復旧後の水質検査
配水管路の破損個所の復旧、臨時配水管及び応急給水栓の設置が完了した場合、給水開始前に十分な洗浄と水質検査を行う。
- (3) 生水の煮沸飲用
被災地での生水飲用は、水質の安全が確認されるまでの間は煮沸飲用の周知徹底を図る。

6 外部応援要請

市は、災害の発生及び復旧状況などにより、必要な場合は自衛隊への応援要請、登別管工事業協同組合との防災協定に基づく要請及び他都市から人員、資機材の派遣を要請して応急復旧を行う。

この場合、市長は被害状況その他応援に必要な情報を要請先に連絡し、応援手段について協議する。

外部の応援隊は、市長の指揮下に入るものとし、併せて本市の職員を適切に配置して、応援の誘導、指揮、監督等を行う。

第10節 下水道施設対策計画

風水害等の災害時の下水道施設の応急復旧対策は、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

市街地での内水による浸水等で家屋被害や人的被害のおそれが生ずることから、市は、災害状況を勘案し応急復旧を実施するものとする。

2 応急復旧

市は、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧を行う。

- (1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- (2) 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- (3) 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- (4) 管渠・マンホール内部の土砂のしゅんせつ、可搬式ポンプによる緊急送水、仮管渠の設置等により排水機能の回復に努める。
- (5) 処理場への流入水量の増大により、二次災害防止のためやむを得ずバイパス放流を行う等緊急的措置をとる場合は、速やかに関係機関等へ連絡する。
- (6) 住民への広報活動を行う。

3 広報

市は、下水道施設に被害が生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

第11節 医療救護計画

風水害が発生したときは、市、医療機関及び医療関係団体は、緊密な連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む）及び歯科医療を実施するため、次により対応するものとする。

1 実施責任者

- (1) 市は、災害の程度により医療救護活動を必要と認めたときは、救護班を編成し、又は北海道、その他の関係機関に協力を要請する。
- (2) 市は、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、保健師等による保健指導及び栄養指導を実施する。

2 被災状況の把握

災害時に迅速かつ的確な医療を提供するためには、正確な情報の把握が最も重要であることから、市、胆振総合振興局保健環境部保健行政室、室蘭市医師会及び室蘭歯科医師会は、医療機関等から次の事項について情報収集を行うものとする。

- (1) 医療機関の施設・設備の被害状況
- (2) 負傷者等の状況
- (3) 診療（施設）機能の稼働状況（人工透析実施の医療機関にあっては、人工透析機器の稼働状況及び稼働見込み）
- (4) 医療従事者の確保状況
- (5) 救護所の設置状況
- (6) 救護所及び医療機関への交通状況
- (7) 医薬品、医療資機材等の需給状況

3 救護所の設置

市は、被災状況に応じて指定避難所等に救護所を設置する。また、開設したときは速やかに設置場所及び負傷者数その他の情報を次の機関に通知するものとする。

- (1) 登別市消防本部
- (2) 胆振総合振興局保健環境部保健行政室
- (3) 室蘭市医師会
- (4) 室蘭歯科医師会
- (5) 北海道薬剤師会室蘭支部
- (6) 室蘭警察署

4 医療救護活動

市は、室蘭市医師会及び室蘭歯科医師会等に協力要請を行い、患者、妊産婦等の救護活動に万全を期する。

- (1) 救護班の派遣

市は、救護所における救急医療・救護を必要とすると判断した場合は、室蘭市医師会と

の「災害時の医療救護活動に関する協定」及び室蘭歯科医師会との「災害時の歯科医療救護活動に関する協定」に基づき、救護班の編成と派遣を要請するものとする。

(2) 救護班の業務

ア トリアージ

イ 傷病者に対する応急処置及び医療

ウ 助産救護

エ 避難所内における転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科治療・衛生指導

オ 被災者の死亡の確認及び死体の検索など

(3) 避難所への巡回医療班の派遣

避難所の開設が長期（概ね1週間以上）にわたる場合、市は、避難者の健康管理に万全を期すため、必要に応じて室蘭市医師会、室蘭歯科医師会、北海道薬剤師会室蘭支部等の関係機関・団体に要請し、医師、歯科医師、看護師、薬剤師等による巡回医療班を編成して派遣するものとする。

(4) 負傷者の搬送

負傷者及び妊産婦の搬送にあたっては、原則として消防及び医療機関の保有する救急車を使用することとし、軽傷者については一般車両も使用する。

また、緊急に処置を要する負傷者、又は市外の医療機関に搬送を要する負傷者については、道に対して消防防災ヘリコプターの派遣、又はドクターヘリの派遣を要請する（消防防災ヘリコプター要請手続きは資料編に掲載）。

第12節 防疫計画

風水害時における被災地の防疫対策は、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

市は、被災地域又は被災状況等を迅速に把握するとともに、関係機関と密接に連携して対策方針を定め、次のとおり具体的な確立を図る。

(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号（以下「感染症法」という））に基づくねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置を知事の指示に従い実施する。

(2) 胆振総合振興局保健環境部保健行政室の指導のもと、集団避難所等において住民に対する保健指導等を実施する。

2 実施組織

(1) 本部は、防疫実施のため防疫班を編成する。

(2) 防疫班はおおむね衛生技術者1名、職員1名、作業員2～3名をもって1班とする。

この場合、衛生技術者が不足するときは、知事に派遣を要請し、又は薬剤師会等に協力を求めるものとする。

3 防疫の種類と方法

(1) 防疫班の消毒活動

防疫班は、次の作業を被災後直ちに実施する。

- ア 被災区域内の家屋、下水、その他不潔場所の消毒
 - イ 避難所、その他不潔場所の消毒
 - ウ 必要に応じ、清掃班と協力して、ねずみ族、昆虫等の駆除
- (2) 被災世帯に対する防疫の指導
- 被災世帯に対して、床、壁の洗浄、トイレの消毒、手洗設備の設置、野菜等の消毒等衛生上、必要な指導を行う。
- (3) 臨時予防接種
- 感染症予防のため、知事の指導・指示に従い、関係機関の協力を得て、種別、対象、期間等を定め、予防接種を実施する。
- (4) 避難所の防疫
- 避難所及び避難者に対して、次により防疫指導等を実施する。
- ア 避難者に対する検病調査の実施
 - イ 被災者に衣服等の日光消毒を指導するとともに必要があるときは、避難所に殺菌・消毒等の衛生薬剤の散布
 - ウ 避難所に、殺菌・消毒液を配置し、手洗いの励行などについて指導

4 避難所の防疫指導

市長は、避難所等の応急施設については、次により防疫指導等を実施するものとする。

- (1) 健康調査等
- 避難所等の管理者、市内の衛生管理組織等と連携し、避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施する。
- (2) 清潔方法、消毒方法等の実施
- 胆振総合振興局保健環境部保健行政室の指導のもと、避難所等の清潔方法を指導するとともに、避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導する。また、必要があるときは、消毒薬等によりトイレ、炊事場、洗濯場等の消毒を実施するよう指導する。
- (3) 集団給食
- 給食従事者は、原則として健康診断を終了した者を担当させ、できるだけ専従するものとする。
- また、配膳時の衛生保持及び残廃物、塵芥等の衛生的処理についても十分指導徹底させるものとする。
- (4) 飲料水等の管理
- 飲料水の水質検査及び消毒については、十分指導徹底させるものとする。

第13節 廃棄物等処理及び清掃計画

風水害によって排出された廃棄物の収集・運搬処理及び被災地域のし尿応急処理を適切に実施し、被災地の環境整備を図るための計画は、次に定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 被災地における廃棄物等の処理は、市が実施するものとするが、被害が甚大で清掃活動が困難な場合は、道又は近隣市町村に応援を要請する。
- (2) 被災地における死亡獣畜の処理は、所有者が行うものであるが、所有者が判明しないとき、又は所有者が処理することが困難な場合は、市が実施するものとする。

2 被害状況の調査

(1) 調査体制

災害発生後速やかに被害状況を把握して処理を実施するため、調査地域、対象施設、設備及び調査担当者を明確にした調査体制を整備する。

(2) 被害状況の集計・報告

廃棄物処理施設等の被害状況を早急に調査・集計して被害状況報告書を作成し、総務部総務班に提出する。

3 ごみ処理計画

(1) 収集・処理対策等の樹立

各地区別の被害状況を速やかに把握してごみの排出量を推計するとともに、ごみ処理施設の処理能力を確認の上、ごみの収集、運搬対策を樹立する。また、処理は登別市クリーンセンターを使用するが、災害の状況により埋め立て又は一時貯蔵し、後日焼却する等環境衛生上支障のない方法で処理するものとする。

なお、室蘭市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町、白老町、西いぶり広域連合との間で、「廃棄物処理に係る相互支援協定」を、取り交わしており災害時の一般廃棄物処理の相互支援を定めている。

(2) 人員・車両等の確保

ごみ収集・運搬の実施に必要な人員、車両及び機材等の確保に努め、又、ごみ処理施設の処理能力を超える排出量が見込まれる場合は、近隣市町へ応援要請を行う。

(3) 臨時収集場所の指定

地区住民等が道路上に廃棄物を出し、交通の妨げとならないよう周知するとともに、道路上の障害物等により通常の収集ができない地区については、臨時収集場所を指定し、搬入等の協力を求める。

(4) 生ごみ等の早期処理

生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物については、被災地における防疫・衛生管理上、できる限り早急に収集運搬が行われるよう、その体制を確立する。

(5) 災害廃棄物等の処理

損害家屋の災害廃棄物については、原則として被災者自ら市が指定する収集場所に搬入することが望ましいが、被災者が対応することが困難な場合及び道路等に散在し緊急的に処理する必要がある場合は、市が収集を行う。

(6) 暫定堆積場所の確保

災害時には粗大ごみ、不燃性廃棄物が大量に出されるが、一時に処分場への大量搬入はその処理が困難となる場合や、交通の確保が困難で処分場への搬入ができない場合が考えられるため、市は必要により生活環境や環境保全に支障のない場所に暫定的に堆積できる場所を確保する。

(7) ごみ袋等の配布

ごみ収集、運搬が不可能な地区に対しては、適当なごみ袋等を配布する。

4 し尿処理計画

(1) し尿処理対策の樹立

倒壊家屋等の汲み取り式便槽のし尿については、被災地における防疫上できる限り早急に収集処理を行うことが必要である。

このため市は、各地域別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲み取り式便槽のし尿排出量を推計するとともに、し尿処理施設の臨時点検等を行って処理能力を確認の上、し尿の収集、運搬、処理対策を樹立する。

(2) 人員・車両等の確保

し尿処理の実施に必要な人員、車両及び機材等の確保に努め、又、処理能力を超える排出量が見込まれ、早急に対応する必要がある場合は、近隣市町へ収集、処理の応援要請を行う。

(3) 水洗トイレ対策

水洗トイレを使用している世帯にあつては、断水時に対処するため、平素から浴槽、洗濯機等による汲み置を指導するものとする。

また、断水及び下水道管の破損等により使用できない場合は、地区別に仮設トイレを設置する等の対策を講じるものとする。

5 収集処理方法

(1) ごみ収集処理方法

ア ごみ収集車により、生ごみ、一般的なごみの順で収集し、災害の状況によりごみ収集車が不足する場合は、一般車両を調達して早期収集に万全を期する。

イ 処理にあたっては登別市クリンクルセンターを使用することとし、排出量の状況により他の場所に一時堆積し後日焼却する方法、又は埋め立て処理も検討することとする。

(2) し尿収集処理方法

ア し尿運搬車をもって収集するとともに、必要に応じて消毒薬剤を散布する等衛生面に十分配慮するものとする。

イ 収集したし尿については、速やかに市のし尿処理施設に投入するものとする。

6 死亡獣畜処理方法

死亡獣畜の処理は、胆振総合振興局保健環境部保健行政室の指導を受け、次により処理する。

(1) 環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却及び焼却等の方法で処理する。

(2) 移動できないものについては、胆振総合振興局保健環境部保健行政室の指導を受け、臨機の措置を講じる。

(3) (1) 及び(2)において埋却する場合にあつては1m以上覆土するものとする。

7 清掃等施設状況

(1) 施設の現況

ア ごみ焼却施設

- (ア) 名 称 登別市クリンクルセンター
- (イ) 所 在 地 登別市幸町2丁目5番地
- (ウ) 処理方式 全連続燃焼式流動床炉
- (エ) 処理能力 123 t / 日

イ 最終処分場

- (ア) 名 称 廃棄物管理型最終処分場
- (イ) 所 在 地 登別市千歳町263番地
- (ウ) 総面積 264,279 m²
- (エ) 埋立面積 16,600 m²
- (オ) 全体容量 95,000 m³
- (カ) 埋立方式 準好気性埋立（平地層状埋立方式）

ウ し尿投入施設

- (ア) 名 称 登別市し尿投入施設
- (イ) 所 在 地 登別市若山町1丁目29番地1
- (ウ) 処理能力 33.6 k l / 日

第14節 家庭動物対策計画

災害時における被災地の家庭動物の取扱いについては、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

市は、被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。

2 飼養動物の取扱い

- (1) 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号）に基づき、災害時においても動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。
- (2) 災害時における家庭動物の避難は、動物の飼い主が自らの責任において行う。
- (3) 市は、必要に応じ避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。
- (4) 災害時において、市は、道及び関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

第15節 交通対策計画

風水害等の災害が発生した場合、交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を円滑に行うため、次の交通対策を実施する。

1 道路の交通規制

(1) 道路交通網の実態把握

災害が発生した場合、道路管理者及び室蘭警察署は、相互に緊密な連携を図るとともに、消防本部その他関係機関の協力を得て、次の事項を中心に市内の幹線道路、橋梁、高架橋等の被害状況及び交通の状況について、その実態を把握するものとする。

- ア 損壊し、又は通行不能となった路線名及び区間
- イ アの場合、迂回道路設定の可否及び可の場合の路線名、分岐点及び合流点
- ウ 交通混雑の状況及び通行の禁止又は制限を実施する必要性の有無
- エ 被害道路の応急復旧の見通し
- オ その他参考となるべき事項

(2) 被害道路の応急復旧等の措置

道路管理者は、その管理に係る道路で災害が発生した場合は、室蘭警察署その他の関係機関に連絡するとともに、道路の警戒、必要に応じて交通の規制、制限、迂回路の指示等を実施し、直ちに応急復旧工事に着手又は道路の通行に支障を及ぼす障害物を除去する等、道路の通行確保に努めるものとする。

(3) 被害道路等の交通規制の実施方法

道路管理者及び室蘭警察署の被害道路の交通規制は、次の方法により実施する。

- ア 道路標識等を設置する。
- イ 緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、室蘭警察署と連携し交通規制を行う。

(4) 関係機関への連絡及び住民に対する広報

道路管理者及び室蘭警察署は、被害道路の交通規制を実施したときは、市本部及び関係機関に連絡するとともに、報道機関等の協力を得て住民に対する広報の徹底を図るものとする。

2 緊急輸送のための交通規制

室蘭警察署は、災害が発生し、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための、緊急輸送を確保するため必要と認める場合には、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。

(1) 道路管理者への通知

室蘭警察署は、緊急輸送のための交通規制を実施しようとするときは、あらかじめ、当該道路の管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知するものとする。なお、緊急を要する場合であらかじめ通知できないときは、事後直ちに通知する。

(2) 緊急通行車両の確認手続等

ア 確認場所

基本法施行令第33条の規定に基づき、知事又は道公安委員会が行う緊急通行車両の確認事務は、車両の使用者の申し出により、胆振総合振興局地域創生部地域政策課、室蘭警察署交通課及び交通検問所で行う。

イ 証明書及び標章の交付

緊急通行車両であると確認したものについては、各車両に「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」を交付するものとし、交付を受けた緊急通行車両の使用者は、当該車両の前面に標章を掲示するとともに、証明書を携帯するものとする。

ウ 緊急通行車両の範囲

(ア) 緊急通行車両の範囲は、基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で、次の事項について行うものとする。

- ① 特別警報・警報の発令及び伝達並びに避難指示等に関する事項
- ② 消防、水防、道路維持、電気、ガス、水道その他の応急措置に関する事項
- ③ 被災者の救護、救助その他保護に関する事項
- ④ 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関する事項
- ⑤ 被災地の施設、設備の応急の復旧に関する事項
- ⑥ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- ⑦ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- ⑧ 緊急輸送の確保に関する事項
- ⑨ 無線通信の確保に関する事項
- ⑩ 救助法第13条第1号に規定する救助の実施に関する事項
- ⑪ その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

(イ) 指定行政機関等が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用で使用される車両又は災害時に他の行政機関・団体等から調達する車両であること。

(3) 発災前確認手続の普及等

市は、輸送協定を締結した事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための確認手続を発災前に行うことができる旨周知を行うとともに、自らも発災前の手続を積極的に行うなど、その普及を図るものとする。

(4) 通行禁止又は制限から除外する車両

室蘭警察署長は、業務の性質上、市民の日常生活に欠くことのできない車両及び公益上、又は社会生活上通行させることがやむを得ないと認められる車両については、緊急通行車両の通行に支障を及ぼさない限り、車両の使用者の申出により規制対象除外車両の確認を行い、通行を認めることができる。

ア 確認場所

室蘭警察署交通課及び交通検問所で行う。

イ 証明書及び標章の交付

規制対象除外車両であると確認したものについては、各車両に「規制対象除外車両通行証明書」及び「標章」を交付するものとし、交付を受けた除外車両の使用者は、当該車両の前面に標章を掲示するとともに、証明書を携帯するものとする。

ウ 規制対象除外車両の範囲

(ア) 傷病者の救護又は医師の緊急患者の診断、治療のため現に使用中の車両

(イ) 報道機関の緊急取材のために使用中の車両

(ウ) 他の都府県公安委員会又は知事の証明書及び標章の交付を受け、緊急輸送のため現に使用中の車両

- (エ) 次に掲げる車両のうち規制対象除外車両として、標章の交付を受け、かつ、当該目的のため使用中の車両
- a 道路維持作業自動車
 - b 通学通園バス
 - c 郵便物の収集又は配達のため使用する車両
 - d 指定（地方）行政機関、北海道、登別市、指定（地方）公共機関の職員が、それぞれの機関が定める災害応急対策のための職員非常招集基準等に基づき、非常参集のために使用中の車両
 - e 電報の配達のため使用する車両
 - f 廃棄物の収集に使用する車両
 - g 伝染病患者の収容又は予防のため使用する車両
 - h その他公益上又は社会生活上特に通行させる必要があると認められる車両
- エ 警察官不在時の支障車両に対する権限
- 通行禁止区域等において、警察官がその場にいない場合に限り、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、基本法第76条の3第2項の規定に準じる。
- オ 放置車両対策
- 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

第16節 災害警備計画

風水害時における住民の生命、身体及び財産を保護し、地域の安全と秩序を維持するために必要な警戒、警備の実施については、次に定めるところによる。

1 災害警備の実施

室蘭警察署は、災害警備対策を他の防災関係機関と協力して実施する。

2 室蘭警察署の措置

室蘭警察署は、北海道警察本部及び関係機関と密接な連携のもとに災害警備の諸対策を推進するほか、大型台風の来襲、大雨、暴風等のため災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、早期に警戒体制を確立して住民の生命、身体及び財産を保護し、地域の安全と秩序を維持する任にあたる。

(1) 災害警備本部の設置

災害が発生した場合、その災害の規模、態様に応じて北海道警察本部の定めるところにより、室蘭警察署に災害警備本部を設置するものとする。

(2) 応急対策の実施

災害警備本部は、住民の避難救出、交通対策、行方不明者等の捜索等について、それぞ

れの節に定めるところにより、市本部並びに関係機関と密接な連携を図りながら迅速に応急対策を実施するものとする。

(3) 防犯対策の実施

ア 犯罪の未然防止

関係行政機関との情報交換を行い、住民避難後の住宅密集地域、避難所、金融機関、及び支援物資集積所等の防犯対象地域・施設において、各種犯罪の発生状況又は不審情報を収集・分析し、重点的に警ら警戒及び広報を強化し、犯罪の未然防止に努めるものとする。

イ 不法行為の取締及び各種相談活動

被災地の混乱に乗じた盗犯、暴利販売等の悪質消費生活事犯及び集団による不法行為について、取締りを強化するものとする。

また、災害発生時の混乱の中で多数予想される迷子、行方不明者等に対処し、行方不明者相談所を開設するなど、犯罪の予防及び防犯相談を行うものとする。

ウ 地域防犯団体等に対する指導・支援

地域の町内会・自治会及び各種の防犯団体等が自主的に行う警戒、防犯及び補導活動に対して、積極的に指導、支援を行うものとする。

第17節 輸送計画

風水害時における被災者の避難、傷病者の収容及び隔離、災害応急対策要員の移送、応急対策用資機材及び救助物資等の輸送の実施については、次に定めるところによる。

1 輸送の方法・手段

(1) 道路輸送

ア 緊急輸送路の確保

(ア) 輸送路の決定

市本部は、道路の被災情報等に基づき、物資等の輸送路を決定し、道路管理者及び室蘭警察署及びその他関係機関に連絡するものとする。

(イ) 交通規制及び通行の確保

各道路管理者及び室蘭警察署は、市本部からの連絡に基づき、本章第15節交通対策計画に定めるところにより、必要に応じて輸送のための幹線道路の交通規制を実施し、障害物等を除去する等通行の確保に努め、緊急輸送路の確保を図るものとする。

イ 輸送車両の確保

道路輸送に必要な車両は、次により確保又は調達する。

(ア) 市有車両の集中管理

各部局で保有している車両は、原則として市本部が集中管理を行い、効率的に運行するものとする。

(イ) 他の機関及び民間車両の調達

市本部は、市保有車両のみでは必要とする輸送ができないときは、次により調達を行うものとする。

- a 北海道及び指定（地方）行政機関の保有している車両の応援要請
- b 室蘭地区トラック協会との間で締結している「災害時における応急対策用貨物自動車の供給に関する協定」による借り上げ
- c 自衛隊の災害派遣要請

(2) 鉄道輸送

鉄道輸送の必要が生じた場合は、JR北海道等に要請することとし、JR室蘭本線において旅客車両又は貨物車両を調達して輸送し、輸送の確保に努めるため登別駅前広場を防災拠点として位置付ける。

(3) 海上輸送

海上輸送の必要が生じた場合は、漁港等を使用し船舶による物資等の輸送を確保する。

(4) 航空輸送

傷病者の緊急搬送、救助物資の調達・配送等で航空輸送の必要が生じた場合は、次によりヘリコプターの出動を要請する。

ア 道に対して、消防防災ヘリコプターの出動要請

イ 道を通じて陸上自衛隊第7師団に対して、ヘリコプターの災害派遣要請

ウ 室蘭警察署を通じて北海道警察本部に対して、ヘリコプターの災害派遣要請

ヘリコプター着陸可能施設

施設名	所在地	著名地点からの方向距離	広さ (m)	状況
若草小学校グラウンド	若草町1丁目1-2	鷲別駅から北東1km	90×90	土
富岸小学校グラウンド	富岸町2丁目17-4	駐屯地から南西2.5km	150×100	土
幌別駐屯地	緑町3丁目1	駐屯地内	420×34	芝
幌別中学校グラウンド	千歳町3丁目1-3	幌別駅から北北東1km	90×80	土
登別中学校グラウンド	登別本町1丁目1-1	登別駅から西南西0.5km	90×90	土
のぼりべつ文化交流館 (カント・レラ) 駐車場	登別温泉町123-1	登別駅から北西4.3km	80×80	土
ネイチャーセンター	鉾山町8-3	幌別駅から西8.5km	103×46	土
登別温泉ケーブル駐車場	登別温泉町224	登別駅から北西5.4km	45×37	舗装

2 輸送の範囲

(1) 輸送の対象となる応急救助対策等

ア 被災者の避難

- イ 医療及び助産
- ウ 被災者の救出
- エ 飲料水の供給
- オ 救助用物資の供給
- カ 遺体の捜索及び処理
- キ 応急対策用資機材及び応急対策要員の輸送
- ク その他本部が行う輸送

(2) 費用の限度額

救助法が適用された場合は、その定める基準による。

3 緊急輸送業務に従事する車両の確認

緊急輸送業務に従事する車両については、本章の第15節交通対策計画に定めるところにより、知事(胆振総合振興局長)又は室蘭警察署長に対して緊急通行車両の確認の申し出を行い、標章及び証明書の交付を受けるものとする。

第18節 障害物除去計画

風水害によって、道路、住居又はその周辺に運ばれた土砂、樹木及び倒壊物、飛来物等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、被災者の保護を図る場合は、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

道路、河川及び海岸に障害を及ぼしているものの除去は、道路法、河川法及び海岸法に定めるそれぞれの管理者が行うものとし、災害の規模及び障害の内容等により、各管理者は相互に協力し交通の確保を図るものとする。

なお、住居又はその周辺については、救助法が適用された場合は、市長が知事の委任により行うものとする。

2 道路交通の確保

避難者の安全確保、円滑な避難を促進するため、また、災害応急対策用各種の緊急物資を円滑、迅速に搬送するためにも、道路障害物の除去活動は急務となる。このため、避難道路及び輸送道路などの応急補修、倒壊物等の障害物除去を最優先に実施し、道路交通の確保を図る。

3 交通規制

災害により道路の破損、障害物の発生等により交通が危険であると認めた場合又は応急救助活動、災害復旧工事等のためやむを得ないと認めた場合、警察署と連絡協議して、交通規制、迂回路の設定、応急復旧等の措置を行う。

4 道路管理者の相互協力

各道路管理者は、応急復旧及び障害物除去を迅速に実施して必要な交通の確保を図るため、

緊密な情報交換及び必要な資機材の確保等で相互に協力するものとする。

5 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民に著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想される場合等に行うものとするが、その概要は次のとおりである。

- (1) 住民の生命財産等を保護するために速やかにその障害の排除を必要とする場合
- (2) 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合
- (3) 河川における障害物の除去は、それによって河川の流れを良くし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合
- (4) その他公共的立場から除去を必要とする場合

6 障害物除去の方法

- (1) 実施責任者は、自らの応急対策器具を用い、又は状況に応じ自衛隊及び土木業者の協力を得て速やかに障害物の除去を行うものとする。
- (2) 障害物の除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去に限るものとする。

7 除去した障害物の集積場所

除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地を利用し集積するとともに、市の分別区分に従い、分別に努めるものとする。

8 放置車両の除去

放置車両の除去については、本章第15節交通対策計画の定めるところによる。

第19節 行方不明者の搜索及び遺体の処理・埋葬計画

風水害により行方不明の状態にある者の搜索、遺体の処理及び埋葬の実施については、次に定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 市長が実施する（救助法が適用された場合は、市長が知事の委任により行うものとするが、遺体処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行うものとする）。

搜索・収容 消防本部
 処理・埋葬 市民生活部

- (2) 搜索、収容、検視等 室蘭警察署

2 行方不明者の搜索

- (1) 搜索の対象
 行方不明の状態にある者
- (2) 搜索の実施
 市、室蘭警察署等は、必要により合同搜索本部を設置する等相互に緊密な連携を図り、

捜索隊を編成して実施する。

この場合、市長は、被災の状況及び行方不明者数が多数である等の理由により必要と認めるときは、知事（胆振総合振興局長）又は自衛隊に対して災害派遣を要請するものとする。

(3) 捜索の期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、引き続き捜索を続行する必要があるときは、知事（内閣総理大臣）に期間の延長申請を行うものとする。

(4) 行方不明者を発見した場合の措置

行方不明者を発見したときは、警察官に届け出るとともに、身元が判明しているときは、遺族等に連絡するものとする。

3 遺体の処理

(1) 趣旨

趣旨災害の際、死亡した者及び災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うことができない場合に実施するものである。

(2) 遺体の処理の方法

ア 遺体の処置

洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

イ 遺体の一時保存

身元識別に時間を要し、また、死亡者が多数のため短時間に検視・検案ができない等の場合は、遺体を市内の寺院、公共施設又は公園等に天幕を設置して、安置する。

ウ 検案

原則として医療救護班の医師によって行う。

4 埋葬

(1) 趣旨

災害の際に死亡した者に対して、資力の有無にかかわらず、その遺族等が混乱期のため、埋葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がない場合に、市長が遺体の応急的な埋葬を行うものである。

(2) 埋葬の方法

ア 遺族がいる場合

遺族に対して、棺、骨つぼ等埋葬に必要な物資を支給し、火葬、納骨等の役務を提供する。

イ 遺族がいない場合

市長がアの内容を一括実施し、遺骨を保管する。

5 費用の限度額

救助法に定める基準による。

6 北海道と企業との協力協定

道は、救助法の適用があった災害において、同法に基づき埋葬の委任を受けた市の業務を支援する協定を次のとおり締結している。

北海道と各団体との協定

協定名	締結年月日	相手方	葬祭用品の範囲
災害時における葬祭用品の供給に関する協定	平成14年3月29日	北海道葬祭業協同組合	1 内張り棺（衣装、納棺セット等を含む） 2 骨つぼ等その他必要な事項
災害時における葬祭用品の供給に関する協定	平成17年11月1日	社団法人全日本冠婚葬祭互助協会	1 内張り棺（衣装、納棺セット等を含む） 2 骨つぼ等その他必要な事項

7 広域火葬の調整等

市は、大規模災害等により、非常時に使用している火葬場の能力だけでは当該遺体の火葬を行うことが不可能になった場合、又は火葬場が被災して稼働できなくなった場合は、道に広域火葬の応援を要請する。

8 平常時の規制の適用除外措置

市は、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、埋葬及び火葬に関する各種証明・許可証が同一の市町村で発行されない場合等に対応し、厚生労働大臣が、その定める期間に限り、墓地埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第5条及び第14条に規定する手続の特例を定めることができることに留意する。

第20節 文教対策計画

風水害等に係る警報が発表された場合、又は災害が発生した場合の、小・中学校の児童・生徒の安全確保対策及び社会教育施設、史跡・文化財の災害時応急対策の実施については、次に定めるところによる。

1 児童・生徒の安全確保対策

教育委員会及び小・中学校は、大型台風が接近している場合又は大雨及び暴風（雪）の特別警報・警報が発表された場合等においては、児童・生徒の通学上の安全確保を図るため万全の措置を講じるものとする。

(1) 教育委員会

ア 大雨、暴風等の被害の発生のおそれがある場合は気象情報を収集し、直ちに学校長に伝達する。

イ 学校長から臨時休校又は授業の打ち切り等の決定を受けたときは、市長（総務部総務グループ）に報告する。

また、報道機関に対して報道を依頼して保護者等への周知を図る。

ウ 学校長との連絡を密にして、在校中の児童・生徒の下校時の安全措置に万全を期する。

エ 災害発生時には、学校長から児童・生徒の被災状況について情報を収集するとともに、必要な応急措置を実施する。

(2) 小・中学校学校長は、学校防災計画に定めるところにより、児童・生徒の安全確保対策に必要な応急措置を実施する。

ア 児童・生徒の登校前に臨時休校を決定したときは、速やかに保護者に連絡する。

イ 授業時間中に授業の打ち切りを決定した場合、児童・生徒の下校措置については、地域の状況等を調査・勘案し、保護者への引き渡し、又は地域ごとに教諭が引率する集団下校措置をとる等適切に判断し、児童・生徒の安全措置に万全を期する。

ウ 災害発生時には、児童・生徒の被災状況について調査して教育委員会に報告するとともに、必要な応急措置を実施する。

2 応急教育の実施

教育委員会及び学校長は、被害の規模に対応した計画により、できるだけ早く授業の再開に努めるものとする。

(1) 学校施設の応急修理

教育委員会は、風水害等により校舎に被害が発生したときは、被害の程度により、応急修理で対応が可能な場合は、直ちに修理を実施して機能の確保に努めるものとする。

なお、復旧については、本編第4章災害復旧・被災者援護計画に定める。

(2) 校舎の被害状況に対応した応急教育体制

ア 校舎の被害が比較的軽微の場合

必要な応急修理を実施して平常授業を行う。

イ 校舎の被害が相当に甚大な場合

残存した校舎のうち安全な施設を使用し、学級合併授業、一部又は全部にわたる二部授業を行う。

ウ 校舎の使用が全面的に不可能であるが、比較的短期間で復旧の見込みがある場合、臨時休校の措置をとり、その期間は、家庭又は地域の集会施設等を利用した地域ごとの応急教育の実施、若しくは家庭訪問により学習内容の指導を行う。

エ 校舎が甚大な被害を受け、復旧に長期間を要する場合

(ア) 北海道教育庁と協議してプレハブ仮設校舎の建築を検討する。

(イ) 当該学校の近隣の小・中学校の校舎等又は最寄りの公共施設等を利用し、学級合併授業及び二部授業を行う。

(ウ) 児童・生徒等が個別に一時居住地を離れたときは、新居住地の学校に仮入学させる。この場合、市外であるときは、当該教育委員会へ受け入れ協力を要請する。

(3) 応急教育の要領

ア 特別教育計画

各学校の災害の状況に応じた「特別教育計画」を立て、できるだけ授業の確保に努める。特に授業の実施ができない場合であっても、家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐよう配慮する。

イ 特別教育計画による授業の実施にあたって留意すべき事項

- (ア) 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容・方法が、児童・生徒の負担にならないよう配慮する。
- (イ) 公民館が避難所になっている場所など、教育活動の場所として学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化及び児童・生徒の安全に留意する。
- (ウ) 通学路その他校舎周辺の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する。(集団登下校の実施及び地域住民、PTA、保護者等への協力要請等)
- (エ) 学校が避難所に充当された場合には、特に児童・生徒の指導・管理に注意するとともに、避難者収容が授業の支障とならないよう配慮する。
- (オ) 教育活動の実施にあたっては、被災による精神的なストレスによって児童・生徒に生じやすい心理的な障害に十分対応できるよう配慮する。

3 学校給食等の措置

- (1) 給食施設設備が被災したときは、できる限り給食の継続が図られるよう応急措置を講ずるものとする。
- (2) 給食用物資が被災したときは、米穀、小麦、脱脂粉乳及び牛乳について、関係機関と連絡のうえ、直ちに緊急配送を行うものとし、その他の物資については応急調達に努めるものとする。
- (3) 衛生管理には特に留意し、食中毒などの事故防止に努めるものとする。

4 衛生管理対策

学校が避難所として使用される場合は、次の点に留意をして保健管理するものとする。

- (1) 校舎内の、特に水飲場、トイレは常に清潔にして消毒に万全を期すること。
- (2) 校舎の一部に避難者を収容して授業を継続する場合、収容場所との間をできるだけ隔絶すること。
- (3) 収容施設として使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒等を行う。
- (4) 必要に応じて児童生徒の健康診断を実施すること。

5 社会教育施設の応急措置

市民会館等、社会教育施設の管理者は、開館中に風水害等に係る特別警報・警報が発表された場合、又は災害が発生した場合は、人命の安全確保及び施設・設備等の保全を図るとともに、必要な応急対策を実施し、被害の軽減に努めるものとする。

主な留意事項は次のとおりとする。

- (1) 利用者の安全確保
災害発生直後は、施設への入館者及び利用者等の安全確保を第一として避難誘導に努めること。
- (2) 負傷者等の確認
入館者、利用者及び勤務職員の負傷の有無を確認し、負傷者がいる場合は応急手当てを行い、必要に応じて医療機関への移送を図ること。
- (3) 情報の収集

ラジオ、テレビ等報道機関の気象・災害情報を収集するとともに、教育委員会との緊密な連絡を図り最新情報の把握に努めること。

(4) 被害状況の調査・報告

速やかに人的被害及び施設・設備被害を調査し、教育委員会に報告するとともに必要な指示を受けること。

(5) 避難所となった場合の措置

施設が避難所となった場合は、市担当部局職員、地域の町内会・自治会及び避難者と連携して、避難所の管理・運営に協力するものとする。

6 史跡・文化財の応急対策

史跡・文化財の管理者は、災害発生後速やかに史跡及び文化財等の被害調査を実施し、教育委員会に報告するとともに、復旧計画等必要な対策を実施するものとする。

第21節 労務供給計画

市及び関係機関は、災害時における応急対策に必要なときは、次により労務者を確保し、災害対策の円滑な推進を図るものとする。

1 実施責任者

市が実施する災害応急対策に必要な労務者の雇用については、市長が行う。

2 労務者雇用の範囲

- (1) 被災者の避難のための労務者
- (2) 医療助産の移送労務者
- (3) 被災者の救出のための機械器具資材の操作の労務者
- (4) 飲料水供給のための運搬労務者
- (5) 遺体の搜索処理のための労務者
- (6) その他災害応急対策のために必要な労務者

3 室蘭公共職業安定所への要請

公共職業安定所への求人申し込みについては、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 職種別、所要労務員数
- (2) 作業場所及び作業内容
- (3) 期間及び賃金等の労働条件
- (4) 宿泊施設等の状況
- (5) その他必要事項

4 賃金及び費用の負担

費用は、市が負担するものとし、賃金は、一般の賃金の水準により、その都度、市長が定める。

第22節 住宅対策計画

風水害等の災害により住宅を失い、又は破損のため居住できなくなった世帯に対する住宅対策は、本計画の定めるところによる。

1 避難所の開設

市長は、災害により住宅が被害を受け居住の場所を失った者を收容保護するため、公共施設等を利用し、避難所を開設するものとする。

2 公営住宅の提供又は斡旋

市は、市営住宅の空室を優先的に提供するとともに、道に要請して道営住宅の空室を斡旋するほか、室蘭市・伊達市の市営住宅への入居についても協力を要請するものとする。

また、民間賃貸住宅及び空家等の把握に努め、災害時に斡旋できるようあらかじめ体制を整備するものとする。

3 救助法適用後の実施責任者

- (1) 救助法を適用し、応急仮設住宅の設置（賃貸住宅の居室の借り上げを含む）が必要な場合、その設置は原則として知事が行う。
- (2) 市長は災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被災者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施するものとする。
なお、救助法が適用された場合、避難所の設置及び住宅の修理を実施する。
- (3) 市長が、応急仮設住宅を設置しようとする場合、事前に知事からの委任を受けて実施することができる。

4 応急仮設住宅

公営住宅への入居可能戸数が不足する場合は、建設型応急住宅を建設するものとする。

(1) 対象者

次のいずれにも該当する者であること。

ア 住宅が全壊、全焼又は流失した者であること。

イ 居住する仮住宅がない者であること。

ウ 自己の資力では住宅を確保することができない者であること。

(2) 建設戸数

全壊及び流失等の被害状況により、必要な戸数を知事に要請する。

(3) 建設用地

市は、災害時に建設型応急住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握するものとし、建築場所の決定にあたっては、被災者が相当期間居住することから、建設戸数から判断した用地面積及び交通の利便性、飲料水・電気などの供給が容易である等の立地条件を考慮して、次の順序で選定する。

ア 未利用市有地（公社の所有地を含む。）

- イ 未利用国有地・道有地の借り上げ
- ウ 未利用民有地の借り上げ
- エ 公共用地（公園、グラウンド等の公共空地）
- (4) 建設規模及び工事費の限度額
救助法の規定による。
- (5) 着工期間
原則として、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに完成させる。
- (6) 入居者の選定及び供与期間
 - ア 入居者の選定
 - (ア) 生活能力が低く、かつ住宅の必要度の高いものより順次選ぶものとする。
 - (イ) 入居者の選考にあたっては、必要に応じ、民生委員の意見を徴する等被災者の資力、その他の生活状況を調査のうえ決定する。
 - イ 供与期間
原則として、応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から2年以内とする。
- (7) 資材等の調達
建設資材、暖房用燃料等は、関係業者から調達する。
調達が困難なときは、道に斡旋を依頼する。
- (8) 運営管理
応急仮設住宅の運営管理にあたっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。
また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮するものとする。

5 被災住宅に対する対策

- (1) 住宅の応急修理
半壊、一部損壊等の住宅のうち応急修理によって最小限の日常生活が可能である住宅について、自己の資力では修理ができない者に対し救助法を適用して、居室、台所、トイレ等必要最小限の応急修理を実施する。
- (2) 相談窓口の設置
被災住宅の復旧に関する技術的指導及び制度融資等の相談を行うため、相談窓口を設置する。

第23節 ライフライン施設応急対策計画

電気施設、通信施設及びガス施設の各事業者は、登別市の地域で風水害が発生した場合において、市民生活の利便・安全を確保し公共・公益施設としての機能を維持・回復するため、災害に応じ次の事項について実施するものとする。

1 電気施設（北海道電力ネットワーク株式会社室蘭支店）

- (1) 職員の非常招集体制

- (2) 電気供給施設の応急復旧体制
- (3) 本社及び関連会社の応援体制
- (4) 復旧までの間の臨時電力供給体制
- (5) 停電時における市民及び事業所への広報体制と広報内容
- (6) 市との連絡体制
- (7) その他災害応急対策に関して必要な事項

2 通信施設（東日本電信電話株式会社北海道事業部）

- (1) 職員の非常招集体制
- (2) 通信施設の応急復旧体制
- (3) 本社、支社及び関連会社の応援体制
- (4) 復旧までの間の臨時電話仮設体制
- (5) 電話途絶時における市民及び事業所への広報体制と広報内容
- (6) 市との連絡体制
- (7) その他災害応急対策に関して必要な事項

3 ガス施設（登別ガス協同組合・室蘭ガス株式会社）

- (1) 職員の非常招集体制
- (2) ガス供給施設の応急復旧体制
- (3) ガス協会及び関連会社の応援体制
- (4) 災害時におけるガス製造及び供給停止の基準並びに実施体制
- (5) 復旧までの間のプロパンガス器具提供体制
- (6) 供給再開時の点検体制
- (7) 災害時における需要家への広報体制と広報内容
- (8) 市との連絡体制
- (9) その他災害応急対策に関して必要な事項

第24節 広域応援要請計画

市及び消防本部は、風水害により大規模な災害が発生した場合において、迅速かつ効果的な災害応急対策を実施するため、他の地方自治体や防災関係機関からの応援を円滑に受け入れることができるよう、予め市内全体及び各担当部署における役割を決めた受援に関する計画を作成するなど受援体制の整備に努めることとする。

また、必要に応じて次の相互協定等に基づき北海道及び他都市の応援を要請するものとする。

1 登別市

(1) 広域応援協定

協定名	締結年月日	相手方	担当部局	電話番号	F A X
災害時における相互援助に関する協定書	平成7年 3月14日	白石市	総務危機管理課 消防防災係	0224-22-1452	0224-25-2170
	平成8年 1月17日	白老町	総務課危機管理 室	0144-85-3080	0144-82-4391

6市町防災協定	平成23年 9月2日	室蘭市	総務部防災対策課	0143-25-2244	0143-25-2503
		伊達市	総務部総務課 危機管理室	0142-82-3162	0142-23-4414
		豊浦町	地方創生推進室 交通防災係	0142-83-1417	0142-83-2938
		壮瞥町	総務課防災係	0142-66-2121	0142-66-7001
		洞爺湖町	総務部企画防災 課危機管理室	0142-74-3004	0142-74-2121
災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	平成20年 6月10日	北海道 市長会 町村会	(他都市への応援要請は胆振総合振興局を經由) 胆振総合振興局地域創生部危機対策室 電話番号 0143-24-9570 FAX 0143-22-5170		
危機発生時における相互応援に関する協定書	平成22年 4月22日	白石市	総務危機管理課 消防防災係	0224-22-1452	0224-25-2170
		海老名市	市長室危機管理 課危機管理係	046-235-4790	046-231-2343
災害時におけるようてい・西いぶり広域連携会議構成市区町村の相互応援に関する協定	平成29年 6月1日	蘭越町	総務課企画防災 対策室	0136-57-5111	0136-57-5112
		ニセコ町	総務課防災係	0146-44-2121	0136-44-3500
		真狩村	総務課	0136-45-2121	0136-45-3162
災害時におけるようてい・西いぶり広域連携会議構成市区町村の相互応援に関する協定	平成29年 6月1日	留寿都村	企画観光課	0136-46-3131	0136-46-3545
		喜茂別町	総務課企画係	0136-33-2211	0136-33-3577
		京極町	総務課	0136-42-2111	0136-42-3155
		倶知安町	危機管理室 防災担当係	0136-56-8000	0136-23-2044
		室蘭市	総務部防災 対策課	0143-25-2244	0143-25-2503
		伊達市	総務部総務課 危機管理室	0142-82-3162	0142-23-4414
		豊浦町	地方創生推進室 交通防災係	0142-83-1417	0142-83-2938
		壮瞥町	総務課防災係	0142-66-2121	0142-66-7001
		洞爺湖町	総務部企画防災 課危機管理室	0142-74-3004	0142-74-2121
		白老町	総務課 危機管理室	0144-85-3080	0144-82-4391
札幌市南区	南区市民部 地域振興課	011-582-4723	011-582-5470		

(2) 応援の種類

- ア 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供又は斡旋
- イ 救援・救助活動に必要な車両等の提供又は斡旋
- ウ 被災者の救出、医療、防疫並びに応急復旧に必要な医薬品等の物資及び資機材の提供又は斡旋
- エ 救援及び応急復旧に必要な職員の派遣
- オ 児童・生徒の受け入れ
- カ 被災者に対する住宅の提供
- キ ボランティアの斡旋
- ク その他要請のあった事項

2 消防本部

広域応援協定

協定名	締結年月日	相手方	対象とする災害	応援の種別
北海道広域 消防相互応 援協定	平成3年 2月13日	道内消 防本部	消防組織法第1 条に規定する水 火災又は地震等 の災害	1 陸上応援 消防隊、救助隊又は救急隊に よる応援 2 航空応援 ヘリコプターを装備した航 空隊による応援

第25節 自衛隊災害派遣要請計画

災害時における自衛隊派遣要請については、本計画の定めるところによる。

1 災害派遣要請基準

災害派遣の要請は、人命及び財産の保護並びに災害応急対策の実施に必要な場合に行うものとし、その要請理由はおおむね次のとおりとする。

- (1) 被災者の救助及び遺体の捜索
- (2) 災害救助物資の緊急輸送
- (3) 被災者に対する炊き出し
- (4) 断水時の応急給水
- (5) 被災地の防疫
- (6) 主要道路の応急啓開
- (7) 障害物の除去
- (8) 通信の確保
- (9) その他応急措置を実施するため自衛隊の機動力を必要とする場合

2 災害派遣要請手続き

(1) 市長は、災害派遣の必要があると認められるときは、次の事項を明らかにした文書をもって要請権者（知事（胆振総合振興局長））に要求する。この場合において市長は、必要に応じてその旨及び市の災害状況を要請先である指定部隊等の長に通知するものとする。

また、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要求し、その後速やかに文書を提出するものとする。

ア 災害の状況及び自衛隊の派遣を必要とする理由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ 派遣部隊が展開できる場所

オ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

(2) 緊急援助等の通報

市長は、人命の救助に関し、要請権者（知事）に要求するいとまがないとき、又は通信の途絶等により要請権者（知事）と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接指定部隊等の長に通知することができる。ただし、この場合、速やかに要請権者（知事）に連絡し上記（1）の手続きを行うものとする。（災害派遣手続フローは、別図のとおり）

3 派遣部隊の救援活動が効果的に行われるための措置

災害発生時、速やかな自衛隊の行動により市民及び被災地の救援活動等が効果的に行われることを目的として、災害発生時、速やかな自衛隊の活動拠点について次のとおり定めることとする。

(1) 部隊本部設置場所

部隊本部の設置場所は、市災害対策本部内におく。

(2) 宿泊所、車両、機器等保管場所

市所有の施設を提供することとし、候補地は各小中学校の他、次のとおりとする。

施設名	区分	所在地
亀田記念公園	屋外	富岸町3丁目
富岸青少年会館	屋内	富岸町2丁目23-15
登別市青少年会館	屋内	中央町5丁目21-12
市営陸上競技場	屋外	千歳町3丁目4
川上公園	屋外	桜木町5丁目、片倉町6丁目
岡志別の森運動公園	屋外	千歳町97-1

なお、候補地は、避難所・ヘリコプター着陸地点等にも指定されているので、災害時の避難状況及び被災状況に応じて、その他の施設について自衛隊と調整し提供する。

4 知事等の要請を待ついとまがない場合の自衛隊の災害派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがない場合は、自主的に部隊等を派遣する。この場合、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

災害に対し、自衛隊が自主的に派遣を行う場合の基準は、次のとおりである。

- (1) 関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- (3) 航空機・海難事故の発生等を探知した場合、又は近辺での災害発生に際し、直ちに人命救助の措置をとる必要があると認められること。
- (4) その他上記に準じ、特に緊急を要し知事等の要請を待ついとまがないと認められること。

5 経費等

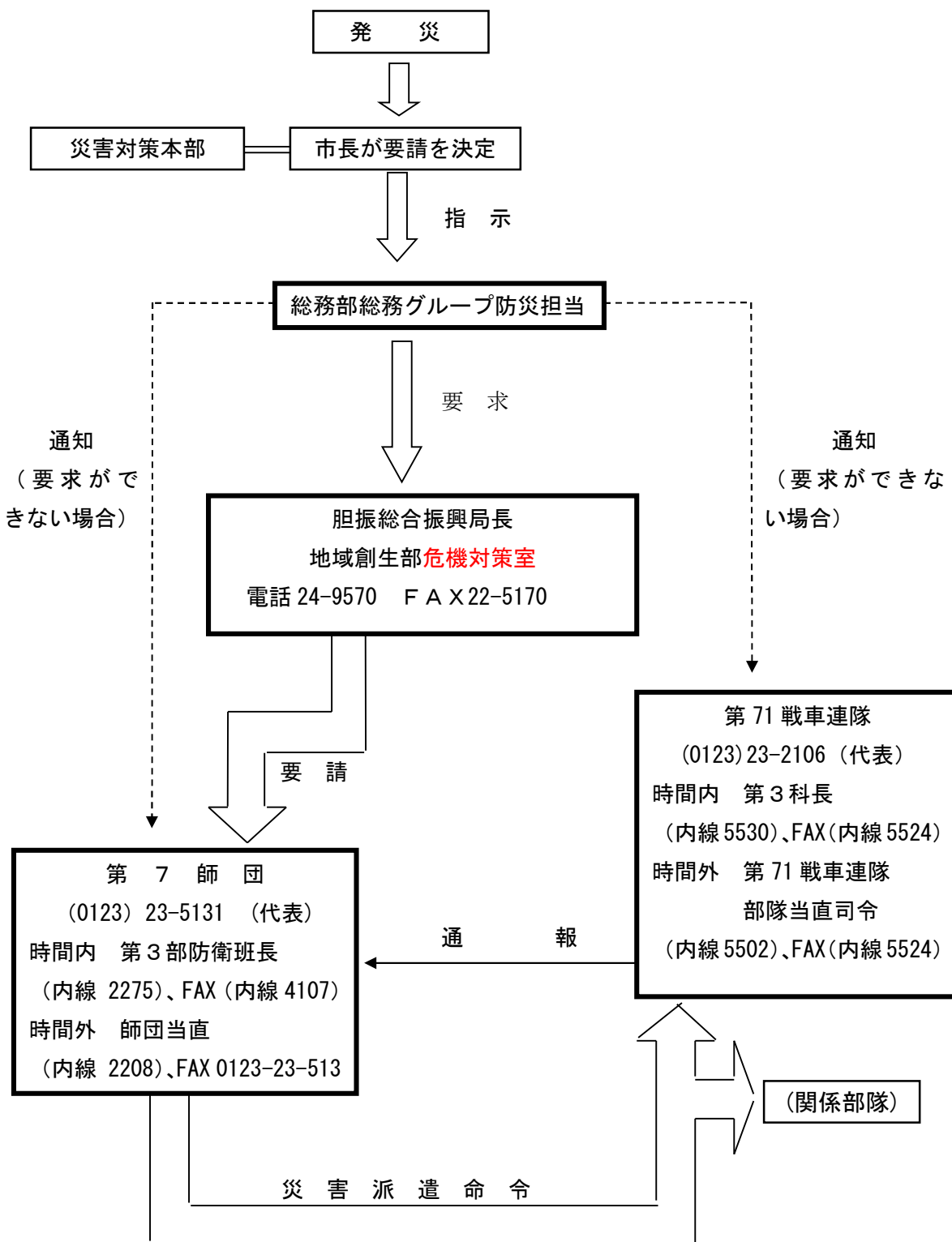
- (1) 派遣部隊の受け入れ側である登別市が負担する経費
 - ア 資材費及び機器借上料
 - イ 電話料及びその施設費
 - ウ 電気料
 - エ 水道料
 - オ し尿処理手数料
- (2) その他必要な経費は、自衛隊及び登別市で協議の上定める。
- (3) 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊、給食の施設、設備等の提供を受けた場合は、これを利用することができる。

6 派遣部隊の撤収要請

市長は、災害派遣要請の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに文書をもって胆振総合振興局長に対しその旨報告するものとする。ただし、文書による報告が日時を要するときは、口頭又は電話等で依頼し、その後文書を提出する。

別図

自衛隊災害派遣要請手続フロー



※市長は、緊急時は直接第7師団、又は、第71戦車連隊に通知できる。

第26節 災害ボランティアとの連携計画

大規模な災害時には、行政機関、消防機関、消防団、警察、自衛隊、自主防災組織、ボランティア等が連携し、総合的な防災力を結集して対処しなければならない。

不特定多数のボランティアが効率的、効果的な活動ができるように、受け入れ体制、活動の調整、事前の登録・育成等の連携強化に努めるものとする。

1 災害ボランティアの活動

(1) ボランティア団体・NPO等の協力

市及び防災関係機関等は、社会福祉協議会又は各種ボランティア団体・NPO等からの協力の申し入れ等により、災害応急対策の実施について協力を受ける。

(2) ボランティア団体・NPO等の活動の内容

ボランティア団体・NPO等に依頼する活動の内容は、主として次のとおりである。

- ア 救援物資の仕分け、配送、配分
- イ 避難所の管理、運営の補助
- ウ 被災・安否・生活情報の収集、伝達
- エ 高齢者、障がい者等の介護、看護補助
- オ 炊き出し、食糧の配給、給水その他の救助活動
- カ 清掃活動及び防疫活動の補助
- キ 被災建築物の応急危険度判定
- ク 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- ケ 災害応急対策事務の補助
- コ 外国人との会話
- サ 救急・救助活動
- シ 医療・救護活動
- ス 非常通信
- セ 被災者の心のケア活動
- ソ 被災母子のケア活動
- タ 被災動物の保護・救助活動
- チ ボランティア・コーディネート

2 災害ボランティアセンターの設置・運営

市は、登別市社会福祉協議会に対して市本部会議への出席を求め、災害の規模、市内の被災状況、交通・ライフラインの状況等、さまざまな情報を総合的に勘案し、ボランティアの受け入れ及び活動支援の必要性について検討する。

市が、市本部会議においてボランティアの支援が必要と判断した場合は、ボランティアの受け入れ及び調整のため、登別市災害ボランティアセンターを設置し、社会福祉協議会が運営するものとする。

災害ボランティアセンターは、基礎的なボランティア組織として地域ボランティアの協力を得ながら、被災住民のニーズの把握、ボランティアの募集受付、ボランティアの調整等を行う。

3 ボランティア保険

ボランティアの受け入れにあたっては、必ずボランティア保険の加入の有無について調査し、未加入者についてはその場で加入の手続きを行うものとする。

なお、保険料については、災害の規模等を勘案の上、公費負担とすることも検討する。

4 災害ボランティア活動の環境整備

市は、登別市社会福祉協議会及びボランティア団体、NPO等との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るため、平常時の登録及びボランティア活動や避難所運営等に関する研修制度、災害時におけるボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保等に努める。

第27節 災害救助法適用計画

災害時に救助法を適用し、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図るための計画を次のとおり定める。

1 実施責任者

救助法による救助の実施は、知事（胆振総合振興局長）が行う。

ただし、市長は知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は、自らの判断責任において実施する。

2 救助法の適用手続き

- (1) 市長は、市内における災害が次項の「救助法の適用基準」のいずれかに該当し又は該当するおそれがある場合には、直ちにその旨を胆振総合振興局長に報告しなければならない。
- (2) 災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、市長は、救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに胆振総合振興局長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

3 救助法の適用基準

救助法の適用基準は、同法施行令第1条に定めるところによる（災害救助法施行令（抜粋）は資料編に掲載）。

(1) 災害が発生した場合

救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が本市で発生した場合において、当該災害にかかり現に救助を必要とする者に対して行う。

- ア 市単独の場合、住家が焼失、倒壊等によって、滅失した世帯が60世帯以上の場合
- イ 滅失住家の世帯数が、上記に達しない場合でも、道内において2,500世帯以上で、かつ、本市における滅失住家の世帯数が30世帯以上の場合
- ウ 道内の滅失住家が12,000世帯以上の場合で、本市の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められた場合

(2) 災害が発生するおそれがある場合

災害が発生するおそれがある段階において、国が基本法に基づく災害対策本部を設置し、所管区域を告示した場合で、当該所管区域内の市町村において現に救助を必要とする者に対して行う。

4 救助の実施と種類

市長は、災害救助法第13条第1項に基づき、知事から委託された次の救助の実施に関する知事の権限に属する事務の一部を行うものとする。

(1) 救助の実施と種類

救助の種類	主な対象者	実施者区分
避難所の設置（供与）	・災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者 ・災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者	市町村・日赤同支部 市町村
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	対象者、対象箇所 の選定～市町村 設置～道（但し、 委任したときは市 町村）
炊き出しその他による食品の 給与	避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	市町村
飲料水の供給	災害のため現に飲料水を得ることができない者	市町村
被服、寝具その他生活必需品 の給与又は貸与	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	市町村
医療	災害のため医療の途を失った者	救護班～道・日赤 同支部（但し、委 任したときは市町 村）
助産	災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者	救護班～道・日赤 同支部（但し、委 任したときは市町 村）
被災者の救出	災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救助する者	市町村
被災した住宅の応急修理	災害のため住家が半壊（焼）又はこれらに準ずる程度の損害を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者 など	市町村
学用品の給与	災害のため住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒（幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外）	市町村
埋葬	災害の際死亡した者を対象に、実際に埋葬を実施する者に支給	市町村
遺体の捜索	災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行う捜索	市町村
遺体の処理	災害の際死亡した者について行う遺体に関する処理（埋葬を除く。）	市町村・日赤道支 部
障害物の除去	半壊（焼）又は床上浸水した住宅であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者	市町村

(2) 救助の程度、方法及び期間

災害救助法が適用された場合の救助の程度、方法及び期間については、災害救助法施行細則第12条によるものとする。

(3) 胆振総合振興局長への報告

市長は、知事から委託された救助を実施したときは、災害救助法施行細則第19条に基づき、直ちに胆振総合振興局長に報告する。

5 救助記録書類の作成

市長は、救助を実施したときは、救助法施行令に基づく厚生労働省の通達等「災害救助法による救助の実施について」（昭和40年5月11日社施第99号）に定められた、救助の種類に応じた救助記録書類を作成しておかなければならない（災害救助法による救助の実施について（抜粋）は資料編に掲載）。

第28節 義援金、義援品募集・配分計画

大規模な災害による被災者に対し、全国から寄せられる義援金、義援品について、その受け入れ体制並びに配分方法等を定め、确实、公平、迅速に被災者に配分する。

1 義援金受け入れの周知

市は、義援金の受け入れについて一般への周知が必要と認められる場合は、報道機関を通じ次の事項を公表する。

- (1) 振込銀行口座（銀行名、口座番号、口座名等）
- (2) 受け入れ窓口

2 義援金の受け入れ及び保管

- (1) 義援金の受け入れ
 - ア 一般からの受け入れ窓口を開設する。
 - イ 一般から直接受領した義援金については、寄託者へ受領書を発行する。
- (2) 義援金の管理
義援金は、歳入歳出外現金の災害見舞金として管理する。

3 義援金の配分方法

- (1) 義援金の配分の決定
市は、寄託された義援金について、「義援金配分委員会」を組織し配分を決定する。
ただし、小規模災害に対する義援金の配分については、配分委員会への付議を省略することができる。
- (2) 義援金配分委員会の構成
配分委員会は、登別市、登別市議会、登別市社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部登別市地区及びその他市長が認める団体の代表者をもって構成する。

4 広域的な災害時の義援金の取扱い

登別市を含む広域的な災害において、全被災地域の義援金を一本化して配分することとなった場合は、本市が受け入れた義援金は当該配分機関に送金するものとする。

5 義援品受け入れの周知

市は、義援品の受け入れについて一般への周知が必要と認められる場合は、報道機関を通じた事項を公表する。

- (1) 受け入れを希望する物資及び受け入れを希望しない物資のリストを公表する（需給状況を勘案し必要に応じ公表リストを改訂する）。
- (2) 送り先は、あらかじめ定める集積拠点とする。

6 義援品の受け入れ及び保管

市は、次により義援品を受け入れる。

- (1) 受け入れ窓口を開設する。
- (2) 受け入れ要員を事前に確保する。
- (3) 輸送、保管に適した集積場所に保管する。

7 義援品の配分方法

市は、自己調達物資、応援要請物資等を調整し効果的な配分を決定する。

第4章 災害復旧・被災者援護計画

第1節 基本方針

市は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な現状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施するものとする。

併せて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により、適切かつ速やかに廃棄物処理を行うものとする。

また、被災者が自ら適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に強めるものとする。

第2節 公共施設等災害復旧計画

1 実施責任者

北海道、登別市及び防災関係機関並びにその他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者は、速やかに被災した施設の災害復旧を実施するものとする。

2 復旧事業計画の概要

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

- ア 河川
- イ 海岸
- ウ 砂防設備
- エ 林地荒廃防止施設
- オ 地すべり防止施設
- カ 急傾斜地崩壊防止施設
- キ 道路
- ク 漁港
- ケ 下水道
- コ 公園

(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画

(3) 都市施設災害復旧事業計画

- (4) 上水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (8) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (9) その他災害復旧事業計画

3 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他災害関係事業は、別に法令の定めるところにより予算の範囲内において実施するが、国、道の負担金又は補助金及び地方債措置のあるものについては、十分にこれを活用して行うものとする。

4 激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、被害の状況を速やかに調査・把握し、道とも十分協議の上、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）の指定が受けられるよう措置して、公共施設等の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

第3節 被災者援護計画

1 罹災証明書の交付

地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない（登別市罹災証明書等交付要綱は資料編に掲載）。

また、市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとし、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

(1) 被災者台帳の作成

ア 本市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

イ 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する者とする。

- ① 氏名

- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居住
- ⑤ 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況
- ⑥ 援護の実施の状況
- ⑦ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ⑧ 電話番号その他の連絡先
- ⑨ 世帯の構成
- ⑩ 罹災証明書の交付状況
- ⑪ 市町村長が台帳情報を当該市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- ⑫ ⑪の連絡先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- ⑬ 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
- ⑭ その他被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項

ウ 市長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

エ 市長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道や他の市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。

(2) 台帳情報の利用及び提供

ア 市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- ① 本人（台帳情報によって識別される特定の個人情報という。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- ② 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
- ③ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

イ 台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次の事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- ① 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ② 申請に係る被災者を特定するために必要な情報
- ③ 提供を受けようとする台帳情報の範囲
- ④ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的
- ⑤ その他台帳情報の提供に関し市長が必要と認める事項

ウ 市長は、イの申請があつた場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使

用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。ただし、その場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号（本節2（1）イ⑬）を含めないものとする。

第3編 地震・津波防災計画

第1章 地震・津波の想定

第1節 計画で想定する地震と津波

1 地震

本計画で設定する地震は、登別市耐震改修促進計画に準じ、北海道地域防災計画地震防災計画編及び中央防災会議（内閣府）による日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討ワーキンググループ、地震調査研究推進本部（文部科学省研究開発局地震防災研究課）において公表されているものを使用した。

想定する地震のタイプは、「海溝型の地震」、「内陸型の地震」、「全国どこでも起こりうる直下の地震」の3つのタイプの地震を想定した。

本計画における地震被害の想定には、これらの3つのタイプの地震のうち、最大の揺れが発生することが予測される「全国どこでも起こりうる直下の地震」を選択し、北海道立北方建築総合研究所で作成したデータをもとに想定した。

（1）地震想定の基本データ

ア 「海溝型の地震」として想定する地震は、中央防災会議日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討ワーキンググループにおいて、日本海溝（三陸・日高沖）〈Mw 9.3〉と千島海溝（十勝・根室沖）〈Mw 9.3〉の二つのモデルを設定しており、最大クラスの地震において、いずれの地域においても登別市は震度5弱と想定されている。

イ 内陸型の地震

「内陸型の地震」は、北海道耐震改修促進計画において各振興局管内で想定される地震被害の調査を行っており、この調査結果によると、胆振振興局管内では「石狩低地東縁断層帯南部」の地震による被害が最大になると想定されている。

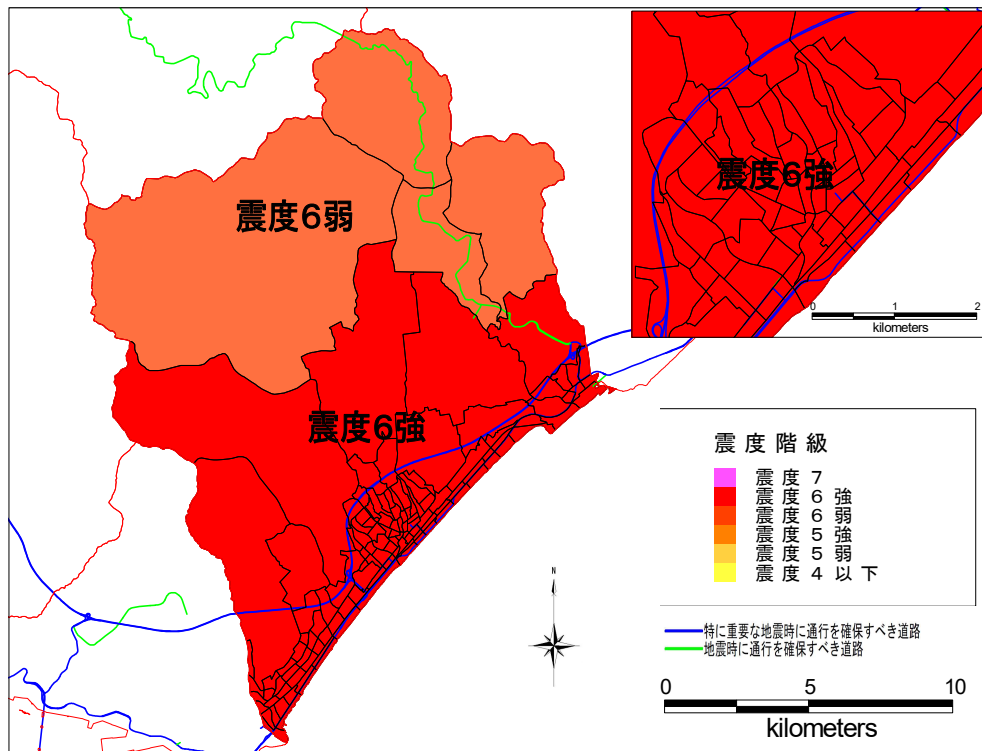
当該地震による市内の最大震度は6弱で、市の東側の地域で震度5弱から震度6弱、西側の地域では震度4から震度5弱の強い揺れが発生することが想定されている。

ウ 全国どこでも起こりうる直下の地震

市内においては、中央防災会議（内閣府）で設定した「全国どこでも起こりうる直下の地震」によると、地震の規模マグニチュード6.9、震源の深さ4kmを想定している。

この地震による市内の想定震度を示した「揺れやすさマップ」を作成すると、図1に示すとおりとなり、市北側の地域で震度6弱、南側の地域で震度6強の烈しい揺れが発生することが予測される。

図1 全国どこでも起こりうる直下の地震による揺れやすさ（発生する震度階級：登別市）



出典：市町村揺れやすさマップ(登別市)：北海道立北方建築総合研究所

(2) 被害想定の方法

建物及び人的被害の想定については、北海道立北方建築研究所からの提供資料を用いる。本提供資料による被害想定のお考え方は、「地震防災マップ作成技術資料（内閣府）」に従い、過去の地震被害に基づいた経験的な手法で阪神・淡路大震災や平成12年鳥取県西部地震の被害結果に基づき作成された木造・非木造共に建築年代別に被害を評価する手法（内閣府30年に評価基準更新）を適用した。

また、想定地震の発生時刻としては、人的被害の負傷者数が最大となると考えられる屋内人口の多い夜間を想定します。

(3) 建物の被害想定

本市で想定される地震の建物被害は、住宅以外も含む市内全ての建築物約19,000棟のうち、全壊建物が約400棟（2%）、半壊建物が約1,400棟（7%）、全半壊建物で約1,800棟（9%）と想定される。

なお、本計画で算定した建物被害は地震の揺れによる被害を示したもので、火災や液状化現象などに起因する被害は含まれていない。

(4) 人的被害想定

本市において想定される地震の人的被害は、死者約5人を含む死傷者数が約310人（1%）程度発生することが想定される。

阪神・淡路大震災では死者全体の約8割が家屋の倒壊などによる圧死が占めていたことから、本計画の被害想定では、建築物被害を主な要因とする負傷者数の算定手法を用いた。

なお、本計画で算定した人的被害想定は地震の揺れによる被害を示したもので、火災や液状化などに起因する被害は含まれていない。

2 津波

(1) 想定する津波

本計画において、最大クラスの津波は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による津波を想定する。

(2) 津波による被害想定

道は、「太平洋沿岸の津波浸水予測図」に基づき、登別市の津波浸水予測区域を「津波災害警戒区域」として指定（令和3年10月指定）（津波災害警戒区域は資料編に掲載）し、日本海溝・千島海溝沿い巨大地震が発生した際に想定される被害について、道は具体的な被害の規模を明らかにすることにより、防災対策の必要性の周知と行政機関や事業者等が防災対策の推進に活用することを目的として、令和4年7月及び12月に建物被害、人的被害及びインフラ・ライフラインや生活への影響等に関する被害想定を公表した。

ア 津波の設定

(ア) 想定津波 北海道太平洋沿岸及び東北地方沿岸に至る幅

(イ) 構造物 効果なし（防波堤、防潮堤、河川堤防等の施設が、全て無効と設定）

イ 想定される津波の最大遡上高

地点	最大津波高	影響開始時間		(参考)	
		±20 cm	-20 cm	第1波	最大波
栄町	9.4m	9分	33分	40分	40分
大和町	10.2m	11分	33分	41分	41分
幌別町	11.2m	10分	32分	42分	42分
幸町	11.4m	11分	33分	42分	42分
登別漁港	9.1m	9分	31分	39分	39分

ウ 建物被害（全壊棟数）

全壊棟数は、液状化による被害よりも津波による被害が甚大である。

区分	液状化	津波
全壊棟数（棟）	約320棟	約14,000棟

エ 人的被害（死者数）

死者数は、冬の深夜の場合が最も多くなると想定されており、早期避難率を高くすることにより、被害を大きく軽減させることができる。

区分	津波による死者数（人）	
	早期避難率高+呼びかけ	早期避難率低
夏・昼	約610人	約10,000人
冬・夕	約3,900人	約16,000人
冬・深夜	約7,700人	約20,000人

オ 人的被害（低体温症要対処者数）

津波から逃れた後、屋外で長時間寒冷状況にさらされた場合の低体温症要対処者数は、冬の深夜の場合約7,600人と想定されている。

カ 避難者数（早期避難率低）

区 分	避難者数（人）
	冬・夕
避難者（浸水域内人口 [※] －（死者数 [※] ＋重傷者数 [※] ））	約 17,000
避難者総数（浸水域内人口全員が [※] 避難）	約 37,000
避難所避難者数	約 25,000
（内）要配慮者数	約 5,600
避難所外避難者数	約 12,000

※ 冬・夕の浸水域内人口約 33,000 人、死者数約 16,000 人、重傷者数約 150 人

キ 断水人口（利用困難になる人数）

区 分	被災直後	被災 1 日後	被災 2 日後	復旧予測日数
断水人口（人）	約 680	約 680	約 670	冬 3 日、冬以外 1 日程度

ク 停電件数（利用困難になる建物棟数）

区 分	被災直後	被災 1 日後	被災 2 日後	被災 1 週間後
停電件数（軒）	約 20,000	約 20,000	約 20,000	約 20,000

第2章 災害通信計画

第1節 地震・津波情報等の伝達計画

1 地震情報及び伝達

(1) 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上の地震が予想された地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。

なお、震度が6弱以上または長周期地震動階級4以上の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は、地震動特別警報に位置付けられている。

注) 緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。解析や伝達に一定の時間(数秒程度)がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所への緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない。

(2) 緊急地震速報の伝達

緊急地震速報は、地震による被害の軽減に資するため気象庁が発表し、日本放送協会(NHK)に伝達されるとともに、関係省庁、地方公共団体に提供される。

また、放送事業者、通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む)、ワンセグ等を用いて広く伝達されている。

気象庁が発表した緊急地震速報、地震情報、津波警報等は、消防庁の全国瞬時警報システム(J-ALERT)により、地方公共団体等に伝達される。

地方公共団体、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を市町村防災行政無線(戸別受信機を含む)等をはじめとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ確かな伝達に努めるものとする。

(3) 地震に関する情報の種類と内容

ア 地震に関する情報

種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を約190地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報等を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または、「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報、注意報発表または	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した

	<p>若干の海面変動が予想された時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急地震速報(警報)発表時 	<p>地点と観測した地震を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表</p> <p>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表</p>
その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など 	<p>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表</p>
推計震度分布図	<ul style="list-style-type: none"> ・震度5弱以上 	<p>観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表</p>
遠地地震に関する情報	<p>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等*</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 <p>*国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。</p>	<p>地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表*</p> <p>日本や国外への津波の影響についても記述して発表</p> <p>*国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、1時間半～2時間程度で発表</p>
長周期地震動に関する観測情報	<p>震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合</p>	<p>地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測地点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表(地震発生から10分後程度で1回発表)</p>

イ 地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料

解説資料等の種類	発表基準	内 容
地震解説資料(速報版)	<p>以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道沿岸で大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・北海道で震度4以上を観測(ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。) 	<p>地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、北海道の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料</p>
地震解説資料(詳細版)	<p>以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道沿岸で大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・北海道で震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生 	<p>地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特長を解説するため、地震解説資料(速報版)の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料</p>
地震活動図	<ul style="list-style-type: none"> ・定期(毎月初旬) 	<p>地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を</p>

		支援するため、毎月の北海道及び各地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料
週間地震概況	・定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の震度などを取りまとめた資料

(4) 緊急地震速報において予想される震度の発表に用いる地域



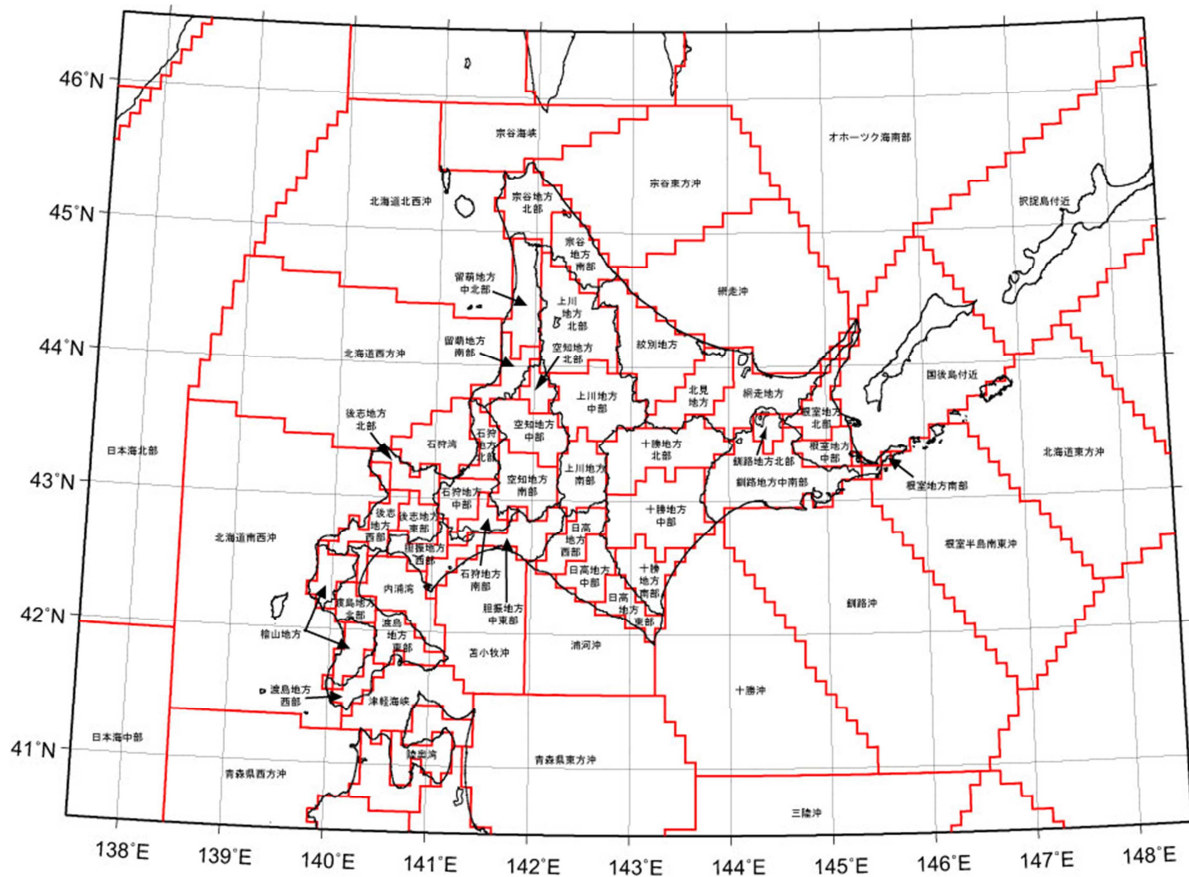
地方単位	都道府県単位	地域単位
北海道	北海道道南	胆振地方中東部

(5) 震度速報、震源・震度に関する情報の発表に用いる地域名と市町村名



震央地域名	市町村名
胆振地方中東部	登別市、室蘭市、苫小牧市、白老町、安平町、厚真町、むかわ町

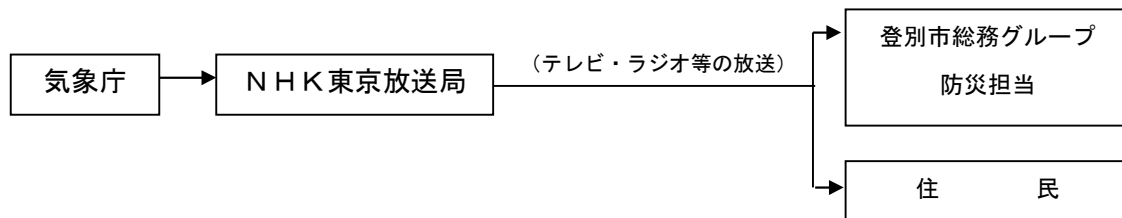
(6) 震央地名



(7) 震度観測地点

地域名称	市町村名	震度観測地点	観測機関
胆振地方中東部	登別市	鉢山町 桜木町	気象庁 防災科学技術研究所

(8) 気象庁が発表する地震動警報の伝達については次のとおりである。



※なお、地震動予報についてはテレビ、ラジオ等の放送は行わない

(9) 気象庁震度階級と現象・被害予想

人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況については、次のとおり。

人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。		
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。		
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が目覚ます。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停車する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものがある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

2 津波情報及び伝達

(1) 津波警報等の種類

ア 大津波警報及び津波警報

該当する津波予報区において、津波による重大な災害のおそれが著しく大きい場合に大津波警報を、津波による重大な災害のおそれがある場合に津波警報を発表する。

イ 津波注意報

該当する予報区において、津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。

ウ 津波予報

津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

(2) 発表基準・解説・発表される津波の高さ等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることはできないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合は、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

ア 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害ととるべき行動
		数値での発表 (予想される津波の高さ区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	(巨大) 木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	(高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。

津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m<予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。
-------	--	----------------------	---------	---

イ 津波予報の発表基準

津波発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っでの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

ウ 津波に関する情報

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)又は「巨大」や「高い」という言葉で発表 ※発表される津波の高さの値は、「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」を参照
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測地から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・ 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・ 最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報を 発表中	1 mを超える	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報を 発表中	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報を 発表中	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・ 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表する。
- ・ 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を公表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)及び「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・ 沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測地については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波(観測値及び沿岸での推定値)の発表内容

津波警報等の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報を 発表中	3 mを超える	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報を 発表中	1 mを超える	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報を 発表中	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

※ 津波情報の留意事項

① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・ 津波到達予想時刻は、津波予報区の中で最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区の中でも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- ・ 津波の高さは、地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局部的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・ 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③ 津波観測に関する情報

- ・ 津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・ 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

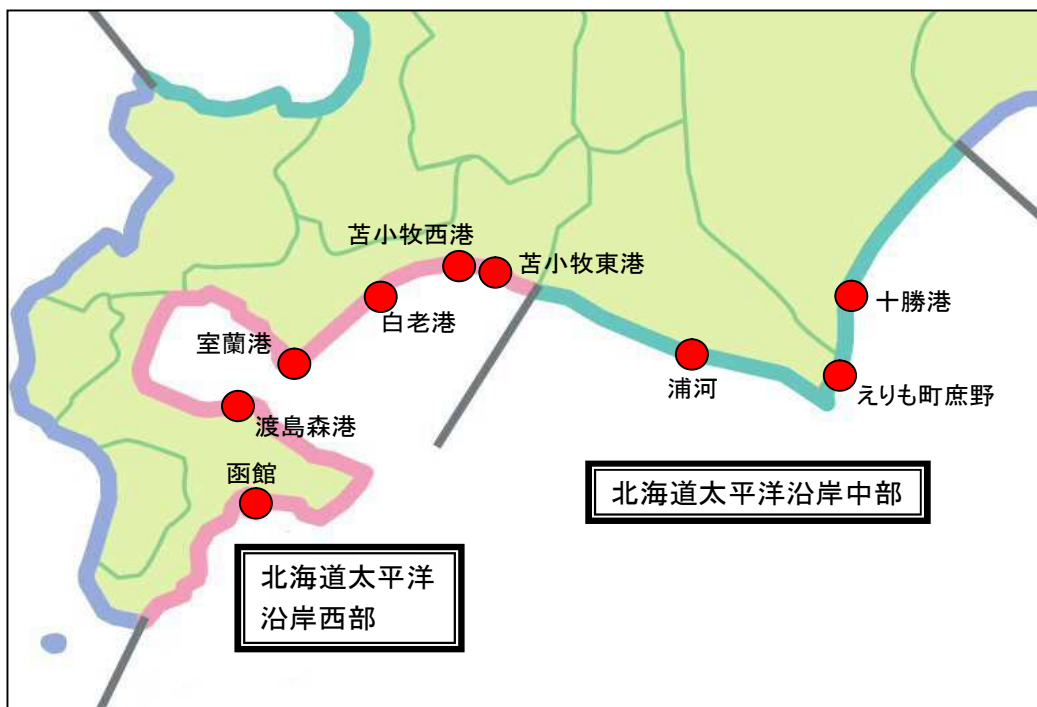
④ 沖合の津波観測に関する情報

- ・ 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- ・ 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(3) 津波予報区

登別の津波予報区域名は北海道太平洋沿岸西部である。

津波予報区域図

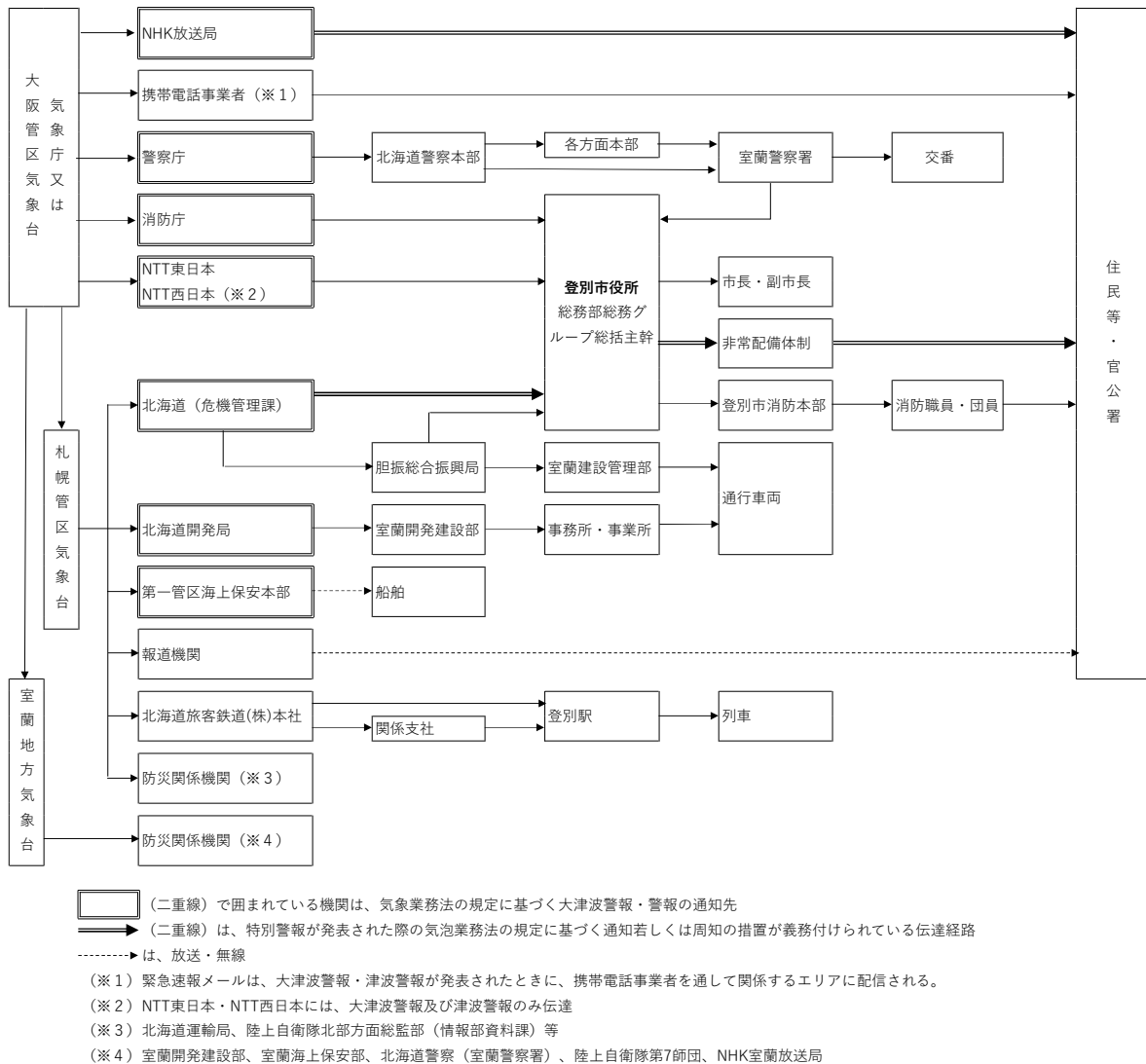


(4) 津波到達予想地点

地域名称	津波到達予想時刻を発表する地点
北海道太平洋沿岸西部	白老港・室蘭港

(5) 住民等への警報、注意報伝達は、次のとおりである。

津波警報等気象予警報伝達系統図



第2節 災害通信計画

地震・津波災害時における災害情報収集・伝達及び被害報告等の通信連絡の方法は、第2編風水害防災計画第1章情報通信計画第2節災害通信計画の規定に準じる。

第3節 災害情報等の収集・伝達計画

地震・津波災害時における災害情報収集・伝達及び被害報告等の報告については、第2編風水害防災計画第1章情報通信計画第3節災害情報等の収集・伝達計画の規定に準じる。

第3章 災害予防計画

第1節 地震に強いまちづくりの推進計画

市及び防災関係機関は、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など構造物、施設等の耐震性を確保するため、地盤状況の把握など地域の特性に配慮し、地震に強い街づくりを推進するための計画は、次のとおりとする。

1 地震に強い都市構造の形成

- (1) 市及び防災関係機関は、道路、公園、河川など骨格的な都市基盤施設の整備、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震化、不燃化、水面、緑地帯の計画的確保など防災に配慮した都市計画や土地利用の誘導により、地震に強い都市構造の形成を図る。
- (2) 市は避難路、緊急輸送道路など、防災上重要な経路を構成する道路について災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて区域を指定して道路占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進に努める。
- (3) 市及び防災関係機関は、ビル、大型店舗、駅など不特定多数の者が利用する都市の施設等の地震発生時における安全性の確保の重要性を考慮し、これらの施設における安全確保対策及び防災時の応急体制の整備を強化する。

2 建築物の安全化

- (1) 市は、耐震改修促進計画に基づき、既存建築物の耐震・耐震改修を促進する施策を積極的に推進する。
- (2) 市は、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所について、非構造部材を含む耐震対策等により、必要となる安全性の確保に努める。
- (3) 市は、防災拠点や学校などの公共施設の耐震診断を行い、その結果を公表するとともに施設の耐震性の向上を図る。
- (4) 防災関係機関及び多数の者が使用する施設、並びに学校（道立及び市立を除く）及び医療機関等の応急対策上重要な施設管理者は、耐震性の確保に努める。
- (5) 市は、住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。
- (6) 市、防災関係機関及び施設管理者は、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策及びブロック塀の倒壊防止、エレベーターにおける閉じ込め防止など総合的な地震安全対策を推進する。
- (7) 市は、文化財保護のための施設・設備の設備等の耐震対策に努める。

3 主要交通の強化

市及び防災関係機関は、主要な鉄道、道路等の基幹的な交通施設等の整備にあたって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。

4 通信機能の強化

市及び防災関係機関は、主要な通信施設等の整備にあたっては、災害対応に必要なネットワークの範囲を検討するとともに、設備の耐震性の確保や必要に応じて、多重化を図るなどして、耐災害性の強化に努めるものとする。

5 ライフライン施設等の機能の確保

- (1) 市、防災関係機関及びライフライン事業者は、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設の代替施設機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。
- (2) 市及び防災関係機関は、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等に努める。
- (3) 市及び防災関係機関においては、自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。

6 復旧対策基地の整備

市は、震災後の復旧拠点基地、救援基地となる都市公園等の整備に努める。

7 液状化対策

市、防災関係機関及び公共施設等の管理者は、施設の設置にあたって、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するよう努める。

8 危険物施設等の安全確保

市及び防災関係機関は、危険物施設等及び火災原因となるボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的な実施等を促進する。

9 災害応急対策等への備え

市及び防災関係機関は、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うために必要な備えを行うこととする。また、市は地震などが発生した場合に備え、災害応急対策活動拠点として、災害対策車両やヘリコプターなどが十分活動できるグラウンド・公園などを確保し、周辺住民の理解を得るなど環境整備に努めることとする。

10 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

市は、道が作成する地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、その整備を重点的・計画的に進めることとする。

第2節 津波災害予防計画

津波の災害により被害の発生が予想され、警戒を必要とする津波災害警戒区域における津波災害の未然防止を推進するための計画は、次のとおりである。

1 基本的な考え方

津波災害対策の検討にあたっては、次の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。

- (1) 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- (2) 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び防波堤等の外郭施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラなどの活用、土地のかさ上げ、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などの警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築規制などを組み合わせるとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じるものとする。

また、比較的頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、防波堤等の外郭施設等の整備を進めるものとする。

2 予防対策

津波の発生を予知し、防御することは極めて困難なことであるが、この予防対策として、市は過去の被害状況や道の「令和3年度津波災害警戒区域図を踏まえて、避難場所や防災行政無線など、住民への多重化された情報伝達手段の整備を図るとともに、住民が安全かつ迅速な避難行動を取れるよう、津波避難計画の策定や防災マップを配布するとともに、津波に関する掲示板等を設置し、防災意識の周知に努めるものとする。

第3節 土砂災害予防計画

地震動に起因する急傾斜地の崩壊等による災害を予防するための計画は、第2編風水害防災計画第2章災害予防計画第5節土砂災害予防計画の規定に準じる。

第4節 消防計画

地震・津波による災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、消防機関がその機能を十分に発揮するため、平常時並びに非常時における消防体制、活動及び消防力の整備等について、大綱を定めるものであり、第2編風水害防災計画第2章災害予防計画第7節消防計画の規定に準じ、その運用等の内容については消防本部が別途定める。

特に、災害対策の拠点となる消防庁舎は、平成24年に道が発表した津波浸水予測図では浸水予測区域内に位置しているため、津波対策の観点から移転する必要がある。

第5節 救援物資等の備蓄、調達計画及び防災資機材等の整備計画

地震・津波の災害時において、食料、飲料水、寝具及び衣料品等の生活必需品など市民の生活を守る救援物資等を迅速に確保し、応急対策活動を円滑に実施するための計画は、第2編風水害防災計画第2章災害予防計画第8節救援物資等の備蓄、調達計画及び防災資機材等の整備計画の規定に準じて、市としての最低限の備蓄及び民間等からの調達体制の整備に努めるものとする。

第6節 避難体制整備計画

地震・津波の災害から住民の生命・身体を保護するため、安全な避難所を確保することが重要である。避難に関する計画は、登別市津波避難計画に定める。

第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等必要な情報を迅速かつ的確に把握し、地震津波から自らを守るため、安全な場所に避難するなどの一連の行動をとるのに支援を要する人々の安全を確保に関する計画は、第2編風水害防災計画第2章災害予防計画第10節避難行動要支援者等の要配慮者に関する対策計画の規定に準じる。

第8節 自主防災組織育成等の計画

大規模な地震・津波発生時においては、公的機関による防災活動のみならず、地域住民及び事業所等による自主的な初動対応が被害の防止、軽減に大きな役割を果たすことから、これらの組織化を図ることが極めて重要である。

このため市は、第2編風水害防災計画第2章災害予防計画第11節自主防災組織育成等の計画の規定に準じて、住民の連帯意識に基づく自主防災組織の結成の促進及び事業所の自衛消防組織の拡大に努めるものとする。

また、その際、女性の参画の推進に努めるものとする。

第9節 防災知識の普及・啓発計画

地震・津波災害は広範囲にわたり、同時に火災、救助・救急事象が発生するとともに、ライフラインや交通網が断絶するなどの複合した被害をもたらす、また、発生時の季節、時間、気象条件等によっても被害の態様が異なってくる。

このため、地震・津波による被害の軽減を図るためには、地震・津波防災に関する正しい知識と行動力を養うことが不可欠であることから、風水害等による災害も含め、防災機関のみならず、住民や事業所等にこのことを十分周知し、防災意識の普及・高揚によって社会全体としての防災能力の向上を図るための計画は、第2編風水害防災計画第2章災害予防計画第12節防災知識の普及・啓発計画の規定に準じるほか、市民や児童・生徒等に対し次に掲げる防災知識の啓発等を追加して実施するものとする。

1 市民に対する防災知識の啓発及び児童・生徒、教職員に対する防災教育の推進

(1) 地震

- ア 建物の耐震診断と改修、家具の固定、外壁やガラス等の飛散・落下防止
- イ 水道、電気、ガス、電話などのライフラインに関する地震災害時の心得
- ウ 適切な避難行動を図るための緊急地震速報利用の心得

(2) 津波

- ア 津波の特性に関する知識
- イ 釣りなど海岸利用時における対処方法

第10節 防災訓練計画

災害応急対策活動の迅速かつ円滑な実施を図るため、各防災機関における防災上の責務の遂行に必要な技術・技能の向上と、住民の防災知識の普及・啓発を図ることを目的とした防災訓練の実施に関する計画は、第2編風水害防災計画第2章災害予防計画第13節防災訓練計画の規定に準じる。

また、次に掲げる事項について周知又は訓練の実施に努める。

1 緊急地震速報を取り入れた訓練の実施

不特定多数の者が利用する集客施設等の管理者等は、それぞれの施設の特性を考慮し、施設利用者の安全確保について最も適切な方法を検討し、既存の訓練計画等に緊急地震速報を盛り込み実施するよう努めるものとする。

2 津波防災訓練の実施

円滑な避難に資するため、年1回を目処に津波避難訓練（総合防災訓練の実施年度は総合防災訓練に含める）を実施する。

実施後は、検討会等を開催し、問題点の検証を行うものとする。

また、関係機関や地域と協議を行いながら、避難行動に支障をきたすと考えられる冬季間の津波避難訓練の実施についても検討する。

津波防災避難訓練を実施する場合は、避難対象地域に所在する学校（児童・生徒等）を含めて訓練を実施するよう努めるものとする。

第11節 業務継続計画

市及び事業者は、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画（BCP）の策定及びその持続的改善に努めるものとする。

1 業務継続計画（BCP）の策定・運用

- (1) 市は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても市の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるために策定した業務継続計画の継続的改善に努めるものとする。
- (2) 事業者は、事業の継続など災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に「非常時に優先度の高い業務」の維持・継続に必要な措置を講じるための業務（事業）継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

2 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

市は、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自動発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図るものとする。

第12節 防災拠点機能の整備に関する計画

市は、災害時における応急措置を迅速にかつ的確に実施するため、的確な避難誘導等の応急対策活動が実施できる防災拠点等の整備については、本計画の定めるところによる。

1 市における防災拠点の整備

大規模災害対策の充実を図るうえで、市民等の避難地又は防災活動の拠点となる場所を確保することは重要なことである。

本市は、市民の安全安心な暮らしを守り市民生活を支え、行政活動を将来に渡り持続的に展開するためには、真に防災の要となり、市民に親しまれる本庁舎を迅速に整備しなければならない認識のもと、平成30年9月に「登別市本庁舎建設基本構想」を、令和2年3月に「登別市本庁舎建設基本計画」をそれぞれ策定した。

しかし、令和2年4月に国が公表した新たな津波浸水想定、さらに令和3年7月に道が公表した詳細な津波浸水想定では、本基本構想において建設予定地としていた現庁舎敷地の浸水深が大きく変更されたのみならず、全市的に津波浸水想定が大きく変更されたことから、津波浸水災害に対する考え方の変更を余儀なくされた。

そのため、本庁舎が災害時の応急対策や初期対応、災害復旧のための拠点施設であることなどを踏まえ、新たに公表された津波浸水想定をもとに、建設場所の再検討を行い、新たに庁舎を建設する場所を津波災害警戒区域外である旧陸上競技場に変更したほか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などの社会情勢の変化に対応するため、令和3年11月に本基本構想を、令和4年3月に本基本計画をそれぞれ改訂し、令和8年度の供用開始に向け、新庁舎の高台移転により、災害時応急対策の拠点となる「防災拠点」の整備に向けた取組みを進める。

(1) 市役所本庁舎

市本部の機能を整備し、災害時における応急活動の指揮・指令等の中枢機能を果たすための備蓄資機材等を整備するとともに、災害時に市民が一時的に避難場所として利用できるスペースの確保について検討する。

また、市役所新庁舎周辺敷地については、日常的に多くの市民に利用される場とすることに加え、災害時には災害支援エリアとしても機能するような場となるよう検討する。

(2) 消防本部庁舎

市役所本庁舎に市本部を設置することが困難な場合、消防本部庁舎に市本部を設置することができるよう、各種情報の収集、処理、伝達、災害応急活動の機能を果たすための設備や資機材等を整備する。

また、消防団の活動拠点や大規模災害時の緊急消防援助隊等をはじめとする国・道等各機関応援職員の受援施設、ヘリコプター離発着場など、消防・防災の活動拠点として整備する。

(3) その他の公共施設等

市は、公共施設等を災害別の指定避難所や指定緊急避難場所に指定した場合は、必要な資機材等の整備に努める。

第4章 災害応急対策計画

第1節 応急活動計画

地震・津波が発生し、大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合の、市本部等の応急活動計画は次のとおりとする。

市本部等の活動内容

組織区分	活動内容
市本部	登別市災害対策本部条例に規定する業務を実施する。
非常配備体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 津波情報の収集及び漁業関係団体への情報伝達を行う。 2 大津波警報の住民伝達及び津波災害警戒区域内の住民に対する避難指示を発令する、又は津波警報の住民伝達及びJR線路から海岸側の住民に対する避難指示を発令する。 3 必要に応じて避難所の開設 4 胆振総合振興局、室蘭警察署、室蘭海上保安部、NHK 室蘭放送局、民間放送局並びにその他の報道機関に対する通報又は報道依頼を行う。 5 各部・班が管理している施設の巡回点検を行い、被害状況を調査する。 6 被害が発生した場合は、本計画に定める必要な応急措置を行うとともに、市民生活に影響がある場合はその対策を実施する。 7 市民から被害の通報があった場合には、調査のうえ、必要な応急措置又は対策を実施する。
警戒体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 津波情報の収集及び漁業関係団体への情報伝達を行う。 2 津波注意報の住民伝達及び沿岸の釣人等に対する避難指示を発令する。 3 胆振総合振興局、室蘭警察署、室蘭海上保安部、NHK 室蘭放送局、民間放送局並びにその他の報道機関に対する通報又は報道依頼 4 各部、班が管理している施設の点検を実施し、被害状況を調査する。 5 被害の発生が予想されるので、本計画に定める必要な応急措置を行うとともに、市民生活に影響がある場合はその対策を実施する。 6 市民から被害の通報があった場合には、調査のうえ、必要な応急措置または対策を実施する。

第2節 職員動員計画

地震が発生した場合や津波に関する特別警報、警報、注意報が発表された場合に、災害応急対策を迅速、かつ的確に実施するための職員の動員計画は、第1編総則・防災組織第3章防災組織第3節非常配備体制5職員の動員計画の規定による。

第3節 広報・広聴計画

地震・津波災害時には、被災地住民をはじめ市民に対し、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図り、適切な判断による行動が取れるようにするとともに、広聴活動を展開し、被災住民の動向と要望事項の把握に努めるものとする。

1 広報事項

(1) 地震発生直後の広報

- ア 津波に関する特別警報、警報、注意報
- イ 高齢者等避難、避難指示、緊急指定避難場所、指定避難所等の避難情報
- ウ 出火防止及び初期消火の呼びかけ
- エ 地震時の一般注意事項
- オ 余震情報
- カ 市の実施している応急対策の内容
- キ その他被害の防止のための必要な事項

(2) その後の広報

- ア 火災等の災害状況及び被災状況
- イ 給食、給水実施状況（供給日時、場所、量、対象者等）
- ウ 衣料、生活必需品等供給状況（供給日時、場所、種類、量、対象者等）
- エ 医療救護所の開設状況
- オ 交通通信状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込み日時、通信途絶区域等）
- カ 道路、橋梁、河川等土木施設状況（被害状況、復旧状況等）
- キ 電気、上下水道、ガス等公益事業施設状況（被害状況、復旧状況、営業状況、注意事項等）
- ク 安否状況
- ケ 市の一般平常業務の再開状況
- コ ボランティアの受け入れ状況
- サ 住民の心得等民生の安定及び社会秩序保持のため必要な情報

2 広報活動の方法

市は、あらゆる広報媒体を活用し、必要に応じて他の団体等の応援を求めて広報活動を実施する。

特に、避難行動要支援者に対する情報伝達には配慮するものとする。

(1) 地震関連情報の広報

ア 広報車の利用

車両の通行が困難な場合も想定されるが、災害状況または道路の復旧状況に応じて、必要な地域へ消防車や広報車等を出動させ防災関連情報等の広報を実施する。

イ 町内会や自主防災組織等の連絡網の利用

町内会や自主防災組織、民生委員・児童委員等の連絡網を活用して防災関連情報等の広報を実施する。

ウ 放送による広報

市民に対する周知のため、テレビ・ラジオによる放送を要請する。

エ 報道機関への発表

報道機関に対しては、災害の状況が把握され次第発表するとともに、引き続き災害に関する各種情報を定期的または必要に応じて発表する。

オ 印刷物等の配付

必要に応じて広報のぼりべつの臨時号を発行するほか、印刷物等を作成して被災現地において配付、または避難所、駅、郵便局、バス停等に掲示する。

カ ICT機器による広報

登録制メールや緊急速報メール、インターネットや携帯電話等のICT機器を活用して、防災関連情報の広報を実施する。

このほか、北海道防災情報システムのメールサービスやLアラート（災害情報共有システム）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を活用することにより、効果的な情報提供を実施する。

キ 防災行政無線（同報系）による広報

市内に設置されている防災行政無線（同報系）を活用して、防災関連情報の住民伝達を図る。

(2) 津波関連情報の広報

地震関連情報の広報活動に準ずるものとするが、広報車等による巡回広報については、危険な現場での活動となることから、原則実施せず、防災行政無線等で実施する。

3 一般住民、被災者からの広聴活動

市は、被災者の不安を解消するため要望を把握し、災害の状況が鎮静化し始めた段階において、速やかに広聴体制の確立を図り防災関係機関、行政機関、公共機関及び弁護士、司法書士、土地家屋調査士、建築士等の専門家の協力を得て、広聴活動を実施するものとする。実施方法は第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第3節広報・広聴計画4一般住民、被災者からの広聴活動に準じる。

第4節 避難対策計画

地震・津波災害時において、浸水、建物の倒壊、火災、がけ崩れ等の切迫した危険から住民の安全を守るための避難対策計画は、次に定めるほか、第2編風水害防災計画第2章市街予防計画第9節避難体制整備計画による。

1 避難指示等の発令者

地震の発生に伴う火災、がけ崩れ、津波等の災害による、人命、身体の保護または災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第4節避難対策計画1避難の勧告指示等の発令者の規定に準じ、市長等が発令する。

なお、地震発生時に市長と連絡が取れない場合は、避難指示等の発令の権限を副市長または市総務部長に委任する。

2 避難指示等の基準

避難のための立ち退きの指示の発令基準は、原則として次のような場合とする。

(1) 避難指示

ア 報道機関の放送等により大津波警報、津波警報、又は津波注意報の発表を認知した場合及び法令の規定により通知を受けた場合。

イ 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は長時間ゆっくりとした揺れを感じて、かつ市長が避難指示の必要を認める場合。

ウ 被害が発生するおそれがあり、市長が避難指示の必要を認める場合。

エ 法令の規定により、自ら災害に関する警報を行った場合。

3 高齢者等避難の基準

避難行動要支援者等の避難行動に時間を要する者の事前避難のための高齢者等避難の発令基準は、原則として遠地地震による津波により、被害が発生するおそれがあり、市長が避難準備の必要を認める場合。

なお、避難行動要支援者の避難に対しては、消防、警察等の関係機関及び自主防災組織、町内会、民生委員等の協力を得るものとする。

4 避難指示、又は高齢者等避難の伝達方法等

市長は、避難指示等が発令したときは、次の方法により伝達し、住民に対する周知徹底を図るものとする。

(1) 伝達方法

前節広報・広聴計画2広報活動の方法の規定による。

(2) 伝達内容、知事への報告等

住民への伝達内容、避難情報の発令の知事への報告、解除報告については、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第4節避難対策計画4避難指示、又は高齢者等避難の伝達方法等(2)伝達内容の規定による。

なお、市長は大津波警報、津波警報、又は津波注意報が発表された場合、又は海面監視により異常現象を発見した場合、必要に応じて海浜等にいる者、海岸付近の住民等に対して、直ちに待避し、安全な場所に避難するよう指示する。

5 避難の方法

住民の避難は、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第4節避難対策計画5避難の方法に準じて実施する。

6 福祉施設、病院、学校等の措置

- (1) 福祉施設、病院、診療所、幼稚園、学校その他不特定多数の者が出入りする施設の設置者、管理者及びその職員・従業員等は入所者、入院・通院患者、児童・生徒及び入場者等の安全な避難について、避難確保計画等を定め、日ごろからの避難訓練等を通じて万全の措置を講じなければならない。

特に、保育所、幼稚園及び小学校については、保護者との間で、災害発生時における児童・生徒等の保護者への引き渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう努める。

また、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育所、幼稚園等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

- (2) 福祉収容施設及び病院・診療所は、休日・夜間に地震が発生した場合における、職員の非常招集体制を確立しておくとともに、入所者、入院患者等の移送に際して必要な場合は、消防機関及び地域の住民に対して、支援を要請するものとする。

市は支援の要請があったときは知事（胆振総合振興局長）及び他の防災関係機関並びに地域住民等に対して応援の要請を行うものとする。

7 避難所の指定

避難所は原則として、住民が指定緊急避難場所（高台避難場所）等へ避難した後、安全が確認できた指定避難所を開設し、避難者を収容する。

8 避難所の開設及び運営

- (1) 開設

避難所の開設は、市本部等の指示により原則として市担当職員、又は施設管理者が行う。

- (2) 運営

避難所の運営は、町会や自主防災組織など関係機関の協力のもと、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第4節避難対策計画7 避難所の開設及び運営に準じて、市が適切に実施する。

9 避難路の安全確保

住民等の避難にあたっては、市職員、警察官、その他避難措置の実施者は、避難路、避難場所、避難所の安全確保のため支障となるものの排除を行うものとする。

第5節 救助救出計画

地震・津波災害によって生命、身体が危険な状態になった者の救助救出に関する計画は、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第5節救助救出計画の規定に準じる。

第6節 食料供給計画

地震・津波災害時における被災者及び災害応急作業従事者等に対する食料の供給に関する計画は、第2編風水害防災計画第4章災害応急対策計画第6節食料供給計画の規定に準じる。

第7節 衣料・生活必需品等物資供給計画

地震・津波災害時における被災者に対する寝具、衣料及び生活必需物資の給与または貸与の計画は、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第7節衣料・生活必需品等物資供給計画の規定に準じる。

第8節 石油類燃料供給計画

地震・津波災害時における石油類燃料（LPGを含む）の供給についての計画は、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第8節石油類供給計画の規定に準じる。

第9節 給水計画

地震・津波災害により、水道施設が著しく損傷し、住民に対する飲料水の供給が困難になった場合は、最小限の飲料水を供給するための応急給水計画とあわせ、応急復旧作業を効率よく推進するため、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第9節給水計画の規定に準じて、水道機能の早期普及を図るものとする。

第10節 下水道施設対策計画

地震・津波災害により、下水道施設が著しく損傷し、排水機能の支障及び二次災害のおそれのある場合は、応急復旧作業を効率よく推進するため、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第10節下水道施設対策計画の規定に準じて、下水道機能の早期復旧を図るものとする。

第11節 医療救護計画

地震・津波災害が発生したときにおける、医療（助産を含む）及び歯科医療の実施に関する計画は、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第11節医療救護計画の規定に準じる。

第12節 防疫計画

地震・津波災害が発生したときの、被災地の防疫対策に関する計画は、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第12節防疫計画の規定に準じる。

第13節 廃棄物等処理及び清掃計画

地震・津波災害時の廃棄物の収集・運搬処理及び被災地域のし尿応急処理に関する計画は、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第13節廃棄物等処理及び清掃計画の規定に準じる。

第14節 家庭動物対策計画

地震・津波災害が発生したときの、被災地の家庭動物の取扱に関する計画は、第2編風水害防災計画第4章災害応急対策計画第14節家庭動物対策計画の規定に準じる。

第15節 交通対策計画

地震災害発生時に、交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を円滑に行うための計画は、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第15節交通対策計画の規定に準じるほか、津波災害が発生した場合には次の対策を追加して実施する。

1 緊急輸送道路ネットワーク計画の推進

緊急輸送道路は、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路であり、耐震性を有し、地震時にネットワークとして機能することが重要である。

このため市は、北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会が作成する「緊急輸送道路ネットワーク計画」に基づき、その整備を重点的・計画的に推進することとする（地震時に通行を確保すべき道路は資料編に掲載）。

第16節 災害警備計画

地震・津波災害が発生したときにおける、住民の生命、身体及び財産を保護し、地域の安全と秩序を維持するために必要な警戒、警備の実施に関する計画は、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第16節災害警備計画の規定に準じる。

第17節 輸送計画

地震・津波災害が発生した場合における、被災者の避難、傷病者の収容及び隔離、災害応急対策要員の移送、応急対策用資機材及び救助物資等の輸送の実施に関する計画は、第2編風水害防災計画第4章災害応急対策計画第17節輸送計画の規定に準じる。

第18節 障害物除去計画

地震・津波災害の発生時に、道路附帯設備をはじめ、電柱、家屋、擁壁等が被害を受け、道路上に倒れる等により、応急物資の輸送、人員の輸送または住民の避難に大きな障害になる場合において、これらの障害物を除去し、各種の緊急輸送または住民の安全避難の円滑化を図ることに関する計画は、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第18節障害物除去計画の規定に準じる。

第19節 行方不明者の搜索及び遺体の処理・埋葬計画

地震・津波災害の発生により、行方不明の状態にある者の搜索、遺体の処理及び埋葬の実施に関する計画は、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第19節行方不明者の搜索及び遺体の処理・埋葬計画の規定に準じる。

第20節 文教対策計画

地震・津波が発生した場合の、公立学校の児童・生徒、教職員の安全確保対策等、応急教育の実施並びに社会教育施設、史跡・文化財の事前措置及び応急対策については、次に定めるところによる。

1 学校教育の事前措置

(1) 危機管理マニュアルの策定

公立学校長は、地震・津波の災害発生に備え、当該学校の立地条件等を考慮し、おおむね次の予防対策及び応急対策を盛り込んだ危機管理マニュアルを策定するものとする。

また、私立学校長においても、これに準じた危機管理マニュアルを作成するように努めるものとする。

学校防災計画の概要

区分	項目	内容
予防対策	学校防災組織の編成	地震・津波発生時の応急措置に対応した、教職員の役割分担
	施設・設備の点検整備	学校の消火設備、放送設備、防火扉の点検、敷地内危険箇所の調査を定期的実施し、要補修箇所等の措置
	医薬品の点検	保健室の医薬品の点検と不足または配置期限切れ等に伴う補充措置
	児童・生徒名簿の整備	地区別の児童・生徒名簿、部活動名簿等を作成し、常に人員把握ができる体制
	教職員の緊急出動体制	夜間・休日等の勤務時間外の緊急出動基準、及び非常招集連絡網の整備
	家族との連絡・引き渡し方法	教職員と保護者双方で地震・津波災害発生時の緊急連絡先・引き渡し方法の確認
	防災教育、避難訓練	児童・生徒の学年に対応した防災教育及び避難訓練の実施計画

(2) 教育委員会の措置

ア 学校長が策定する危機管理マニュアルに対する指導・助言

- イ 地震発生時及び津波予警報発表時の学校への伝達及び指示体制の確立
- ウ 教職員に対する防災知識の普及対策の実施
- エ 学校と共同で学校施設、通学路等の安全確認調査の実施
- オ 学校の常設消火設備、階段、防火扉、非常口等安全設備の定期点検の実施

2 学校教育の応急措置

(1) 教育委員会

ア 大津波警報・津波警報が発表された場合

学校の児童・生徒が在校時間中に大津波警報・津波警報が発表され、情報を入手したときは、直ちにこの情報を電話、FAX等により小・中学校長に伝達するとともに、警報・注意報解除まで児童・生徒へ海岸線に近づかないよう必要な指示を行うものとする。

イ 地震が発生した場合

(ア) 被害情報の収集

a 学校の勤務時間中

地震が収まった後、速やかに学校長に対して児童・生徒、教職員の被害状況及び建物、設備の被害状況等の報告を求めるものとする。なお、電話回線の不通等で連絡がとれないときは、職員を派遣して調査するものとする。

b 夜間・休校日

地震の規模に応じ、学校長、教職員及び教育委員会担当職員が非常参集のうえ被害情報を調査、収集するものとする。

(イ) 応急措置の実施

学校の被害の程度に応じて各学校長と協議し、臨時休校または児童・生徒の下校対策等、必要な応急措置を実施するものとする。

(2) 学校

学校長は、児童生徒の安全確保を最優先に行うとともに、危機管理マニュアルに定めるところにより、必要な応急措置を実施するものとする。

ア 授業時間中

(ア) 地震の規模及び状況に応じ、児童・生徒の安全を確保し、火災発生、校舎が損壊した場合等必要に応じてグラウンド等へ避難させる。

(イ) 使用中の火気及び実験薬品類を始末するとともに、火災が発生したときは直ちに119番通報を行うとともに、初期消火に努める。

(ウ) 地震が収まった後、速やかに児童・生徒及び教職員の安全確認を行うとともに、負傷者がいる場合は応急手当を行い、必要に応じて医療機関への移送を図るものとする。

(エ) 人的被害及び校舎・設備等の被害状況を調査し、速やかに教育委員会に報告する。

(オ) 被害の状況により授業の打ち切りを決定したときは、直ちに教育委員会に報告するとともに、児童・生徒の下校措置については、地域の被害状況等を調査・勘案し、保護者への引き渡し、または地域ごとに教職員が引率する集団下校措置をとる等、適切に判断するものとする。

また、保護者への引き渡し方法については保護者に対し事前に周知を図っていくものとする。

(カ) 学校長は、地震、大津波警報・津波警報の情報を収集するとともに、津波への対応を危機管理マニュアルへ記載している学校については、速やかに緊急対応（高所へ避難等）を行うものとする。

イ 放課後

部活動等で居残っている児童・生徒の安全確認を行い、授業時間中の応急措置に準じた対応を実施するものとする。

ウ 登下校時

登下校中に大きな地震が発生した場合の対応については、危機管理マニュアルに基づき、防災教育・防災訓練等を通じて事前に児童・生徒への指導を行うものとする。

エ 夜間又は休校日

危機管理マニュアルの教職員緊急出動基準に基づき出勤し、建物、設備の被害調査を行うとともに、被害の状況に応じ翌日以降の授業体制について教育委員会と協議のうえ、必要な措置及び保護者等への連絡を実施するものとする。

3 応急教育の実施

教育委員会及び学校長は、被害の規模に対応した計画により、できるだけ早く授業の再開に努めるものとする。応急教育の実施方法は、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第20節文教対策計画2 応急教育の実施の規定に準じるほか、次に定めるところによる。

(1) 教職員の確保

ア 教職員の臨時配置

教育委員会は、被害を受けた学校の応急措置が必要な場合において、当該学校の教職員だけでは不足すると認めるとき、または学校長から要請があったときは、市内の学校の教職員を臨時に配置するものとする。

イ 補充教職員の確保

教育委員会は、市内の学校の教職員が負傷等により、応急対策及び応急教育の実施に支障があるときは、胆振教育局に申請して補充教職員の確保を図るものとする。

4 学校給食等の措置

(1) 給食施設設備が被災したときは、できる限り給食の継続が図られるよう応急措置を講ずるものとする。

(2) 給食用物資が被災したときは、米穀、小麦、粉ミルク及び牛乳について、関係機関と連絡のうえ、直ちに緊急配送を行うものとし、その他の物資については応急調達に努めるものとする。

(3) 衛生管理には特に留意し、食中毒などの事故防止に努めるものとする。

5 衛生管理対策

学校が避難所として使用される場合は、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第20節文教計画4 衛生管理対策の規定に準じる。

6 社会教育施設の応急措置

社会教育施設の勤務職員は、開館中に地震が発生したときは、人命の安全確保及び施設・設備等の保全を図るとともに、必要な応急対策を実施し、被害の軽減に努めるものとする。

主な留意事項は次のとおりとする。

(1) 利用者の安全確保

地震発生直後は、施設への入館者及び利用者等の安全確保を第一として避難誘導に努めること。

(2) 負傷者等の確認

入館者、利用者及び勤務職員の負傷の有無を確認し、負傷者がいる場合は応急手当を行い、必要に応じて医療機関への移送を図ること。

(3) 情報の収集

ラジオ、テレビ等報道機関の地震・津波情報を収集するとともに、教育委員会との緊密な連絡を図り最新情報の把握に努めること。

(4) 被害状況の調査・報告

速やかに人的被害及び施設・設備被害を調査し、教育委員会に報告するとともに必要な指示を受けること。

(5) 避難所となった場合の措置

施設が避難所となった場合は、市担当部局職員、地域の町内会等及び避難者と連携して、避難所の管理・運営に協力するものとする。

7 史跡・文化財の応急対策

史跡及び文化財の管理者は、地震発生後速やかに史跡及び文化財等の被害調査を実施し、教育委員会に報告するとともに、復旧計画等必要な対策を実施するものとする。

第21節 労務供給計画

地震・津波災害が発生したときにおける、市及び関係機関の応急対策に必要な労務者の確保に関する計画は、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第21節労務供給計画の規定に準じる。

第22節 住宅対策計画

地震・津波災害の発生により住宅を失い、または破損のため居住できなくなった世帯に対する住宅対策に関する計画は、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第22節住宅対策計画の規定に準じる。

第23節 被災建築物安全対策計画

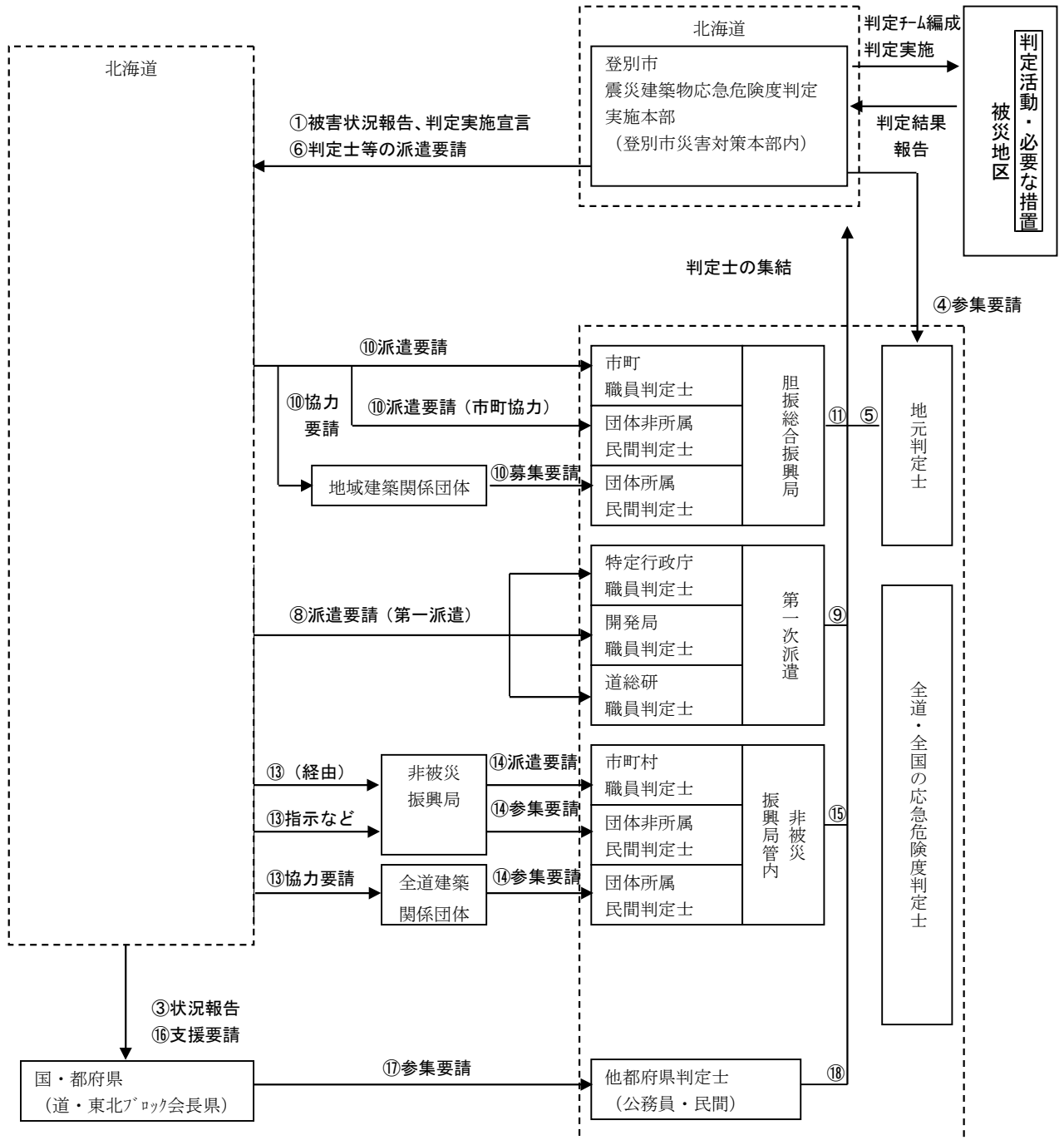
被災建築物による二次災害を防止するため、地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定の実施に関する計画を次のとおり定める。

1 応急危険度判定の活動体制

市は、北海道震災建築物応急危険度判定要綱に基づき、建築関係団体の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定を実施する（北海道震災建築物応急危険度判定要綱は資料編に掲載）。

判定活動の体制は、次のとおりとする。

判定活動の体制



2 応急危険度判定の基本的事項

(1) 判定対象建築物

原則として、すべての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

(2) 判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。

(3) 判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の3区分で判定を行い、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入り口等の見やすい場所に貼付する。

なお、3段階の判定の内容については、次のとおりである。

ア 危険（赤）

建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。

イ 要注意（黄）

建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。

ウ 調査済（緑）

建築物の損傷が少ない場合である。

(4) 判定の効力

行政機関による情報の提供である。

(5) 判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であること、また、余震などで被害が進んだ場合、あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

3 石綿飛散防止対策

被災建築物からの石綿の飛散による二次被害を防止するため、市と道は連携し、関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第3版）」（環境省）に基づき、建築物等の所有者等に対する助言・指導等を実施する。

4 被災宅地安全対策

市本部が設置されることとなる規模の地震・津波等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害を軽減、防止し住民の安全を図るために必要な事項については、道計画に基づき実施する。

第24節 ライフライン施設応急対策計画

地震・津波災害が発生したときにおける、電気施設、通信施設及び都市ガス施設の各事業者による、市民生活の利便・安全を確保し公共・公益機関としての機能を維持・回復するための

計画は、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第23節ライフライン施設応急対策計画の規定に準じる。

第25節 広域応援要請計画

市及び消防本部は、大規模な地震・津波災害が発生したときにおいて、災害応急対策を円滑に実施するため必要があるときは、協定等に基づき、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第24節広域応援要請計画の規定に準じて、北海道及び他都市の応援を要請するものとする。

第26節 自衛隊災害派遣要請計画

地震・津波災害が発生したときにおける、自衛隊派遣要請に関する計画は、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第25節自衛隊災害派遣要請計画の規定に準じる。

第27節 災害ボランティアとの連携計画

大規模な地震・津波災害が発生したときにおいては、行政機関、消防機関、警察、自衛隊、自主防災組織、ボランティア等が連携し、総合的な防災力を結集して対処しなければならない。

不特定多数のボランティアによる効率的、効果的な活動を支援するための、受入体制、活動の調整、事前の登録・育成等の連携強化に関する計画は、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第26節災害ボランティアとの連携計画の規定に準じる。

第28節 災害救助法適用計画

地震・津波災害に際して救助法を適用し、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図るための計画は、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第27節災害救助法適用計画の規定に準じる。

第29節 義援金、義援品募集・配分計画

大規模な地震・津波災害による被災者に対し、全国から寄せられる義援金、義援品について、その受け入れ体制並びに配分方法等を定め、確実、公平、迅速に被災者に配分するための計画は、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第28節義援金、義援品募集・配分計画の規定に準じる。

第5章 災害復旧計画

地震・津波からの災害復旧にあたり、災害の発生を防止するため、被害の程度を十分検討し、早期復旧を目標にその実施を図るための計画は、第2編風水害防災計画第4章災害復旧・被災者援護計画の規定に準じる。

第6章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第1節 総則

1 推進計画の目的

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第5条第2項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上、緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上、重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1編総則・防災組織第1章総則第5節防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱の規定に準じる。

3 想定される日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の特性

日本海溝・千島海溝周辺では、これまでモーメントマグニチュード（Mw）7～9のさまざまな地震が発生しており、2011年の東北地方太平洋沖地震や1896年の明治三陸地震、869年の貞観地震など、巨大津波を伴う地震が繰り返し発生しています。

また、津波堆積物の資料から過去の最大クラスの津波の間隔は約3～4百年であることから、17世紀の津波からの経過時間を考えると、最大クラスの津波の発生が切迫している状況にあると考えられ、令和3年7月に北海道が公表した太平洋岸の浸水想定によると、本市において想定される地震動は震度5弱、想定される津波は海岸線における最大津波高12m、最短津波到達予測時間39分とされている。

本地震の特性としては、①巨大な津波による膨大な死者数の発生や建築物、ライフライン・インフラなどの甚大な被害が北海道から千葉県までの広域にわたり発生すること、②冬季に発生した場合は、積雪や凍結等による避難の遅れや低体温症のリスク等の積雪寒冷地特有の課題が生じること、③都市間の距離が長いことによる応援体制の脆弱性等により北海道・東北沿岸地特有の地理的条件に対応が必要となることなどがある。

第2節 地震防災上、緊急に整備すべき施設等に関する事項

地震防災上、緊急に整備すべき施設等の整備は、道が作成した日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震減災計画（令和5年2月）で示された減災目標「想定される死者数を2031年度までの10年間で8割減少させる」の達成を目指し、想定される地震の規模や津波災害警戒区域の浸水範囲（基準水位）、防災の拠点となる公共施設やインフラ等の耐震性、避難場所及び避難経路等

の現状をふまえ、その必要性及び緊急性に従い推進する。

1 建築物、構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化

地震及び津波に対する建築物、構造物等の安全性を高めることにより、地震及び津波発生時の被害の防止・軽減を図るとともに、災害対策の円滑な実施及び地域住民等の安全な避難を確保するため、防災活動拠点となる主要建築物や指定避難所等の耐震化・不燃化・耐浪化を推進する。

2 土砂災害防止施設

地震に起因する急傾斜地の崩壊等の防止については、第2編風水害防災計画第2章災害予防計画第5節土砂災害予防計画により、土砂災害防止施設の整備を推進する。

3 避難場所

最大規模の津波に対応できる避難場所として、指定緊急避難場所（高台避難場所、津波避難ビル）の適切な指定を行う。

また、規模・形態に応じた施設・設備等の整備を推進するとともに、寒冷地対策として必要な資機材等の備蓄についても考慮する。

4 避難経路

避難経路となる道路等の安全を確保するため、十分な幅員の確保と積雪・凍結等に配慮した避難経路の整備を推進する。

5 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

市は、避難誘導及び救助活動のための拠点施設、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上、緊急に整備すべき消防用施設（令和4年総務省告示第200号）の整備を推進する。

6 緊急輸送を確保するために必要な道路、漁港

広域的及び地域的な防災体制を確立するため、被災時の代替機能も考慮しながら道路等の計画的な整備を推進する。

7 通信施設

市及びその他防災関係機関は、第3編地震・津波防災計画第2章災害通信計画第2節災害通信計画により、地震防災応急対策を実施するために必要な防災行政無線等の通信施設及び設備の整備を推進する。

8 緩衝地帯として設置する緑地、広場、その他公共空地

老朽住宅密集市街地における延焼防止等の緩衝地帯として必要な公園、緑地、広場その他の公共空地の整備を推進する。

9 その他の事業

その他地震防災上、緊急に整備すべきと認められる施設等の整備を推進する。

10 整備計画の策定にあたって留意すべき事項

- (1) 具体的な目標及び達成期間を定めた計画とする。
- (2) 施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮する。
- (3) 積雪寒冷地特有の課題や沿岸地特有の地理的条件について配慮する。

11 避難施設等の整備事業

津波避難のために必要な施設等整備事業は、次のとおりとし、逐次修正するものとする。

整備事業の区域	事業の種類	箇所数	計画時期
鷺別・美園・若草・新生地区	避難施設の整備事業	1	令和7～10年度
鷺別・美園・若草・新生地区	避難経路の整備事業	1	令和6～10年度
富岸・青葉地区	避難施設の整備事業	1	令和7～10年度
富岸・青葉地区	避難経路の整備事業	1	令和6～7年度
中央地区	避難施設の整備事業	1	令和6～8年度
中央地区	避難経路の整備事業	1	令和6～7年度
中央地区	備蓄倉庫の整備事業	1	令和7～8年度

第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

1 津波からの防護

市又は堤防、水門等の管理者は、次のとおり各種整備等を行うものとする。

- (1) 河川、海岸及び漁港の管理者は、工事中に海溝型地震が発生した場合は直ちに、工事の中断等の措置を講ずるものとする。

その際、次の観点から、操作員の安全の確保に配慮する。

 - ア 強い揺れを感じたとき、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、揺れを感じなくても津波警報等が発表されたときのいずれにおいても、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難することを原則とすること。
 - イ 津波に関する情報を把握し津波到達までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保した上で、必要な安全確保対策を実施すること。
- (2) 樋門、樋管の点検、整備、操作等については、市は道から委託された樋門、樋管操作等の業務に基づき、樋門・樋管委託契約委託業務処理要領により実施するものとする。

2 津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報や避難情報の伝達等に係る関係者の連絡体制及び災害情報等の収集体制は次のとおりとする。

- (1) 市本部内及び関係機関相互の伝達体制

第1編総則・防災組織第3章防災組織第3節非常配備体制、第3編地震・津波防災計画第2章災害通信計画第1節地震・津波情報等の伝達計画の規定によるもののほか、「市津

波避難計画」(第3章 初動体制)の規定による。

(2) 防災関係機関、地域住民等に対する伝達体制

第3編地震・津波防災計画第2章災害通信計画第1節地震・津波情報等の伝達計画の規

定によるもののほか、「市津波避難計画」(第4章 避難指示等の発令)の規定による。

なお、情報伝達にあたっては次のことに留意する。

ア 津波に関する情報が地域住民、各種団体及び観光客等並びに防災関係機関に対し、正確かつ広範に伝達されること。また、外国人や聴覚障がい者、視覚障がい者等の避難行動要支援者にも的確に伝わること等に配慮する。

イ 地域住民等に対し津波警報等や避難指示等を伝達する場合は、積雪寒冷地特有の課題や地理的条件をふまえつつ、地域住民等が具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮する。

ウ 通常使用している情報伝達網が地震動等の影響により寸断される可能性や住宅の高気密化等を考慮し、平常時から通信・連絡手段の多重化に努める。

(3) 避難指示の発令基準

第3編地震・津波防災計画第3章災害応急対策計画第4節避難対策計画の規定によるもののほか、「市津波避難計画」(第4章 避難指示等の発令)及び「避難情報の発令判断・伝達マニュアル」の規定による。

(4) 漁船等に対する伝達体制

津波に関する情報は、室蘭海上保安部及び漁業協同組合等により、漁船等に対し正確かつ広範に伝達することとし、伝達する際には、予想される津波の高さ、到達時間等をふまえ、漁船等の固定、港外退避等のとるべき措置を併せて示すことに配慮する。

(5) 管轄区域内の被害状況の情報収集体制

第3編地震・津波防災計画第2章災害通信計画第3節災害情報等の収集・伝達計画の規定による。

(6) 防災行政無線の整備等

災害時において適切に利用できるよう防災行政無線やJアラート受信機等の定期点検などの維持管理を確実に実施するとともに、迅速に正確な情報配信が可能な市防災メールや市防災ツイッター等の登録者を増やすなど、情報配信の多重化に努める。

3 地域住民等の避難行動等

市は、「市津波避難計画」を基本に、定期的に防災施設の整備状況や避難方法等の検証を行い、避難対象区域内の住民等が津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう取り組むこととする。

(1) 避難対象地域

避難対象区域は、津波防災地域づくり法に基づく津波災害警戒区域(日本海溝・千島海溝沿い巨大地震に伴う最大クラスの津波の浸水範囲)を基本とし、「市津波避難計画」(第2章1 避難対象地域)のとおりとする。

また、積雪や凍結等による避難開始時刻の遅れや避難速度の低下を考慮し、定期的に避

難訓練を行い適切な避難対象地域の検討を行う。

(2) 避難方法

避難方法は、「市津波避難計画」(第2章6 避難方法)を基本とし、原則として徒歩により各避難対象区域からそれぞれの避難経路を通して各高台避難場所に避難する。高台避

難場所に避難することが困難な場合は津波避難ビルに避難する。

また、避難場所、避難経路等の整備状況や避難訓練の実施結果をふまえ、積雪や凍結等による避難開始の遅れや避難速度の低下を考慮した上で避難方法等の見直しを行う。

ア 避難場所

避難場所は、「市津波避難計画」(第2章2(2) 高台避難場所一覧)のとおりとし、次の事項に配慮して避難場所の整備を推進する。

- (ア) 避難時の低体温症のリスクをふまえ、避難場所での防寒対策に必要な物資(乾いた衣類、防寒具、暖房器具、発熱剤入り非常食等)の備蓄に努める。
- (イ) 高台への避難に相当な時間を要する地域においては、積極的に堅牢かつ避難場所として利用可能な高さを有する建築物を津波避難ビルとして指定し、緊急避難場所の増設を推進する。

イ 避難経路

避難経路は、「市津波避難計画」(第2章5 避難路・避難経路)を基本に、次の事項に留意し施設の整備や経路の見直しに取り組むこととする。

- (ア) 市は、避難経路の除雪・防雪・凍結防止のために必要な措置を講ずるものとする。
- (イ) 避難場所から防寒機能を備えた避難所等への二次避難経路について検討する。
- (ウ) 人口の少ない平野部等では、災害による道路寸断、渋滞、交通事故等の可能性が低いことを前提に、自動車による避難について検討する。

(3) 避難経路の除雪・防雪・凍結防止対策

市は、避難経路の除雪に努めるとともに、必要に応じて屋根及び壁の設置について検討する。

(4) 住民等の備え

避難対象区域内の住民等は、避難場所、避難経路、避難方法、家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、津波が襲来した場合の備えに万全を期するよう努めるものとする。

(5) 避難行動要支援者の避難支援等

市は、第3編地震・津波防災計画第3章災害応急対策計画第7節避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画の規定するもののほか、「市津波避難計画」(第2章6 避難方法)を基本とし、他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。

ア 市は、あらかじめ在宅の高齢者、障がい者、乳幼児、病人、妊産婦等の避難にあたり他人の介護を要する要配慮者の人数及び介護者の有無等の把握に努める。

イ 津波の発生のおそれにより、市長より避難指示が発せられたときは、アに掲げる者の避難施設までの介護及び搬送は、原則として本人の親族又は居住地を管轄する自主防災組織等が個別避難計画に基づき避難を支援する。この際の避難支援については、支援等

を行う者の自らの命を優先するものとする。

ウ 地震が発生した場合、市はアに掲げる者を収容する施設のうち、自ら管理する者について、収容者に対し必要な救護を行うものとする。

(6) 外国人、出張者及び旅行者等の避難誘導等

市は、あらかじめ関係事業者と協議して、外国人、出張者等に対する避難誘導等の対応について定めるよう努める。

4 避難場所及び避難所の運営・安全確保

市は、避難場所及び避難所の運営・安全確保に次のとおり取り組むこととする。

(1) 避難後の救護の内容

ア 市が避難所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。

(ア) 収容施設への収容

(イ) 飲料水、主要食料、トイレ及び毛布等の生活必需品の供給

(ウ) その他必要な措置

イ 市はアに掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、市が備蓄している物資等の払い出しのほか、次の措置をとる。

(ア) 流通在庫の引き渡し等の要請

(イ) 道に対し道及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請

(ウ) その他必要な措置

(2) 避難所開設における次の事項に関しあらかじめ準備すべき事項

避難所開設については、「市避難所運営マニュアル」を基本としつつ、次のとおり取り組むこととする。

ア 応急危険度判定を優先的に行う体制

避難所担当者は、避難所開設にあたって、「市避難所運営マニュアル」に基づき、施設の被害状況及びライフラインの点検等を行い避難所の安全確認をする。また、施設の安全性が疑われる場合は、直ちに本部に連絡し対応方法等の指示を受けるとともに、市本部は応急危険度判定を優先的に実施する。

このため、市は職員に対し、応急危険度判定士認定講習会に係る受講を奨励し、人員の確保に努める。

イ 各避難所との連絡体制

避難所運営を所掌する部署は、「市避難所運営マニュアル」に基づき、避難所ごとに市本部との調整を行う情報連絡員を決定し、市本部との連絡体制を構築する。

ウ 各避難所における避難者リストの作成

避難者への対応を適切に行うため、「市避難所運営マニュアル」に定められた様式の避難者名簿に必要事項を記入してもらい、避難者リストを作成し避難者数等の把握に努める。

エ 避難所運営に関する留意事項

(ア) 避難所運営における女性の参画を推進し、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮した避難所の運営・管理ができるよう配慮する。また、避難所等における女性や

子ども等の安全に配慮するとともに、警察、病院、女性支援団体との連携の下、相談窓口情報の提供に努める。

(イ) 避難した住民等は、自主防災組織等の単位ごとにお互いに協力し、避難場所及び避難所の運営に協力する。

オ 食事・トイレ・寝床等、生活必需品の確保

(ア) 市は、避難所で必要な物資等について、「市備蓄整備方針」に基づき計画的に備蓄するとともに、あらかじめ備蓄されている食料や生活必需品等のリストを備え、食料、生活必需品等に不足が生じた場合には速やかに補充できるよう努める。

(イ) 孤立のおそれのある地域では、十分な備蓄や救助のための通信手段等の確保に配慮する。

(ウ) 冬季における避難時の低体温症対策として、防寒機能を備えた避難場所等の確保、乾いた衣類、防寒具、暖房器具・燃料等の備蓄、温かい食事を提供できる体制の構築など、避難生活環境の整備に努める。

カ 障がい者トイレの設置や福祉避難所の開設等、要配慮者への対応

(ア) 要配慮者が避難してきた際は、「市避難所運営マニュアル」に基づきそれぞれの特性に応じた対応に努める。また、一般避難所での生活が困難と認められた場合は市本部に連絡し、市本部が福祉避難所の開設が必要と判断した場合、協定に基づき社会福祉施設等と受け入れに関する調整を図る。

(イ) 障がい者トイレが設置されていない避難所には、高齢者や障がい者用の携帯トイレの備蓄に努める。

キ 飼い主による家庭動物との同行避難等、さまざまなニーズへの対応

家庭動物の避難は、飼い主が自らの責任において行うこととし、市は、事前に受入場所及び受入可能なペットに種類を決め、ペットの避難スペースの確保に努める。

ク 避難者への情報提供

避難場所等から自宅に戻ろうとする住民等の安全を確保するため、避難場所においても津波警報等の情報を入手できるよう配慮する。

5 意識の普及・啓発

市は、地域住民等が、「自らの命は自ら守る」という早期避難への意識を持ち、その意識を持続的に共有し、津波襲来時に円滑かつ迅速な避難を行うことができるよう、必要に応じて積雪寒冷地特有の課題に配慮された内容により、ハザードマップや津波避難計画の作成・見直しを行い、次の方策により周知を行う。

- (1) 各町内会等が主催する研修会・防災訓練への職員の派遣
- (2) 自主防災組織に対する研修会
- (3) 広報紙、市公式ウェブサイト、FMラジオ（FMびゅー）を活用した防災情報の発信
- (4) 避難行動要支援者名簿の作成及び避難支援等関係者への配付
- (5) 防災マップ（ウェブ版含む）の更新・配付

6 消防機関等の活動

- (1) 市は、消防機関が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。
- ア 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
 - イ 津波からの避難誘導（外国等の遠隔地において発生し、到達までに時間の余裕がある場合）
 - ウ 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立
- (2) (1) に掲げる措置を実施するために必要な動員、配備及び活動計画は、「市消防計画」に定めるところによる。
- (3) 地震が発生した場合は、水防管理団体等は、次の措置をとるものとする。
- ア 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
 - イ 水防資機材の点検、整備、配備

7 水道、電気、ガス、通信、放送関係

- (1) 水道
- ア 地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるべく、耐震性の高い水道管への更新を進めるとともに、災害時の安定給水を図るため、水道施設全般において耐震化等の対策を計画的に推進する。
 - イ 飲料水の供給が困難になった場合の応急給水は、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第9節給水計画の規定により水道機能の早期復旧を図るものとする。
- (2) 電気
- ア 津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等に加え、積雪寒冷地の医療施設や避難所等での防寒対策等に重要であることをふまえ、優先的に電力を必要とする重要施設をあらかじめ選定し、電力事業者と共有する。
 - イ 電気事業の管理者は、地震時における電気に起因する火災等の二次災害防止のため、利用者によるブレーカーの開放及び感震ブレーカーの設置に関する周知に努める。
 - ウ 指定公共機関（北海道電力ネットワーク株式会社室蘭支店）が行う措置は、第3編地震・津波防災計画第4章災害応急対策計画第24節ライフライン施設応急対策計画の規定による。
- (3) ガス
- ア ガス事業の管理者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓の閉止、液化石油ガスボンベの転倒防止等必要な措置に関する周知に努める。
 - イ 指定地方公共機関（登別ガス協同組合・室蘭ガス株式会社）が行う措置は、第3編地震・津波防災計画第4章災害応急対策計画第24節ライフライン施設応急対策計画の規定による。
- (4) 通信
- ア 電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するため、電源の確保、通信手段の多重化・多様化に係る対策、地震発生後の輻輳対策、災害用伝言ダイヤル等の安否確

認手段の普及等に努める。

イ 指定公共機関（東日本電信電話株式会社北海道事業部）が行う措置は、第3編地震・津波防災計画第4章災害応急対策計画第24節ライフライン施設応急対策計画の規定による。

(5) 放送

放送は、居住者及び観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のために不可欠なものであるため、指定公共機関等の日本放送協会室蘭放送局及び室蘭まちづくり放送株式会社が行う措置は、第1編総則・防災組織第1章総則第5節防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱の規定によるもののほか、次のような対策の推進に努める。

ア 津波に対する避難が必要な地域の住民等及び観光客等に対しては、強い揺れを感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に関する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努める。

イ 市や道及び防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波に関する情報等、居住者等及び観光客等が津波から円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努める。

ウ 発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道できるよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講ずるものとする。

8 交通

(1) 道路

ア 交通規制

北海道警察及び道路管理者は、津波の襲来により危険度が高いと予想される区間及び避難経路として使用されることが予想される区間の交通規制の内容について、避難住民等の安全確保と広域的な整合性に配慮し計画するとともに事前の周知に努める。

イ 除雪

道路管理者は、緊急輸送道路や避難所へのアクセス道等についての除雪体制を優先的に確保する。

(2) 海上

ア 室蘭海上保安部及び漁港管理者は、海上交通の安全を確保するため、予想される津波の高さ、到達時間等をふまえ、船舶交通の制限、漂流物発生対策等の措置及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を避難させる等の必要な措置を講ずるものとする。

イ 漁港管理者は、津波が襲来するおそれがある漁港における利用者の避難などの安全確保対策をとるものとする。

(3) 鉄道

ア 津波の襲来により危険度が高いと予想される区間における運行の停止等の運行上の措置及び漂流物発生対策等の措置を講ずる。

イ 列車の乗客や駅のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等を作成することとし、積

雪や凍結等により避難に時間を要するおそれがあることに配慮する。

9 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、資料館、図書館、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりとする。

ア 各施設に共通する事項

(ア) 津波警報等の入場者等への伝達

海岸近くにある施設については、津波警報等が発表される前であっても、強い揺れを感じたとき、または弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは直ちに避難するよう入場者等に対し伝達する。その際、次の事項について留意する。

① 入場者等が極めて多い場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう情報の適切な伝達方法を考える等の措置を講ずる。

② 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう努めるとともに、その内容については事前に検討する。

(イ) 入場者等の避難のための措置

避難誘導方法については、積雪や凍結等により避難に時間を要するおそれがあることを考慮する。

(ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

(エ) 出火防止措置

(オ) 水、食料等の備蓄

(カ) 消防用設備の点検、整備

(キ) 非常用電源の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなどの情報を入手するための機器の整備

イ 個別事項

(ア) 病院、診療所等においては、重症患者、新生児等、移動することが不可能、又は困難な者の安全確保及び避難誘導のための必要な措置

(イ) 学校、職業訓練校等においては、当該学校等が、津波避難対象地域にあるときは、避難誘導のための必要な措置。当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（特別支援学校等）、これらの者に対する保護の措置

(ウ) 社会福祉施設においては重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能、又は困難な者の安全確保及び避難誘導のための必要な措置

(エ) 各施設が実施する措置にあたっては、要配慮者の避難誘導方法に配慮するとともに、詳細な措置内容は施設ごとに定める。

(2) 災害応急対策の実施上、重要な建物に対する措置

市本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、(1)アに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、市本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する必要が生じた場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
 - イ 無線通信機等通信手段の確保
 - ウ 市本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
- (3) 地震発生時の緊急点検及び巡視
- 市は、地震発生時には津波襲来に備え、市の管理する施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難所に指定されている施設の緊急点検及び巡視を実施し、当該建物の被災状況等の把握に努める。
- なお、職員の安全確保のため、津波からの避難に要する時間に配慮する。
- (4) 工事中の建築物等に対する安全確保上、実施すべき措置
- 工事中の建築物その他の工作物又は施設について、津波襲来のおそれがある場合は、原則として工事を中断するものとし、特別な必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため、津波からの避難に要する時間に配慮する。

10 迅速な救助

- (1) 救助・救急活動の実施体制
- 市は、消防庁舎等の耐震化を含め、救助・救急隊の体制や車両・資機材の確保等に努めるものとする。消防機関等による被災者の迅速かつ適切な救助・救急活動の実施体制は、市消防警防活動体制要領の規定による。
- なお、孤立集落や孤立地域への救助・救急活動についても考慮する。
- (2) 応援部隊による人命救助活動等の支援体制
- 市は、第3編地震・津波防災計画第4章災害応急対策計画第5節救助救出計画の規定に準じて実施することとし、道と協力して受援計画等の定めにより、応援部隊による円滑な人命救助活動等の支援体制の整備を行う。
- (3) 被災地への経路及びヘリコプター離発着場等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携
- 市は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及びヘリコプター離発着場等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進等を図る。
- (4) 消防団の充実
- 市は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図る。

第4節 関係者との連携協力の確保に関する事項

1 資機材、人員等の配備手配

- (1) 被災時における物資等の調達手配及び人員の配置のうち、応急対策を実施するため広域的措置が必要なものは、第3編地震・津波防災計画第4章災害応急対策計画第25節広域応援要請計画の規定による。
- (2) 応急対策を実施する上で他機関の応援等を求める必要がある場合に備え、締結した防災関係の各種協定等の手続きについては当該協定書のとおりとし、市は必要に応じて当該協定等に従い応援等を要請する。

(3) 資機材、人員等の配備手配にあたって留意すべき事項

- ア 積雪寒冷地特有の課題をふまえた資機材の配備や訓練等を行うよう配慮する。
- イ 事前応援協定の締結その他の手続き上の措置を定めるにあたっては、関係機関相互の競合に留意するとともに、相互の連携協力体制について事前に調整する。

2 物資の備蓄・調達

- (1) 被害想定等を基に、自らの地域で必要となる物資の備蓄及び調達に関する方法等は、第3編地震・津波防災計画第3章災害予防計画第5節救援物資等の備蓄、調達計画及び防災資機材等の整備計画の規定による。

(2) 物資の備蓄・調達にあたって留意すべき事項

- ア 要配慮者のニーズや男女のニーズの違い等に配慮する。
- イ 積雪や凍結等により、物資輸送が遅延するおそれがあることに配慮した備蓄・調達体制の整備に努める。

第5節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項

日本海溝・千島海溝沿いでは、Mw7.0以上の地震の発生後1週間以内にその周辺でさらに大きなMw8クラス以上の後発地震が発生した事例もあることから、実際に発生する確率は低いものの、巨大地震が発生した際の甚大な被害を少しでも軽減するため、国から「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発信された際には、道及び市等から地域住民に対して後発地震への注意を促す情報を発信する。

1 後発地震への注意を促す情報等の伝達、市の災害に関する会議等の設置等

(1) 後発地震への注意を促す情報等の伝達

後発地震への注意を促す情報その他これらに関連する情報や後発地震に対して注意する措置等（以下「後発地震への注意を促す情報等」という。）の伝達は次のとおりとする。

ア 庁内の伝達

庁内の伝達は、第1編総則・防災組織第3章防災組織第3節非常配備体制の規定に準ずるものとし、連絡方法は、第2編風水害防災計画第1章情報通信計画第2節災害通信計画の規定に準ずる。

イ 国、道及び関係機関等の伝達

国、道及び関係機関等の伝達は、第2編風水害防災計画第1章情報通信計画第1節気象情報等の伝達計画の規定に準ずるものとし、連絡方法は、第2編風水害防災計画第1章情報通信計画第2節災害通信計画の規定に準ずる。

ウ 地域住民等に対する伝達

地域住民等に対する伝達は、第2編風水害防災計画第1章情報通信計画第1節気象情報等の伝達計画の規定に準ずるものとし、市は、防災行政無線、FMびゅー割り込み放送、市防災メール、市防災ツイッター、市公式ウェブサイト等により伝達する。また、連合町内会の協力を得て緊急災害時情報連絡網による伝達を行う。

エ 情報伝達にあたって留意すべき事項

- (ア) 伝達手段の多重化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範囲に伝達を行うものとする。
- (イ) 地域住民等に対する後発地震への注意を促す情報等の伝達の際には、具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮する。
- (ウ) 状況の変化等に応じて、後発地震への注意を促す情報等を逐次伝達するために必要な措置を講ずるとともに、地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用いて、反復継続して行うよう努める。
- (エ) 外国人等の特に配慮を要する者に対する情報伝達については、外国語放送等のさまざまな周知手段を活用するよう努める。

(2) 市の災害に関する会議等の設置

後発地震への注意を促す情報等が発信された場合は、第1編総則・防災組織第3章防災組織第3節非常配備体制の規定によることとし、市本部等の設置運営方法その他の事項については、第1編総則・防災組織第3章防災組織第2節災害対策本部の規定による。

2 後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知

市は、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震への注意を促す情報等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等、地域住民等に密接に関係のある事項について、防災行政無線、FMびゅーの割り込み放送、市防災メール、市防災ツイッター、市公式ウェブサイト等で周知する。

3 災害応急対策をとるべき期間等

市は、後発地震への注意を促す情報の発信に至った地震の発生から1週間、後発地震に対して注意する措置を講ずる。

4 市のとるべき措置

市は、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えの再確認や、円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防災対応をとる旨を呼びかける。

また、市における日頃からの地震への備えを再確認するとともに、施設・設備等の点検等により円滑かつ迅速な避難を確保するよう備える。

後発地震に対して注意する措置については次のとおり。

- (1) 家具等の固定、家庭等における備蓄の確認等、日頃からの地震の備えの再確認。
- (2) 避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、非常用持ち出し品の常時携帯等、円滑かつ迅速に避難するための備え。
- (3) 施設内の避難経路の周知徹底、情報収集・連絡体制の確認、機械・設備等の転倒防止対策・点検等、施設利用者や職員の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え。
- (4) 個々の病気・障がい等に応じた薬、装具及び非常用持ち出し品の準備、避難行動を支援する体制の再確認・徹底等、要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え。

第6節 防災訓練に関する事項

市は、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を、年1回以上実施するよう努める。その際、津波警報等又は後発地震への注意を促す情報等が発信された場合の情報伝達に係る防災訓練を実施する。

1 防災訓練の実施にあたって留意すべき事項

- (1) 積雪寒冷地特有の課題（避難時の低体温症のリスク、積雪等による避難の遅れ等）をふまえた訓練や、道、防災関係機関、関係施設・事業者等との共同訓練を行うよう配慮するとともに、地域住民等の協力及びその参加を得るよう留意する。
- (2) 要配慮者のニーズ等に配慮し地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮するよう努める。
- (3) 想定される地震の影響が広域にわたることに配慮し、指定行政機関、指定公共機関、他の市町村等との連携を図ることに努める。

(4) 防災訓練は、逐年その訓練内容を実践的なものとするよう努める。

第7節 地震防災上、必要な教育及び広報に関する事項

市は、道及び防災関係機関、自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上、必要な教育及び広報を推進するものとする。

1 市職員等に対する教育

市は、職員等に対し、地震防災上、果たすべき役割等に相応した教育を実施する。

防災教育は、市本部等に係る各班の所掌事務等をふまえて行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (4) 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (5) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (6) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (7) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要のある課題

2 地域住民等に対する教育・広報

市は、東日本大震災の教訓や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震により想定される被害等をふまえ、防災意識の普及・啓発に努めるとともに、地域住民等が津波からの避難を始めとして、国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう教育・広報を実施することとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 教育・広報にあたって少なくとも含むべき事項
 - ア 地震及び津波に関する一般的な知識
 - イ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - ウ 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
 - エ 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
 - オ 正確な情報の入手方法
 - カ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - キ 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識

- ク 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
 - ケ 地域住民等自ら実施し得る、最低でも3日間分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
 - コ 住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施
 - サ 防寒具等の冬季における避難の際の非常用持ち出し品
- (2) 教育・広報の実施にあたって留意すべき事項
- ア 地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織、各種の商工団体、PTA、その他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用い、できるだけ住民等の立場を考慮した具体的な教育・広報を行うよう配慮する。
 - イ 要配慮者のニーズ等に配慮し、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮するよう努める。
 - ウ 推進地域内外の住民等が日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講ずるよう努める。
 - エ 教育及び広報の実施にあたって、ラジオ、テレビ、新聞等を含む媒体を利用するほか、可能な限り地域の実情を反映した具体的な内容とするよう考慮する。
 - オ 地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等、具体的に地域住民等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備について留意する。
 - カ 現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配付したり避難誘導看板を設置したりするなどして、避難対象地域や避難場所、避難経路等についての広報を行うよう留意する。

第8節 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

津波避難対策緊急事業を行う区域ごとに、実施すべき事業の種類並びに目標及び達成期間は次のとおり（本事業は、令和5年5月時点の計画であり、逐次修正するものとする）。

津波避難対策緊急事業を行う区域	津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類	目標	達成期間
富岸・青葉地区	避難路その他の避難経路の整備に関する事業	1箇所	令和6～7年度
中央地区	避難路その他の避難経路の整備に関する事業	1箇所	令和6～7年度

第4編 特殊災害対策計画

第1章 火山噴火災害対策計画

倶多楽における火山現象による災害が発生し、又は災害の発生するおそれがある場合に早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、登別市、白老町、北海道及び防災関係機関が実施する予防及び応急対策は、次に定めるところによる。

第1節 倶多楽の概要

倶多楽は、倶多楽湖とその周辺域の小火山からなる火山群の総称で、約8万年前に火山活動を開始し、大規模な軽石噴火を繰り返した後、約4万年前に小カルデラ（倶多楽湖）を形成し、小カルデラの形成後、現在の日和山、大湯沼、地獄谷付近で火山活動が始まり、日和山の溶岩ドームや地獄谷、大湯沼などの爆裂火口が形成された。

倶多楽は、過去8,000年間に12回以上噴火し、その多くは水蒸気爆発である。最新の噴火は約200年前で、このときは、日和山、大湯沼、地獄谷などの7か所以上の火口で水蒸気爆発が起こった。これらの火口は、日和山山頂から裏地獄まで北西から南東方向に配列しており、現在でも凹地として残っている。

倶多楽は、現在でも活発な噴気活動や地熱活動が認められ、将来も小規模な水蒸気爆発を引き起こす可能性があると考えられている。

第2節 情報通信計画

1 災害発生範囲の把握

市は、過去の噴火の状況等に基づき、災害の発生が予想される範囲を把握するとともに、火山災害に関するハザードマップや火山防災マップ等を作成し、住民等への情報提供を効果的に行うこととする。

2 火山現象に関する警報、予報、情報等

火山現象に関する警報及び予報は、気象業務法(昭和27年法律第165号)第13条の規定により発表される火山現象警報（噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺））、火山現象予報及び火山現象注意報（噴火予報、降灰予報、火山ガス予報等）である。

また、火山現象に関する情報は、同法第11条の規定により発表される噴火速報、火山の状況に関する解説情報である。

なお、火山現象警報は、気象業務法第15条第1項の規定により知事に通知され、知事は、同法第15条第2項及び災害対策基本法第55条の規定により市町村長に通知する。

3 噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）

噴火警報は、札幌管区気象台が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、火山名、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。

「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表する。

「噴火警報（居住地域）」は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

4 噴火予報

札幌管区気象台が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報に及ばない程度と予想される場合に発表する。

5 噴火警戒レベル

札幌管区気象台が火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」の指標を5段階に区分し、噴火警報・噴火予報に付して発表する。

噴火警戒レベルに応じ「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対策」を火山防災協議会で協議し、各該当市町村の地域防災計画に定めた火山において噴火警戒レベルが運用される。

※倶多楽は、平成27年10月1日から噴火警戒レベル運用開始。

6 噴火警報・噴火予報の種別と火山活動の状況及び噴火警戒レベル・キーワード

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル	火山活動の状況	住民等の行動	登山者・入山者への対応
特別警報	噴火警報(居住地域)又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある場合。	危険な居住地域からの避難等が必要。 (状況に応じて対象地域や方法を判断)	
			レベル4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)場合。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要(状況に応じて対象地域を判断)。 特定地域からの避難が必要。	
警報	噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域近くまで重大な被害を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合。	住民は通常の生活。 特定地域を含む、火口から居住地域近くまでの範囲への立入規制。 (状況に応じて高齢者等の要配慮者及び特定地域の住民の避難の準備等)	特定地域を含む、火口から居住地域近くまでの範囲への立入規制。
		火口から少し離れた所までの火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生すると予想される場合。	住民は通常の生活(状況に応じて高齢者等の要配慮者及び特定地域の住民の避難の準備等)。 火口想定域内への立入規制等。	火口想定域内への立入規制等。
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口想定域内で熱水活動が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口想定域内の一部立入規制等。 住民は通常の生活(状況に応じて火山活動に関する情報収集、避難手順の確認、防災訓練への参加等)。 道路・遊歩道外への立入規制等。	状況に応じて火口想定域内の一部立入規制等。

※レベル5の噴火では、火砕サージの発生の可能性も考えられる。

※火口想定域とは、倶多楽火山防災マップに記載されている、地獄谷・大湯沼や日和山等を含む約600m×約1,800mの楕円領域。

※火口想定域周辺とは、火口想定域外側の居住地域を除く概ね200mの範囲。

※特定地域とは、居住地域のうち火口想定域に隣接した地域。

※火口想定域内又は火口想定域外に一部飛散する局所的な温泉・泥水・小石・土砂等の噴出については「熱水活動」として扱う。

※レベル3は、火山活動が高まっていく段階では使用せず、レベル5から下げる段階で状況に応じて発表する。

7 降灰予報

気象庁は、次の3種類の降灰予報を提供する。

(1) 降灰予報（定時）

ア 噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表する。

イ 18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供する。

(2) 降灰予報（速報）

ア 噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表する。

イ 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表する。

ウ 降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予想された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。

エ 事前計算された降灰予報結果から適切なものを抽出することで、噴火後速やかに（5～10分程度で）発表する。

オ 噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供する。

※降灰予測計算には時間がかかるため、噴火発生後に計算を開始したのでは、噴火後すぐに降り始める火山灰や小さな噴石への対応が間に合いませんので、あらかじめ噴火時刻や噴火規模（噴煙高）について複数のパターンで降灰予測計算を行い、計算結果を蓄積しておきます。

(3) 降灰予報（詳細）

ア 噴火の観測情報（噴火時刻、噴煙高など）を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行い発表する。

イ 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想される場合に発表する。

ウ 降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。

エ 降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表する。

オ 降灰予測計算結果に基づき、噴火後20～30分程度で発表する。

カ 噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供する。

(4) 降灰量階級表

降灰量の情報をわかりやすく、防災対応が取りやすいよう伝えるため、降灰量を3階級に区分し、それぞれの階級における「降灰の状況」と「降灰の影響」及び取るべき行動を示す。

名称	表現例			影響ととるべき行動		その他の影響
	厚さ キーワード	イメージ		人	道路	
		路面	視界			
多量	1mm以上 【外出を控える】	完全に覆われる	視界不良となる	<u>外出を控える</u> 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫等）が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器等の異常を訴える人が出始める	<u>運転を控える</u> 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある
やや多量	0.1mm≦厚さ<1mm 【注意】	白線が見えにくい	明らかに降っている	<u>マスク等で防護</u> 喘息患者や呼吸器疾患をもつ人は症状悪化のおそれがある	<u>徐行運転する</u> 短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがある 道路の白線が見えなくなるおそれがある（およそ0.1～0.2mmで鹿児島市は除灰作業を開始）	稲などの農作物が収穫できなくなったり※ ¹ 、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある
少量	0.1mm未満	うっすら積もる	降っているのがようやくわかる	<u>窓を閉める</u> 火山灰が衣服や身体に付着する 目に入ったときは痛みを伴う	<u>フロントガラスの除灰</u> 火山灰がフロントガラス等に付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可※ ¹

※¹ 富士山ハザードマップ検討委員会（2004）による想定

8 火山ガス予報

居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報。

9 火山現象に関するその他の情報等

噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等を知らせるための情報等で、札幌管区气象台が発表する。

(1) 火山の状況に関する解説情報

ア 現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を公表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を公表し、噴火警戒レベルの引き上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があるとして判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を公表する。

イ 現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を公表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化が見られるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合は、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

(2) 噴火速報

噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝えて、身を守る行動を取ってもらうために、次のような場合に発表する。

ア 噴火警報が発表されていない常時観測火山において噴火した場合

イ 噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合。ただし、噴火の規模が確認できない場合は発表する。

ウ 社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合。なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

(3) 火山活動解説資料

写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。

(4) 月間火山概況

前月1か月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめたもので、毎月上旬に発表する。

(5) 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちに発表する。

10 噴火警報等の発表官署

北海道における全ての火山に係る火山現象警報、火山現象予報・火山現象注意報（降灰予報を除く。）及び火山現象に関する情報等の発表は、札幌管区気象台が行う。

※降灰予報の発表は、気象庁が行う。

11 異常現象発見者の通報義務及び通報先

(1) 市は、火山の異常現象を発見した者の通報義務及び通報先に関する事項を定め、住民に周知徹底するものとする。

(2) 市は、異常現象を了知し、気象台等関係機関に通報する場合における通報先、通報すべ

き内容及び通報手段等に関する事項を定めるものとする。

12 噴火警報等の伝達

- (1) 噴火警報等の伝達は、噴火警報等伝達系統図によるものとする。
- (2) 噴火警報等の受理及び伝達並びに知事からの通報、又は要請を行う事項は、次によるものとする。

ア 通報及び伝達の内容

(ア) 札幌管区気象台

火山現象による災害から国民の生命及び身体を保護するために必要があると認めるとき、火山現象に関する警報、予報、情報等を知事に通報する。

(イ) 北海道

札幌管区気象台から通報を受けたとき、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、関係ある指定地方行政機関の長、指定地方公共機関の長、市長及びその他の関係機関に対し、必要な通報又は要請をするものとする。

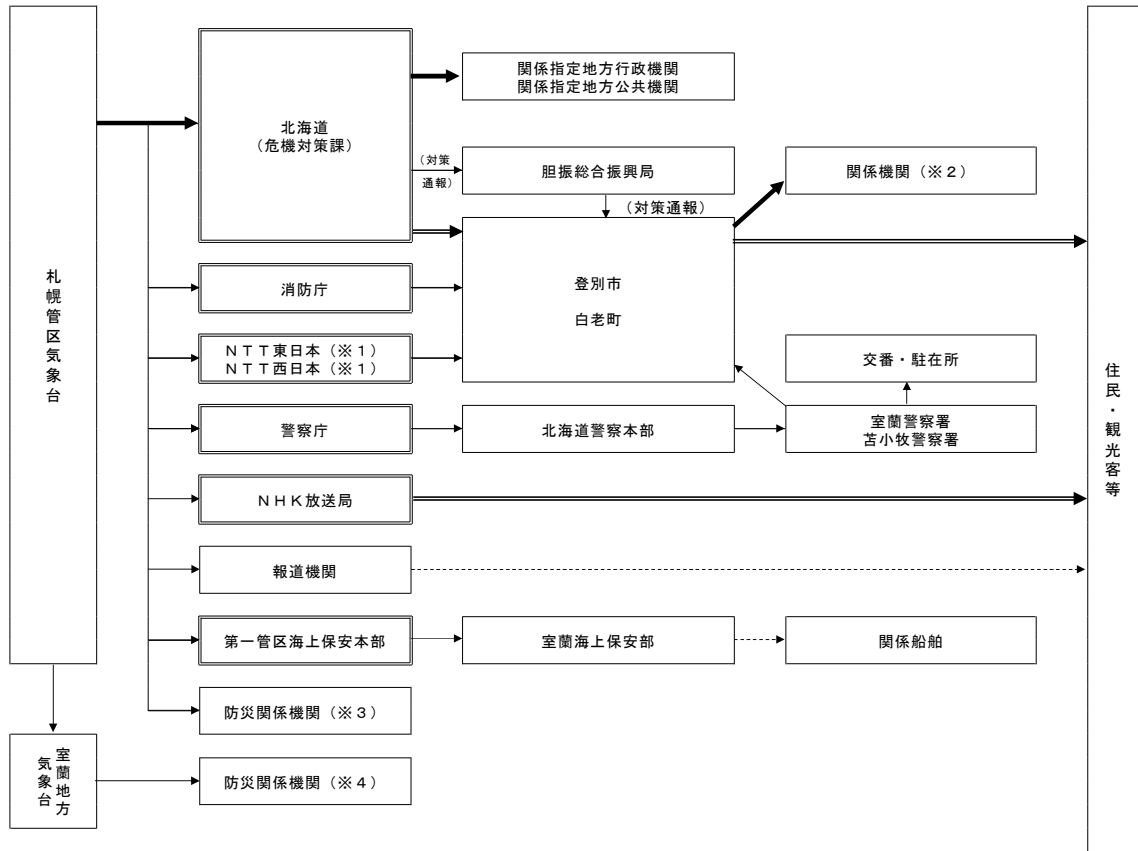
(ウ) 登別市

知事から通報を受けたときは、通報に係る事項を関係機関及び住民その他関係がある公私の団体に伝達するものとする。この場合、必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について必要な通報、又は警告をするものとする。

イ 通報及び伝達の系統

札幌管区気象台から知事に通報された後の噴火警報等の伝達及び対策通報並びに要請は、噴火警報等伝達系統図によるものとする。

噴火警報等伝達系統図



- (二重線) で囲まれている機関は、気象業務法に基づく火山情報特別警報、火山現象警報の通知先
- (二重線) は、特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路
- (太線) 及び (二重線) の経路は、火山現象特別警報、火山現象警報、火山の状況に関する解説情報(臨時)及び噴火速報が発表されたときに活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路
- (点線) は、放送・無線
- (※1) NTT東日本・西日本には、火山現象特別警報及び火山現象警報のみ伝達
- (※2) 室蘭地方気象台、北海道警察本部、胆振総合振興局
- (※3) 北海道開発局、北海道運輸局、陸上自衛隊北部方面総監部(情報部資料課)等
- (※4) 北海道開発建設部、室蘭運輸支局、北海道警察室蘭警察署、陸上自衛隊第7師団、NHK室蘭放送局

13 災害通信計画

災害通信計画は、第2編風水害防災計画第1章情報通信計画第2節災害通信計画の規定に準じる。

14 災害情報の収集・伝達計画

災害情報の収集・伝達計画は、第2編風水害防災計画第1章情報通信計画第3節災害情報等の収集・伝達計画の規定に準じる。

第3節 災害予防計画

1 隣接市町の連絡

火山の噴火等又はそのおそれがあるときは、隣接市町と密接な連絡をとるとともに、相互に連絡協力するものとする。

2 組織及び活動

噴火警報（居住地域）又は噴火警報が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生し、又は発生すると予想される（噴火警戒レベル4相当以上）場合においては、第1編総則・防災組織第3章防災組織第2節災害対策本部の規定による災害対策本部を設置し、状況によっては他の市町村、北海道、防災関係機関等の協力を得て応急活動を実施するものとする。

3 消防計画

火山の噴火等による災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、消防機関がその機能を十分に発揮するため、平常時並びに非常時における消防体制、活動及び消防力の整備等について、大綱を定めるものであり、第2編風水害防災計画第2章災害予防計画第7節消防計画の規定に準じ、その運用等の内容については消防本部が別途定める。

4 警戒体制整備計画

市は、避難場所及び避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民及び観光客等への周知に努めるものとし、発災時の避難の迅速化を図るほか、次の点に留意する。

(1) 噴火警戒レベルごとの防災対応

噴火警戒レベルごとの防災対応については資料編に掲載。

(2) 避難施設の整備及び確保

噴火活動に伴う避難は長期化が予想されることから、避難生活環境を良好に保持できる施設整備に努めるとともに、火山災害の影響範囲が大きいことも考慮し、近隣市町と避難者の受け入れに係る協定の締結による避難施設の確保を図ることとする。

5 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

火山の噴火時等における要配慮者の安全確保に関する計画は、第2編風水害防災計画第2章災害予防計画第10節避難行動要支援者等の要配慮者に関する対策計画の規定に準じる。

6 自主防災組織育成等に関する計画

火山の噴火時等においては、公的機関による防災活動のみならず、地域住民及び事業所等による自主的な初動対応が被害の防止、軽減に大きな役割を果たすことから、これらの組織化を図ることが重要である。自主防災組織育成等に関する計画は、第2編風水害防災計画第2章災害予防計画第11節自主防災組織育成等の計画の規定に準じる。

7 防災知識の普及・啓発計画

市は、倶多楽の火山の特性を考慮して、火山防災協議会で検討した火山ハザードマップに噴火警報等の解説、避難場所や避難経路、避難方法、住民への情報伝達の方法等の防災上必要な情報を記載した火山防災マップ、地域別防災カルテ、火山災害時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、火山防災協議会の構成員のほか、警戒地域内に施設等を有する官民の様々な関係者の必要な連絡・協力を得て配布し、研修を実施するほか、平時から広報紙、マスメディア、学校教育等のあらゆる手段や機会を通じ、災害時に適切な行動を行うために必要な防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

なお、有毒ガスの噴出地帯等の危険箇所については、掲示板を設置するなど住民・観光客等への周知を図るものとする。

また、観光客等は、活火山への入山の危険性を十分に理解し、噴火のおそれに関する火山防災情報の収集や入山中における連絡手段の確保、ヘルメットや携帯端末の予備電池等の必要に応じた装備品の携行など、自らの安全を確保するための手段を講じるよう努めるものとする。

市は気象台や関係機関と連携し、火山に関する知識や火山噴火の特性、噴火警報等の解説、噴火警報発表時にとるべき行動など、火山防災に関する知識の普及・啓発を図るものとする。

8 防災訓練計画

災害応急対策活動の迅速かつ円滑な実施を図るため、各防災関係機関が防災上の責務の遂行に必要な技術・技能の向上と、住民の防災知識の普及・啓発を図ることを目的とした防災訓練を計画的に実施する。防災訓練計画は、第2編風水害防災計画第2章災害予防計画第13節防災訓練計画の規定に準じる。

9 火山防災対策の検討体制

(1) 火山防災協議会

北海道、登別市及び白老町は、活動火山対策特別措置法に基づき、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制を整備するため、国、公共機関、火山専門家等で構成する倶多楽火山防災協議会（以下「火山防災協議会」という）を設置する。

また、必要に応じて、防災対策の効果的・効率的かつ具体的な検討を進めることができるよう、火山防災協議会に道、市町、気象台、砂防部局、火山専門家による検討体制を整備するものとする。

火山防災協議会では、警戒避難体制の整備に必要な事項について、倶多楽における統一的な防災体制を検討する観点から、「噴火シナリオ」や「火山ハザードマップ」、「噴火警戒レベル」、「避難計画」等の一連の警戒避難体制について協議するものとする。

(2) 火山防災協議会等連絡会

北海道は、各火山防災協議会の取組や課題を共有するとともに、新たな課題等に対処するため、各火山防災協議会の構成市町、火山専門家等からなる「火山防災協議会等連絡会」を設置する。

第4節 災害応急対策計画

1 応急活動計画

火山情報等が発表され、又は火山災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合の市本部等の応急活動計画は次のとおりとする。

市本部等の活動内容

組織区分	活動内容
市本部	登別市災害対策本部条例に規定する業務を実施する。
非常配備体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 各部・班が管理している施設の巡回点検を行う。 2 被害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本計画に定める必要な応急措置を行うとともに、市民生活に影響がある場合はその対策を実施する。 3 市民から被害の通報があった場合には、調査のうえ、必要な応急措置又は対策を実施する。 4 気象台等の発表する情報、報道機関の情報等を参考に、倶多楽防災マップの火山灰の降灰域周辺の住民に対する避難指示等の発令を決定する。 6 避難指示等を発令した場合は速やかに次の措置を実施する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 対象地区住民に伝達する広報活動 (2) 必要に応じて避難所の開設 (3) 胆振総合振興局、室蘭警察署、NHK室蘭放送局、民間放送局並びにその他の報道機関に対する通報又は報道依頼
警戒体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報を収集する。 2 住民等に対する情報を伝達する。 3 住民に対して警戒並びに避難準備を呼びかける広報活動を行う。

2 職員動員計画

火山の噴火又はそのおそれがある場合に、災害応急対策を迅速、かつ的確に実施するための職員の動員計画は、第1編総則・防災組織第3章防災組織第3節非常配備体制5職員の動員計画の規定に準じる。

3 広報計画

火山の噴火等により被害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、防災関係機関と連絡を密にし、迅速かつ的確に気象情報、災害情報等を広報し、警戒体制の呼びかけ等を行って被害の拡大防止に努めるとともに、広聴活動を展開し、被災住民の動向と要望事項の把握に努めるものとする。広報・広聴計画は、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画 第3節広報・広聴計画の規定に準じる。

4 避難対策計画

火山の噴火等により被害が発生し、又は発生するおそれがある場合等の切迫した危険から、住民の安全を守るための避難対策計画は、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第4節避難対策計画の規定に準じる。

5 救助救出計画

火山の噴火等によって生命、身体が危険な状態になった者の救助救出に関する計画は、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第5節救助救出計画の規定に準じる。

6 食料供給計画

火山噴火時等における被災者及び災害応急作業従事者等に対する食料の供給については、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第6節食料供給計画の規定に準じる。

7 衣料・生活必需品等物資供給計画

火山噴火時等における被災者に対する寝具、衣料及び生活必需品の給与又は貸与の計画は、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第7節衣料・生活必需品等物資供給計画の規定に準じる。

8 給水計画

火山の噴火等により、水道施設が著しく損傷し、住民に対する飲料水の供給が困難になった場合は、最小限の飲料水を供給するための応急給水とあわせ、応急復旧作業を効率よく推進し、水道機能の早期復旧を図るものとする。給水計画は、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第9節給水計画の規定に準じる。

9 医療救護計画

火山の噴火等により災害が発生したときは、市、医療機関及び医療関係団体は、緊密な連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む）及び歯科医療を実施するため、次により対応するものとする。医療救護計画は、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第11節医療救護計画の規定に準じる。

10 家庭動物対策計画

火山噴火時等における被災地の飼養動物の取扱については、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第14節家庭動物対策計画の規定に準じる。

11 交通対策計画

火山の噴火等が発生した場合、交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を円滑に行うため、次の交通対策を実施する。交通対策計画は、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第15節交通対策計画の規定に準じる。

12 災害警備計画

火山噴火時等における住民の生命、身体及び財産を保護し、地域の安全と秩序を維持するた

めに必要な警戒、警備の実施については、第2編風水害防災計画 第3章災害応急対策計画第16節災害警備計画の規定に準じる。

13 輸送計画

火山噴火時等における被災者の避難、傷病者の収容及び隔離、災害応急対策要員の移送、応急対策用資機材及び救助物資等の輸送の実施については、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第17節輸送計画の規定に準じる。

14 障害物除去計画

火山の噴火等によって、道路、住居又はその周辺に運ばれた土砂、樹木及び倒壊物、飛来物等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、被災者の保護を図る場合は、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第18節障害物除去計画の規定に準じる。

15 行方不明者の捜索及び遺体の処理・埋葬計画

火山の噴火等により行方不明の状態にある者の捜索、遺体の処理及び埋葬の実施については、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第19節行方不明者の捜索及び遺体の処理・埋葬計画の規定に準じる。

16 文教対策計画

火山の噴火等に係る特別警報・警報が発表された場合、又は火山の噴火等が発生した場合の、小・中学校の児童・生徒の安全確保対策及び社会教育施設、史跡・文化財の災害時応急対策の実施については、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第20節文教対策計画の規定に準じる。

17 労務供給計画

市及び関係機関は、火山の噴火等における応急対策に必要なときは、次により労務者を確保し、災害対策の円滑な推進を図るものとする。労務供給計画は、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第21節労務供給計画の規定に準じる。

18 住宅対策計画

火山の噴火等の災害により住宅を失い、又は破損のため居住できなくなった世帯に対する住宅対策は、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第22節住宅対策計画の規定に準じる。

19 ライフライン施設応急対策計画

電気施設、通信施設及びガス施設の各事業者は、登別市の地域で火山の噴火等が発生した場合において、市民生活の利便・安全を確保し公共・公益施設としての機能を維持・回復するため、災害に応じ次の事項について実施するものとする。ライフライン施設応急対策計画は、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第23節ライフライン施設応急対策計画の規定に準じる。

20 広域応援要請計画

市及び消防本部は、火山の噴火等により大規模な災害が発生した場合において、災害応急対策を円滑に実施するため必要があるときは、協定等に基づき次により北海道及び他都市の応援を要請するものとする。広域応援要請計画は、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第24節広域応援要請計画の規定に準じる。

21 自衛隊災害派遣要請計画

火山の噴火等における自衛隊派遣要請については、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第25節自衛隊災害派遣要請計画の規定に準じる。

22 災害ボランティアとの連携計画

大規模な火山噴火等においては、行政機関、消防機関、消防団、警察、自衛隊、自主防災組織、ボランティア等が連携し、総合的な防災力を結集して対処しなければならない。

不特定多数のボランティアが効率的、効果的な活動ができるように、受け入れ体制、活動の調整、事前の登録・育成等の連携強化に努めるものとする。災害ボランティアとの連携計画は、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第26節災害ボランティアとの連携計画の規定に準じる。

23 災害救助法適用計画

火山の噴火等に際して救助法を適用し、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図るための計画は、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第27節災害救助法適用計画の規定に準じる。

24 義援金、義援品募集・配分計画

火山の噴火等による被災者に対し、全国から寄せられる義援金、義援品について、その受け入れ体制並びに配分方法を定め、確実、公平、迅速に被災者に配分する計画は、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第28節義援金、義援品募集・配分計画の規定に準じる。

第5節 災害復旧計画

火山噴火等からの災害復旧にあたり、災害の発生を防止するため、被害の程度を十分検討し、早期復旧を目標にその実施を図るための計画は、第2編風水害防災計画第4章災害復旧・被災者援護計画の規定に準じる。

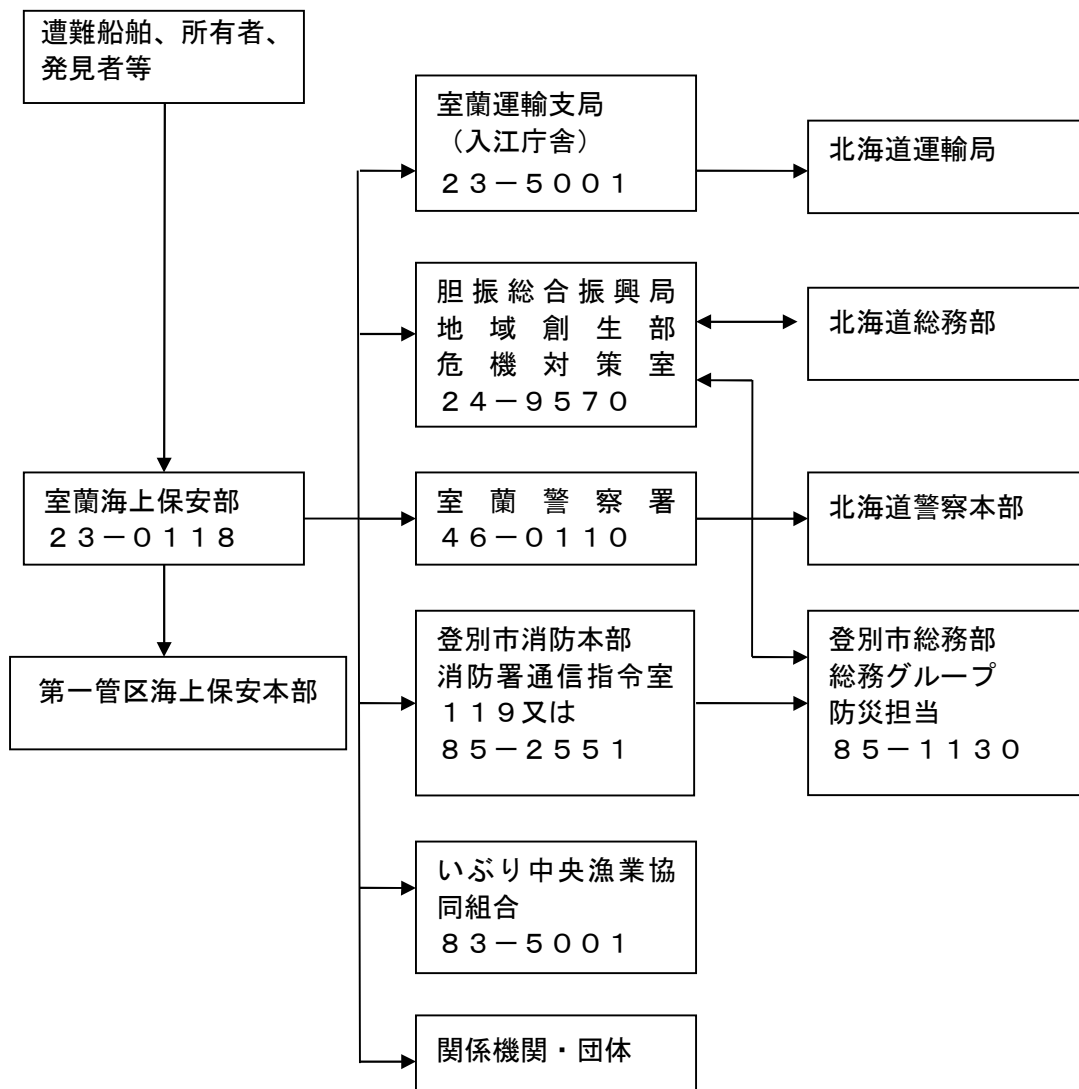
第2章 海上災害対策計画

第1節 海難対策計画

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、次のとおりとする。

1 災害通信計画

海難が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の伝達系統は次のとおりとする。



2 災害予防計画

(1) 市の実施事項

- ア 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図るものとする。
- イ 海難発生時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努めるものとする。
- ウ 職員の非常配備体制は、第1編総則・防災組織第3章防災組織第3節非常配備体制5職員の動員計画の規定に準じる。

(2) 関係機関の実施事項

関係機関はそれぞれの組織を通じて相互に協力し、海難の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため、必要な予防対策を道防災計画に基づき実施するものとする。

3 災害応急対策

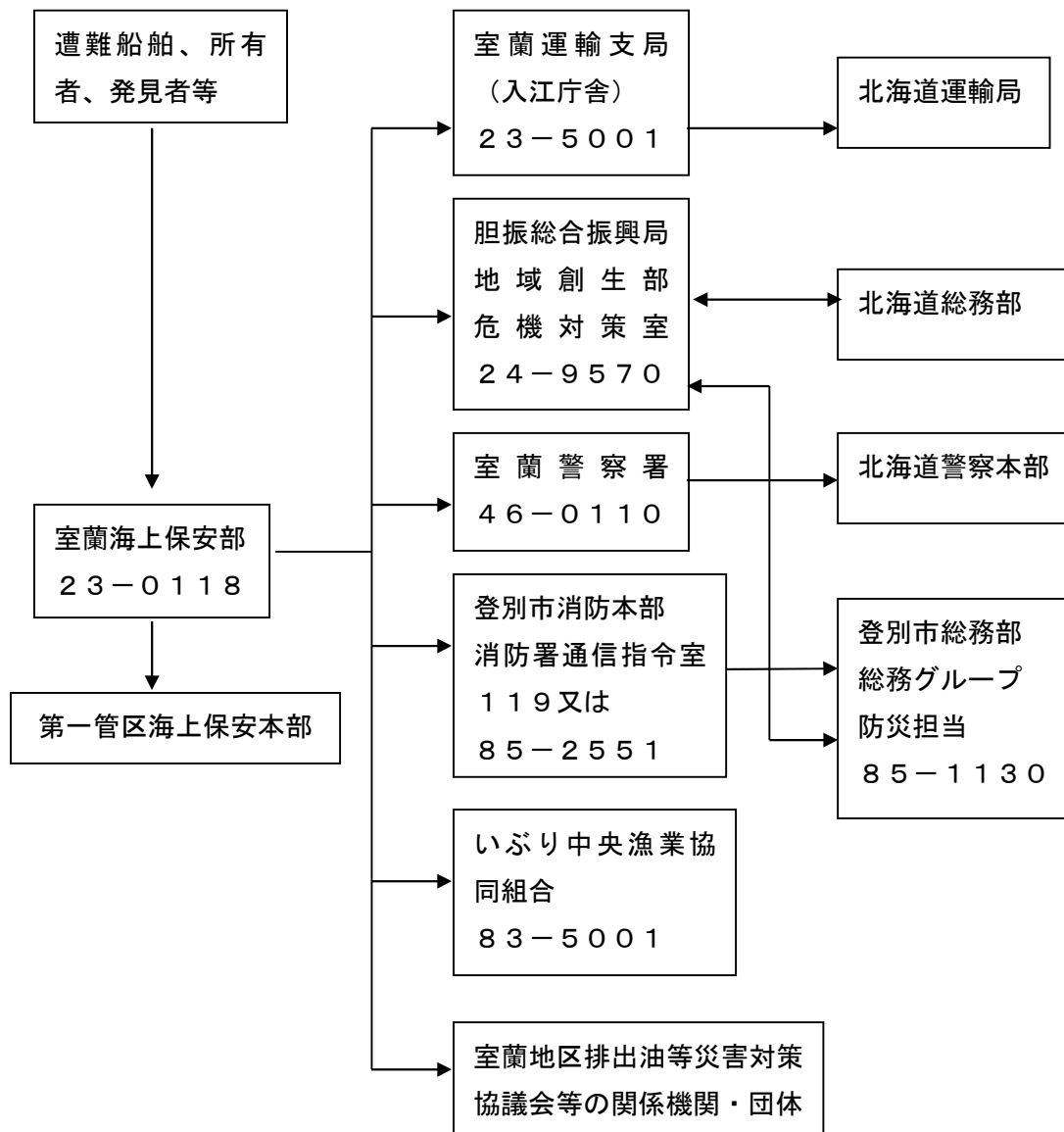
海難が発生し、又は発生するおそれがある場合の関係機関の応急対策は、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画に準じて、実施するものとする。

第2節 流出油等対策計画

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難事故により船舶から油等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、次のとおりとする。

1 通信計画

油等の大量流出事故が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の伝達系統は次のとおりとする。



2 災害予防計画

(1) 市の実施事項

- ア 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図るものとする。
- イ 職員の非常配備体制は、第1編総則・防災組織第3章防災組織第3節非常配備体制5職員の動員計画の規定に準じる。
- ウ 災害時の油等の大量流出等に備え、化学消火剤、油処理剤、オイルフェンス等の資機材の整備促進に努める。
- エ 船舶所有者等に対し、危険物荷役に関する保安、消火器・化学消火剤の配備、事故の予防対策等について指導する。

(2) 関係機関の実施事項

関係機関はそれぞれの組織を通じて相互に協力し、海難事故による油等の海上流出等を未然に防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を道計画に基づき実施するものとする。

3 災害応急対策

油等大量流出事故災害時、関係機関の応急対策は、第2編風水害対策編第3章災害応急対策計画に準じるほか、道防災計画、北海道が平成12年に作成した「流出油事故災害対応マニュアル」及び室蘭地区排出油等災害対策協議会作成の「排出油等防除マニュアル」に基づき実施するものとする。

(1) 流出した油等の拡散防止及び回収除去作業

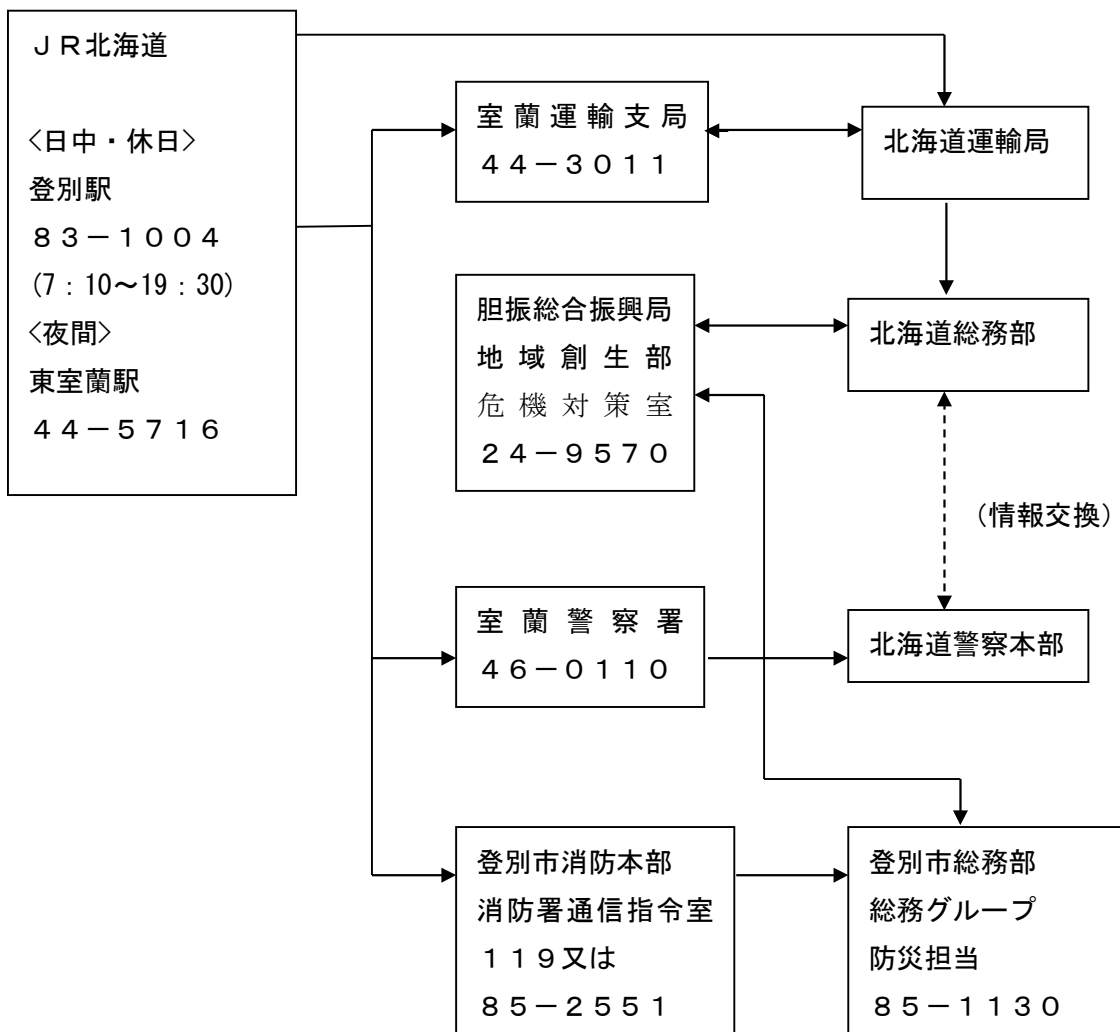
市は、流出油等の海岸等への漂着に対処するため、直ちに関係機関と協力のうえ、必要に応じて、流出油等の防除、環境モニタリング等必要な措置を講ずるものとする。防除措置を実施するにあたっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、流出油等による被害の軽減に努めるものとする。

第3章 鉄道災害対策計画

鉄軌道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「鉄道災害」という）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、次のとおりとする。

1 災害通信計画

鉄道災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の伝達系統は次のとおりとする。



※室蘭警察署、登別市消防本部等の機関に直接通報があった場合は、当該機関は直ちにJR北海道（登別駅又は東室蘭駅）へ伝達するものとする。

2 災害予防計画

(1) 関係機関の実施事項

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、鉄道災害を未然に防止するため必要な予防対策を道防災計画に基づき実施するものとする。

3 災害応急対策

鉄道災害時の関係機関の応急対策は、第2編風水害防災計画編第3章災害応急対策計画に準じて実施するものとする。

第4章 道路災害対策計画

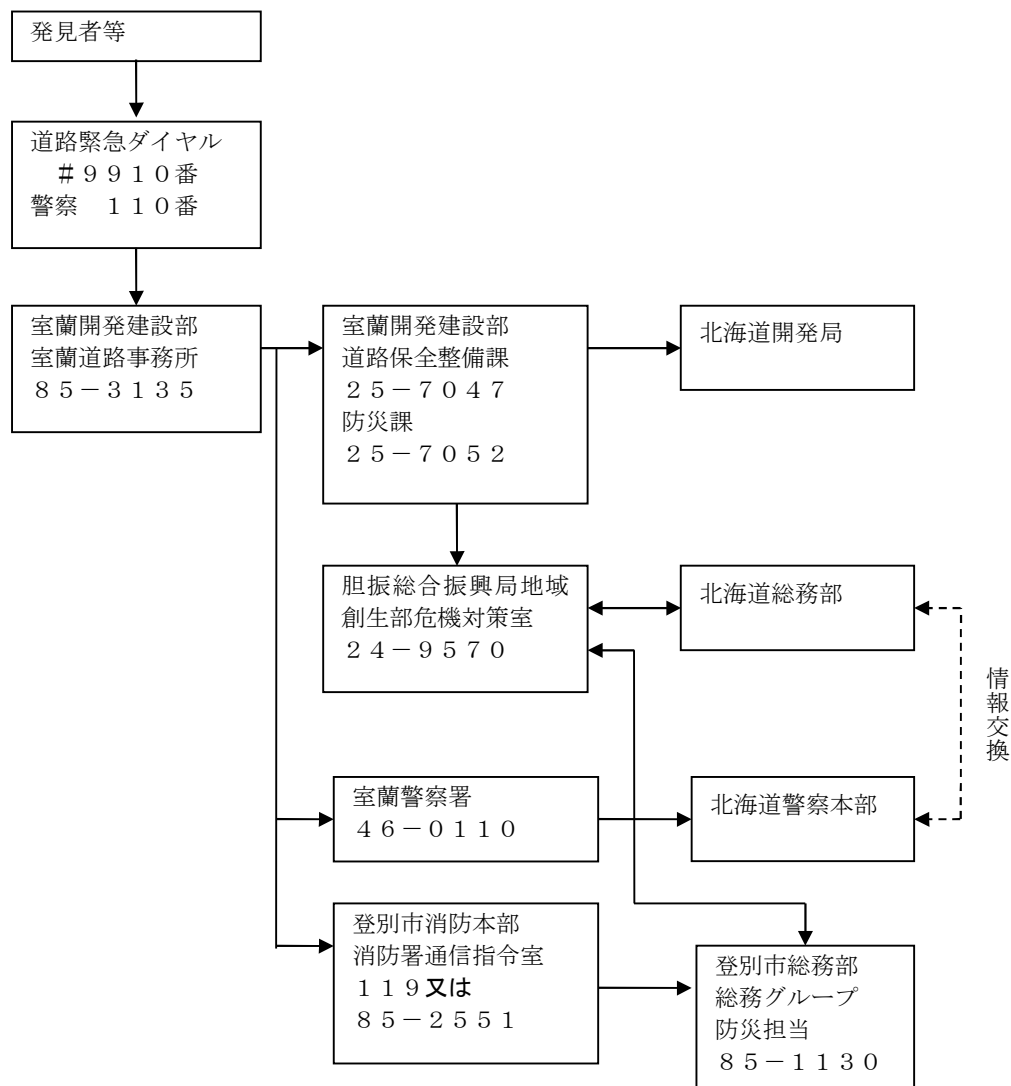
トンネル、覆道、橋梁、高架等の道路構造物の被災、又は高速自動車道等における車両の多重衝突事故等により、大規模な救急救助活動や消火活動が必要とされている災害（以下「道路災害」という）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、災害の拡大を防御し、被害の軽減を図るため、関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、次のとおりとする。

1 災害通信計画

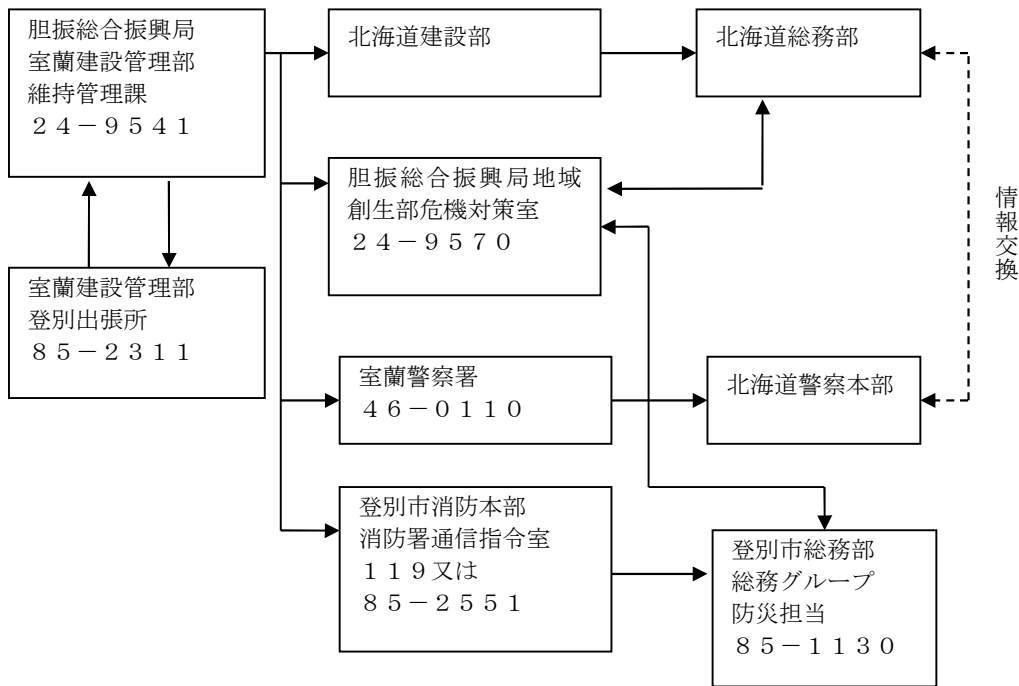
道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の伝達系統は、次のとおりとする。

(1) 施設（道路構造物）災害発生の場合

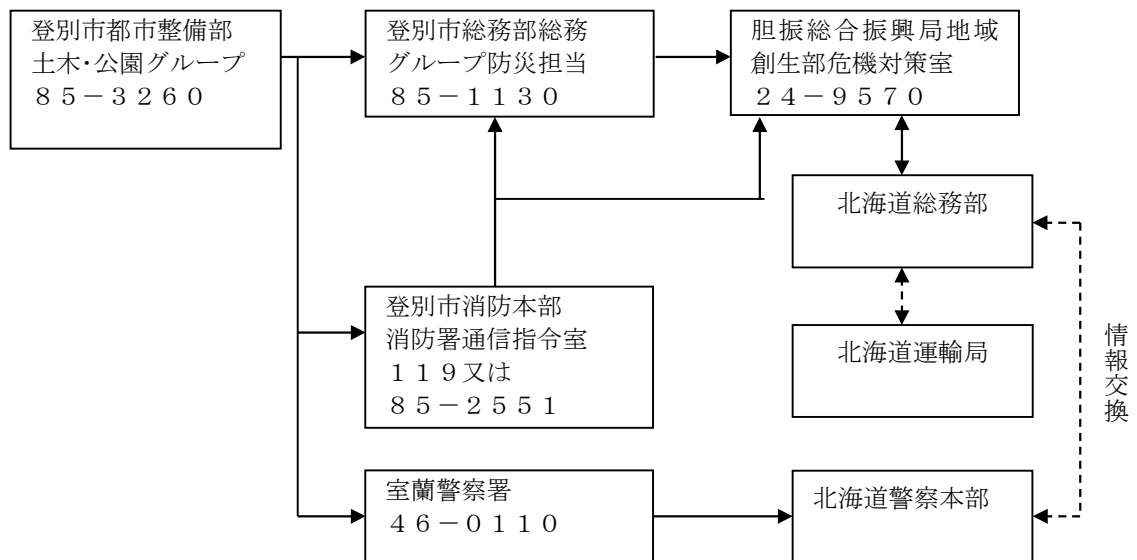
ア 国の管理する道路の場合



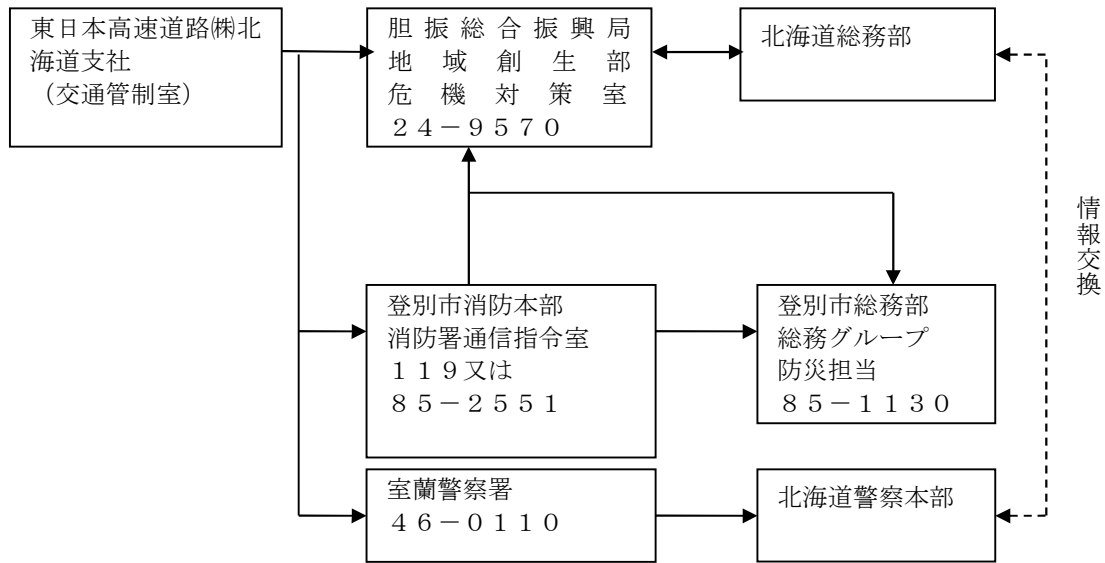
イ 北海道の管理する道路の場合



ウ 市の管理する道路の場合



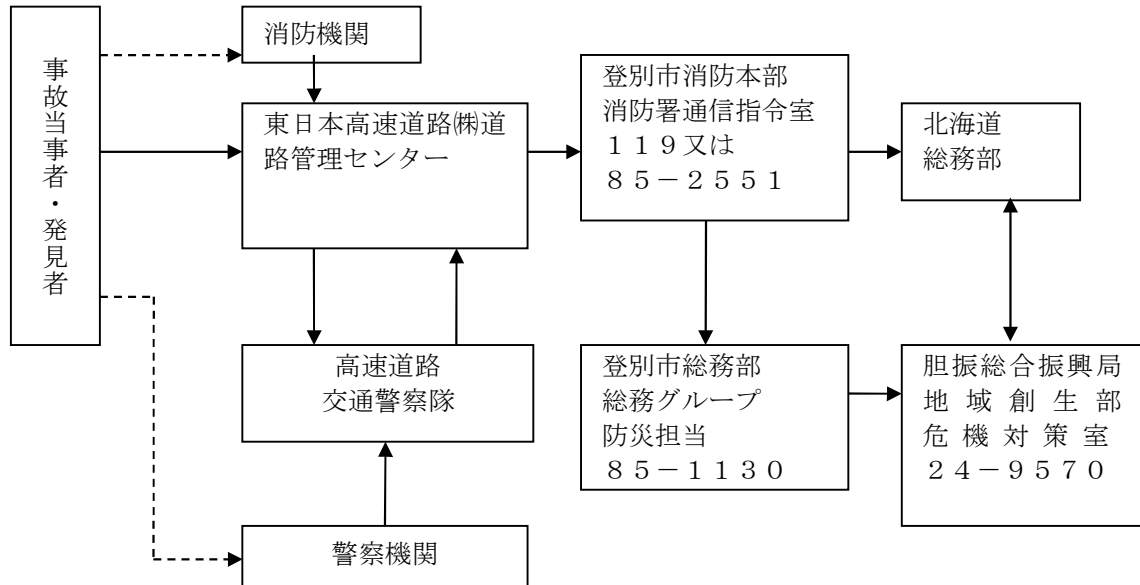
エ 道央高速自動車道の場合



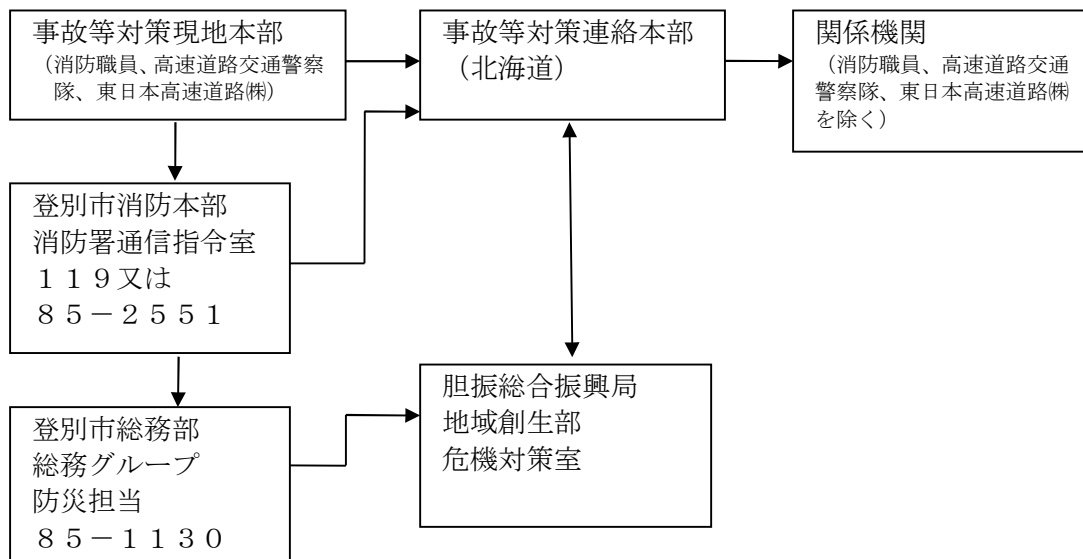
※室蘭警察署、登別市消防本部等の機関に直接通報があった場合、当該機関は直ちに所管する道路管理者へ伝達するものとする。

(2) 大規模な事故等の発生の場合

道央高速自動車道等において、車両の衝突若しくは炎上又は積載物の爆発若しくは転落等によって、大規模な消火活動、救急救助活動等が必要とされる場合。



【参考】事故の拡大防止等を実施するため、事故発生現場に現地対策本部が設置された場合の対策通報



2 災害予防対策計画

(1) 市（道路管理者）の実施事項

ア トンネルや橋梁等、道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。

また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

イ 道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するため必要な体制の整備に努めるものとする。

ウ 道路災害を未然に防止するため、安全性、信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施するものとする。

エ 道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備するものとする。

(2) 関係機関の実施事項

国道、道道、高速道路の道路管理者及び警察は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路防災を未然に防止するため必要な予防対策を道計画に基づき実施するものとする。

3 災害応急対策計画

道路災害時の関係機関の応急対策は、第2編風水害防災計画編第4章災害応急対策計画に準じて実施するものとする。

第5章 危険物等災害対策計画

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物、放射性物質）の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、事業者及び防災関係機関の実施する予防、応急対策は、次のとおりとする。

なお、海上への危険物等の流出等による災害対策については第4編特殊災害対策計画第2章海上災害対策計画の定めるところによる。

1 危険物等の定義

(1) 危険物

消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第2条第7項に規定されているもの

例：石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油、PCB）など

(2) 火薬類

火薬類取締法（昭和25年5月4日法律第149号）第2条に規定されているもの

例：火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）など

(3) 高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号）第2条に規定されているもの

例：液化石油ガス（LPG）、アセチレン、アンモニアなど

(4) 毒物及び劇物

毒物及び劇物取締法（昭和25年12月28日法律第303号）第2条に規定されているもの

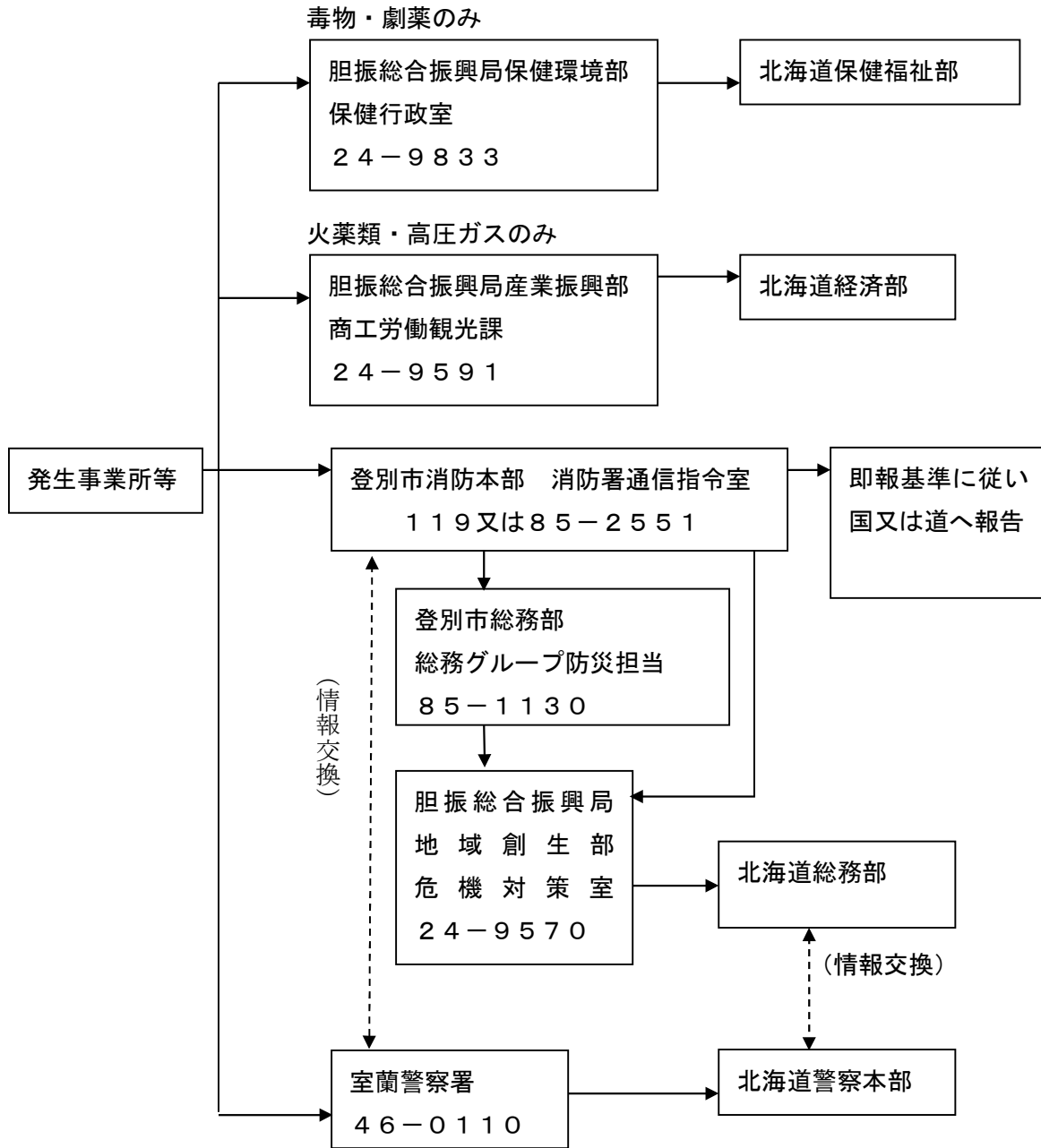
例：毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）など

(5) 放射性物質

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年6月10日法律第167号）等によりそれぞれ規定されている放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの

2 災害通信計画

危険物等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の伝達系統は、次のとおりとする。



3 災害予防計画

(1) 市の実施事項

ア 危険物災害予防

(ア) 消防法の規定に基づき、保安検査、立ち入り検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取り消し等の措置命令を発するものとする。

(イ) 事業者の自主保安体制確立のため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導する。

イ 火薬類、高圧ガス、毒物・劇薬物、放射性物質災害予防

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(2) 事業者及び関係機関の実施事項

危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵、取扱い等を行う事業者及び関係機関は、必要な予防対策を道防災計画に基づき実施するものとする。

4 災害応急対策

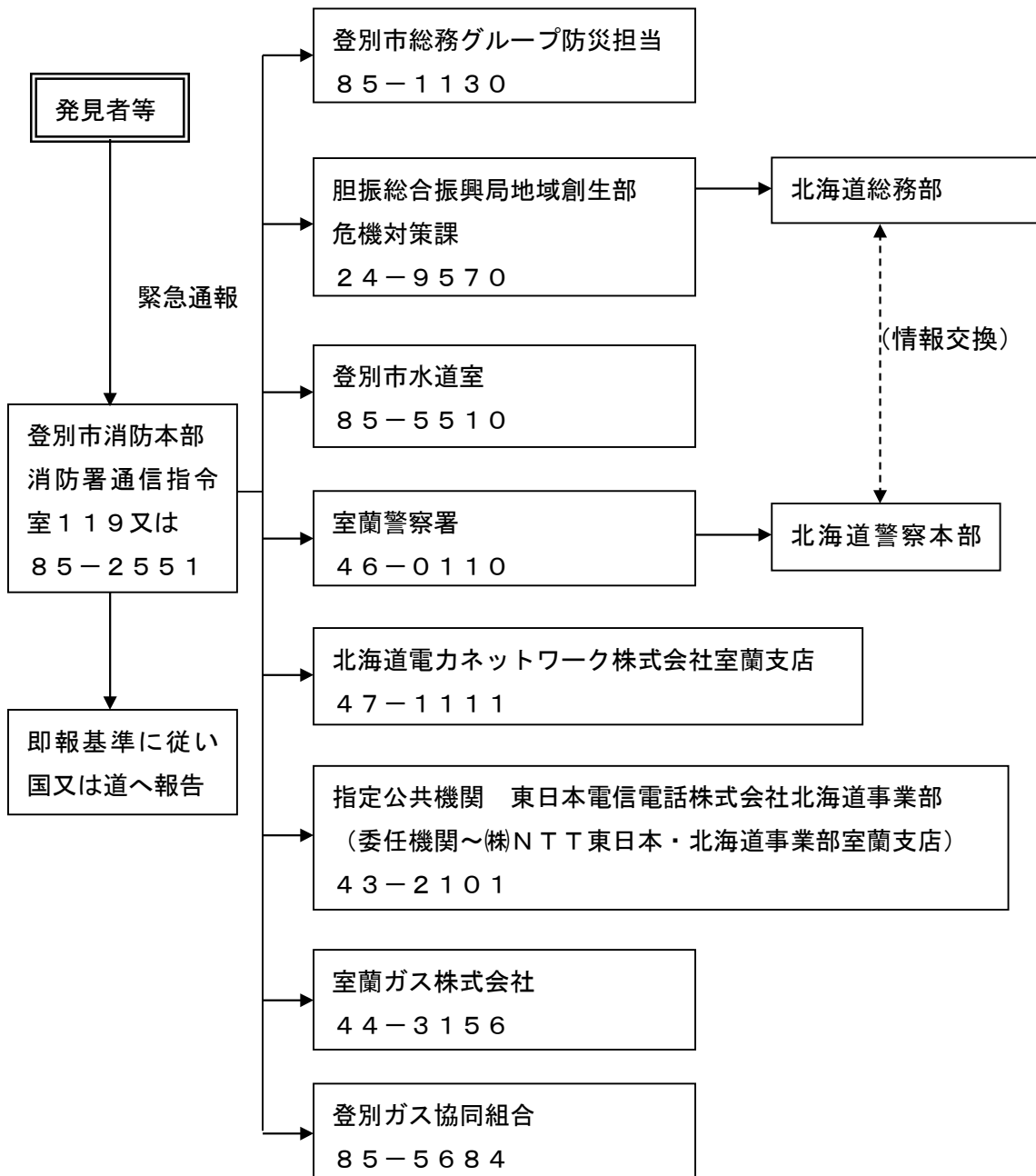
危険物等災害時の関係機関の応急対策は、第2編風水害防災計画編第3章災害応急対策計画に準じて実施するものとする。

第6章 大規模な火事災害対策計画

死傷者及び被災者が多数発生する等の大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して災害の拡大を防御し、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急対策は、次のとおりとする。

1 災害通信計画

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の伝達系統は、次のとおりとする。



2 災害予防計画

(1) 市及び消防本部の実施事項

ア 大規模な火事災害に強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空地・緑地等の連続的な配置による延焼遮断帯の形成、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。

イ 予防査察の実施

多数の人が出入りするホテル、デパート、病院、事業所等の防火対象物に対して、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）に基づく、消防用設備等の整備促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導する。

ウ 防火管理者制度の推進

防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の予防知識向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物、選任届出及び消防計画の作成の徹底、消防訓練の実施等について指導する。

エ 防火思想の普及

年2回（春期、秋期）の全道一斉の火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、住民の防火思想の普及、高揚を図る。

また、高齢者宅の防火訪問を実施する等要配慮者対策に十分配慮する。

オ 自主防災組織の強化育成

地域の自主防災組織等の民間防火組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的火災予防運動を促進する。

カ 消防水利の確保

同時多発火災や消火栓の使用不能等に備えて、防火水槽の配備、海水・河川水の活用等により、消防水利の多様化及び確保に努める。

(2) 関係機関の実施事項

関係機関はそれぞれの組織を通して相互に協力し、大規模な火事災害の発生を未然に防止するために必要な予防対策を道計画に基づき実施するものとする。

3 災害応急対策

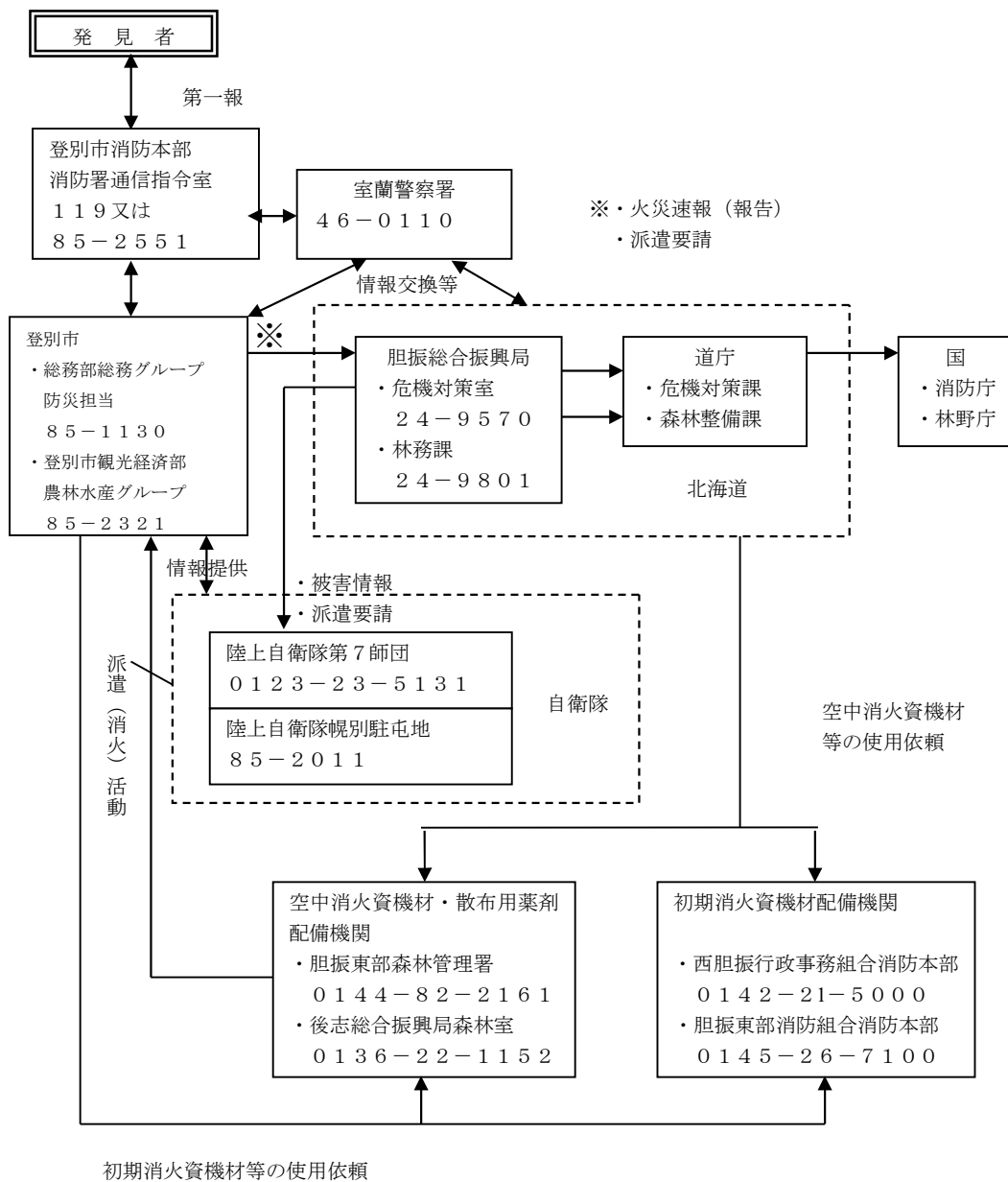
大規模な火事災害時の関係機関の応急対策は、第2編風水害防災計画編第3章災害応急対策計画に準じて実施するものとする。

第7章 林野火災対策計画

広範囲にわたる林野の焼失等の火災が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して災害の拡大を防御し、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種予防、応急対策は次のとおりである。

1 災害通信計画

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の伝達系統は、次のとおりとする。



2 災害予防計画

林野火災発生原因のほとんどが人為的によるものであるため、市は森林管理署、総合振興局と連携し、登山、ハイキング、山菜採取等の一般入林者に対し、タバコや焚き火の不始末による出火の危険性について周知を図る。

また、森林所有者や林内において森林施業、道路整備等を行う林内事業者等は、道防災計画に基づき、林野火災の予防に努めるものとする。

3 災害応急対策計画

広範囲にわたる林野の焼失等の災害時の応急対策は、第2編風水害防災計画編第3章災害応急対策計画に準じて、実施するものとする。

第8章 航空災害対策計画

市の区域において、航空機の墜落炎上等により大規模な救急救助活動や消火活動が必要とされる災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、早期に初動体制を確立し、被害の軽減を図るために実施する応急対策は、この計画の定めるところによる。

1 情報通信

- (1) 市及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- (2) 市及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- (3) 市及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。
- (4) 航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、別図のとおりとする。

2 災害広報

市及び関係機関は、被災者の家族、旅客及び地域住民等に次の情報を提供する。

- (1) 航空災害の状況
- (2) 旅客及び乗務員等の安否情報
- (3) 医療機関の情報
- (4) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (5) 航空輸送復旧の見通し
- (6) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (7) その他必要な事項

3 応急活動体制

市は、航空災害時、その状況に応じて応援活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

4 消防活動

- (1) 消防機関は、第2編第2章災害予防計画第7節消防計画に基づき航空災害による火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火薬剤等による消火活動を迅速に実施する。
- (2) 消防機関の職員は、航空災害による災害が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

5 救助救出活動

航空災害時における救助救出活動については、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第5節救助救出計画の規定に準じる。

6 医療救護活動

航空災害時における医療救護活動については、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第11節医療救護計画の規定に準じる。

7 防疫及び廃棄物等処理

- (1) 災害に係る航空機が国際線である場合は、空港検疫所等と綿密な連携を図りつつ、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第12節防疫計画の定めるところによりの確な応急貿易対策を実施する。
- (2) 廃棄物処理等に係る応急対策は、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第13節廃棄物等処理及び清掃計画の規定を準用する。

8 交通規制

災害の拡大防止及び道路交通の確保のための交通規制は、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第15節交通対策計画の規定を準用する。

9 行方不明者の捜索及び遺体の処理並びに埋葬

行方不明の状態にある者の捜索、遺体の処理及び埋葬の実施については、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第19節行方不明者の捜索及び遺体の処理・埋葬計画の規定に準じる。

10 応援要請

第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第24節広域応援要請計画の規定を準用する。

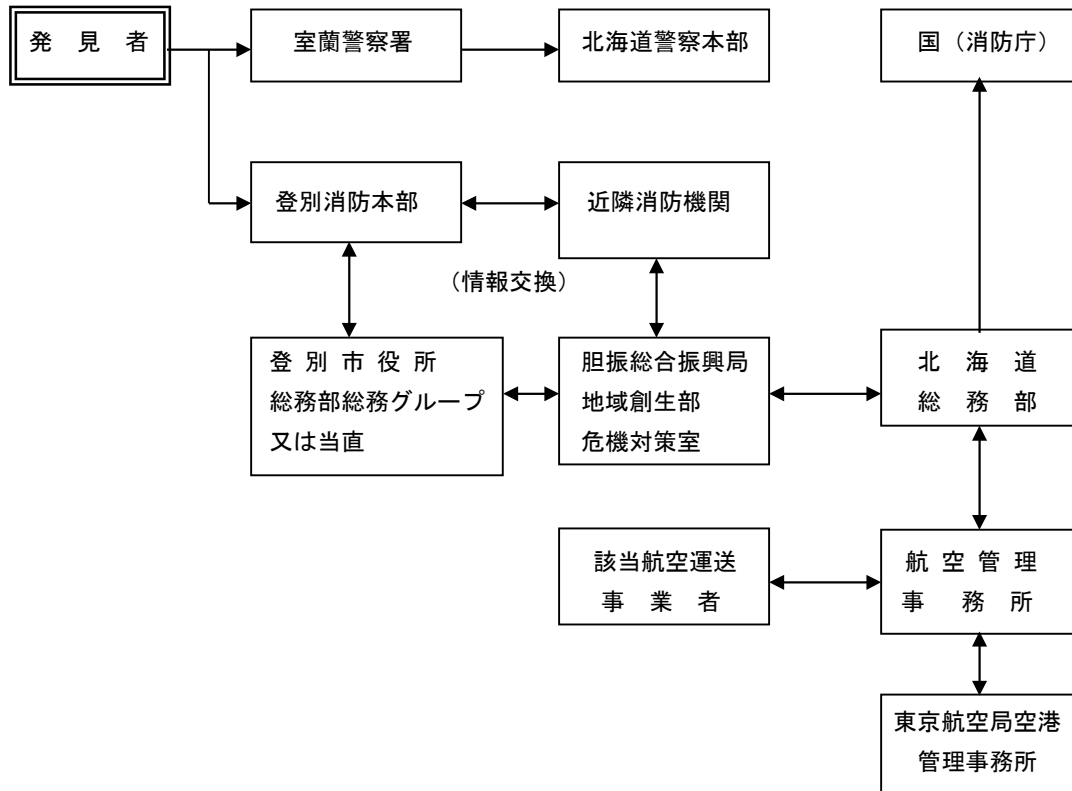
11 自衛隊派遣応援要請

第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第25節自衛隊災害派遣要請計画の規定を準用する。

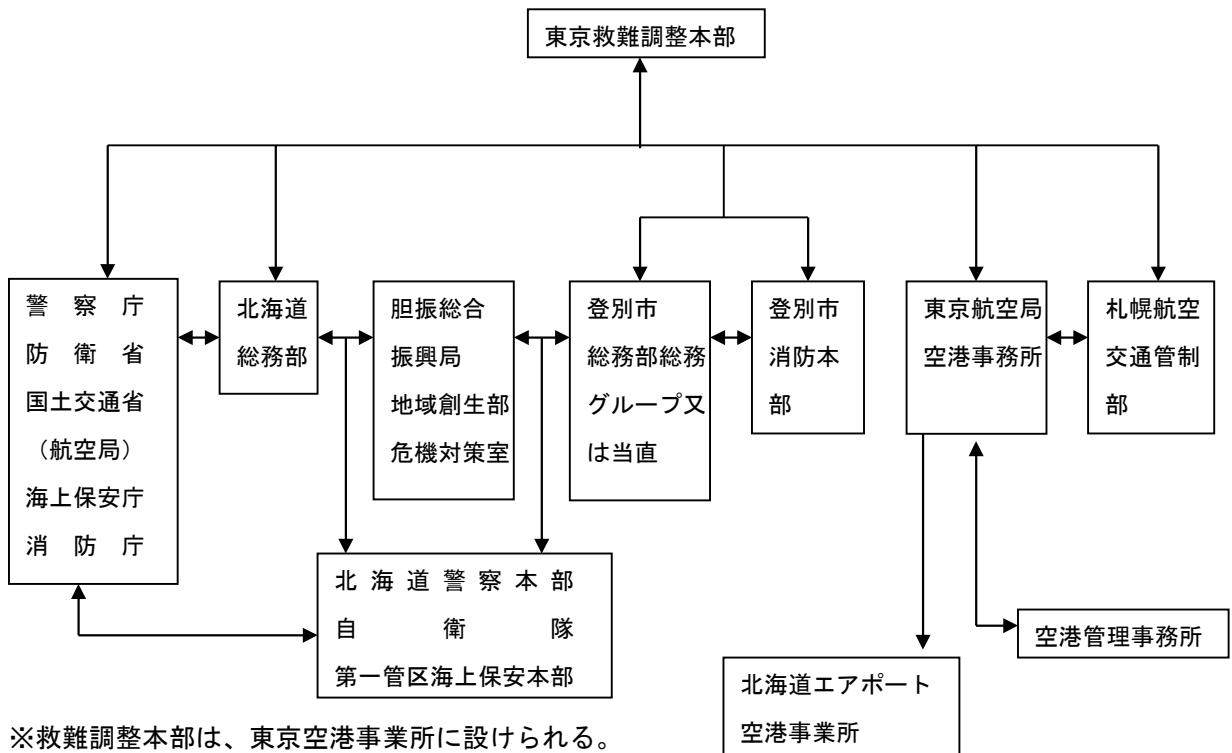
別図

航空機災害情報通信連絡系統図

(1) 発生地点が明確な場合



(2) 発生地点が不明な場合 (航空機の搜索活動)



※救難調整本部は、東京空港事業所に設けられる。